

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 菊地 雄太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1361

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデント・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
Aコース証券100億米ドル(約1兆888億円)を上限とします。
Bコース証券100億米ドル(約1兆888億円)を上限とします。
Cコース証券100億豪ドル(約7,528億円)を上限とします。
Dコース証券100億豪ドル(約7,528億円)を上限とします。
Eコース証券100億ユーロ(約1兆2,146億円)を上限とします。
Fコース証券100億ユーロ(約1兆2,146億円)を上限とします。
Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約6,982億円)を上限とします。
Hコース証券100億NZドル(約6,982億円)を上限とします。
(注)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、
2019年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買
相場の仲値(1米ドル=108.88円、1豪ドル=75.28円、1ユーロ=121.46円、1NZドル=69.82円)によります。以下、外貨
の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(「野村通貨選択型日本好配当株投信」または「通貨選択型日本好配当」と称することがあります。)(以下「ファンド」といいます。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、Aコース証券からHコース証券の8種類とします(以下「Aコース証券」から「Hコース証券」を、合わせて「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)

なお、ファンドを「通貨選択型日本好配当」と表記、また各コース証券を以下のような別名称で表記することがあります。

正式名称	別名称
Aコース証券	Aコース証券 米ドル建て、Aコース証券 米ドル建、 Aコース証券 米ドル建て(分配型)、Aコース証券 米ドル建(分配型)、 Aコース 米ドル建て(分配型)、Aコース 米ドル建(分配型)、A
Bコース証券	Bコース証券 米ドル建て、Bコース証券 米ドル建、 Bコース証券 米ドル建て(成長型)、Bコース証券 米ドル建(成長型)、 Bコース 米ドル建て(成長型)、Bコース 米ドル建(成長型)、B
Cコース証券	Cコース証券 豪ドル建て、Cコース証券 豪ドル建、 Cコース証券 豪ドル建て(分配型)、Cコース証券 豪ドル建(分配型)、 Cコース 豪ドル建て(分配型)、Cコース 豪ドル建(分配型)、C
Dコース証券	Dコース証券 豪ドル建て、Dコース証券 豪ドル建、 Dコース証券 豪ドル建て(成長型)、Dコース証券 豪ドル建(成長型)、 Dコース 豪ドル建て(成長型)、Dコース 豪ドル建(成長型)、D
Eコース証券	Eコース証券 ユーロ建て、Eコース証券 ユーロ建、 Eコース証券 ユーロ建て(分配型)、Eコース証券 ユーロ建(分配型)、 Eコース ユーロ建て(分配型)、Eコース ユーロ建(分配型)、E
Fコース証券	Fコース証券 ユーロ建て、Fコース証券 ユーロ建、 Fコース証券 ユーロ建て(成長型)、Fコース証券 ユーロ建(成長型)、 Fコース ユーロ建て(成長型)、Fコース ユーロ建(成長型)、F
Gコース証券	Gコース証券NZドル建て、Gコース証券NZドル建、 Gコース証券NZドル建て(分配型)、Gコース証券NZドル建(分配型)、 GコースNZドル建て(分配型)、GコースNZドル建(分配型)、G
Hコース証券	Hコース証券NZドル建て、Hコース証券NZドル建、 Hコース証券NZドル建て(成長型)、Hコース証券NZドル建(成長型)、 HコースNZドル建て(成長型)、HコースNZドル建(成長型)、H

ファンド証券について、管理会社(以下に定義します。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドは追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

Aコース証券100億米ドル(約1兆888億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆888億円)、Cコース証券100億豪ドル(約7,528億円)、Dコース証券100億豪ドル(約7,528億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆2,146億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆2,146億円)、Gコース証券100億NZドル(約6,982億円)およびHコース証券100億NZドル(約6,982億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2019年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.88円、1豪ドル=75.28円、1ユーロ=121.46円、1NZドル=69.82円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

受益証券1口当りの発行価格は、申込みが受領された評価日(以下に定義されます。)に計算される受益証券1口当りの純資産価格(以下に定義されます。)とします。

発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5)【申込手数料】

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%(税込)
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%(税込)
50万口以上	申込金額の0.55%(税込)

(6)【申込単位】

100口以上1口単位

(7)【申込期間】

2020年1月11日(土曜日)から2021年1月8日(金曜日)まで

ただし、全コースの受益証券について、申込期間中、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)およびニューヨークでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)で、かつ日本での販売会社(以下に定義します。)の営業日(以下「評価日」または「営業日」といいます。)に申込みの取扱いを行います。

(注)期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(以下「野村證券」または「販売会社」といいます。)

(注)販売会社の日本における本店・支店において、申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

投資家は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」(通常、申込日の日本における翌営業日)といいます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

各申込日の発行価格の総額は、販売会社によって、申込日から起算して6評価日以内(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間)に保管受託銀行(以下に定義します。)のファンド口座に、各コース証券の表示通貨(AおよびBコース証券の場合は米ドル、CおよびDコース証券の場合は豪ドル、EおよびFコース証券の場合はユーロ、GおよびHコース証券の場合はNZドル)(以下「表示通貨」といいます。)で払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(a) 申込証拠金

ありません。

(b) 引受等の概要

販売会社は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)との間の、日本における2018年7月6日付(2018年8月13日効力発生)の修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づき、日本においてファンド証券の募集を行います。

販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」といいます。なお、販売会社を含むものとします。)を通じて間接に受けたファンド証券申込みおよび買戻請求(ファンドの受益証券の保有者(以下「受益者」といいます。)、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款(以下「約款」といいます。)上の制限に服します。)を管理会社へ取り次ぎます。

(注)販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取扱業務にかかる契約を締結し、投資家からのファンド証券の申込みおよび買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資家からの申込金額の受け入れおよび投資家に対する買戻代金の支払に係る事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員(以下「代行協会員」といいます。)に指定しています。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当りの純資産価格(以下「純資産価格」といいます。)の公表を行い、また目論見書および運用報告書等を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

販売会社は、ファンド証券の買付け・買戻しの注文につきそれが不正なものであるとの疑義が生じた場合は、当該注文を取り次がない場合があります。

(c) 申込みの方法

ファンド証券の取得申込みを行う投資家は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該口座約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額が円貨で支払われる場合、各コースの表示通貨(外貨)との換算は、原則として、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、各コース証券の表示通貨で支払うこともできます。

なお、米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法および投資会社法(それぞれ以下に定義されます。)の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

(d) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、異なる4つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドル）から、主に東京証券取引所第一部上場銘柄を主体とした日本の株式に投資し、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して積極的な運用を行います。

株式の投資にあたっては、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄を中心に、配当の安定性や成長性、企業の業績等のファンダメンタルズ、株価の割安性（バリュエーション）等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。

銘柄分散、業種分散に一定の配慮を行い、ポートフォリオを構築します。

各コース証券に帰属するファンド資産（その大半は日本円建てです。）について、日本円を売り、各コース証券の表示通貨を買う為替取引を（可能な範囲で）行います。当該為替取引における日本円売りの額の比率は、通常、純資産総額の円建て部分の90～110%を基本とします。

運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を活用することがあります。

日本の株式の組入比率は原則として高位（90%）を基本とします。ただし為替変動等によって一時的に高位とされない場合があります。

ファンドはルクセンブルグの民法に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券は、Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース、Fコース、GコースおよびHコースという8つのコースの記名式無額面証券です。ファンドは信託期間中の評価日に原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

ファンド証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

ファンド証券について、規定された授権数はなく、ファンド証券はどの評価日においても発行されることができません。

受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。

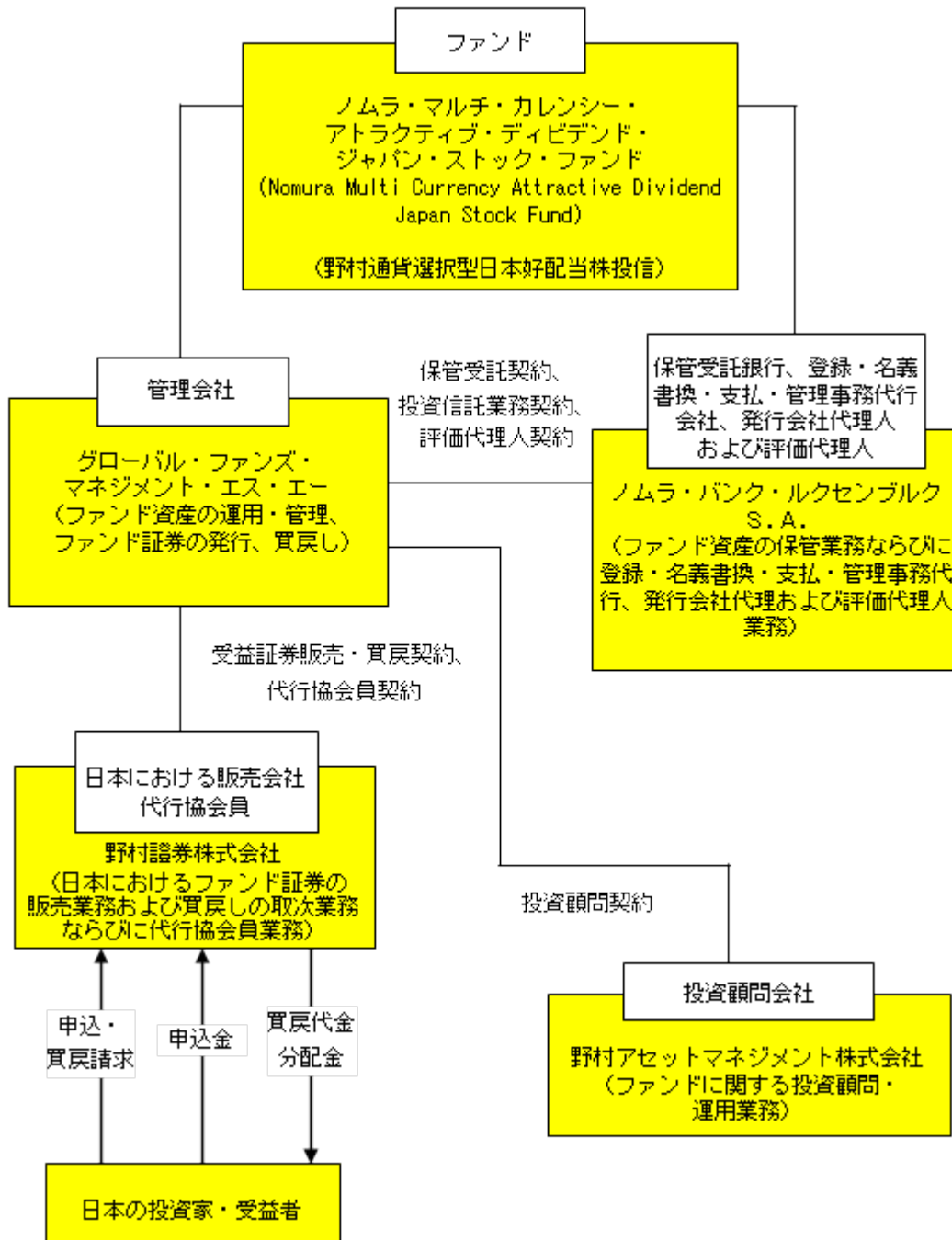
ファンドは、為替取引および投資先企業からの配当による高い投資総収益ならびに積極的な運用が行われる日本株のポートフォリオに関連しての資産の成長を享受し、将来、かかる収益に発生するかもしれない追加的なリスクを負う意思のある投資家のために設定されます。ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資を検討されている投資家の方々は、下記「3 投資リスク」に記載されるリスクを負担できるかどうかを十分ご検討ください。

(2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2008年5月15日	ファンド約款締結
2008年6月16日	日本におけるファンド証券の募集開始
2008年6月27日	ファンドの運用開始
2012年3月16日	修正ファンド約款締結
2012年4月10日	2012年3月16日付修正ファンド約款の効力発生
2012年12月10日	修正ファンド約款締結
2013年1月10日	2012年12月10日付修正ファンド約款の効力発生
2014年3月14日	修正ファンド約款締結
2014年4月10日	2014年3月14日付修正ファンド約款の効力発生
2015年12月11日	修正ファンド約款締結
2016年1月8日	2015年12月11日付修正ファンド約款の効力発生
2017年12月11日	修正ファンド約款締結
2018年1月10日	2017年12月11日付修正ファンド約款の効力発生
2018年12月10日	修正ファンド約款締結
2019年1月10日	2018年12月10日付修正ファンド約款の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2018年12月10日付（2019年1月10日効力発生）で締結された約款。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人」または「評価代理人」といいます。)	2014年4月10日付で管理会社との間で締結された保管受託契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 2014年4月10日付で管理会社との間で締結され、2015年8月25日付で修正された修正・再録投資信託業務契約（以下「投資信託業務契約」といいます。）（注2）に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 2014年2月20日を効力発生日として2014年4月30日付で管理会社との間で締結された評価代理人契約（注3）に基づく、評価代理人業務。
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社	2014年6月5日付で管理会社との間で締結された修正・再録投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注4）に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務およびその他の業務。
代行協会員、日本における販売会社	野村證券株式会社	2008年5月15日付で管理会社との間で締結され、2015年5月20日付（2015年6月26日効力発生）の代行協会員契約の変更契約書により修正された代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注5）に基づく、日本における代行協会員業務。 2018年7月6日付（2018年8月13日効力発生）で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注6）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管受託契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および支払代行業務等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、登録、名義書換、純資産価格の計算、記録の維持等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従って投資顧問・運用業務およびその他の業務を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の諸規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して管理会社から交付を受けたファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ (Kristian Gesinski, Conducting Officer)
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年法」といいます。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、()投資信託の運用に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年12月17日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。)の第15章に規定される管理会社として、および()オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として認可されています。
事業の内容	<p>管理会社の主な目的は、以下のとおりです。</p> <p>(a) 2010年12月17日法の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと</p> <p>(b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年7月12日法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと</p> <p>管理会社は、以下の業務を提供しません。</p> <p>(1) 顧客毎の一任運用</p> <p>(2) 投資顧問業務</p> <p>(3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務</p> <p>(4) 2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信</p> <p>また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。</p> <p>管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。</p> <p>管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。</p>
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約4,555万円)で、2019年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約304万円)で記名式株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、登記上の事務所をルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟に有するノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)で、上記の15株すべてを所有しています。

本邦における代理人	<p>東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p> <p>上記代理人は、管理会社から日本国内において</p> <p>(1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびにJSDAの諸規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、</p> <p>(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。</p> <p>また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、</p> <p>弁護士 小林 穰 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p> <p>です。</p>
-----------	--

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

ファンドは2010年12月17日法のパート、大公規則ならびにCommission for the Supervision of the Financial Sector(以下「金融監督委員会」といいます。)の通達および規則に従っており、2013年7月12日法第1条第39項に規定するAIFとして認可されています。ファンド証券は、欧州連合(以下「EU」といいます。)の加盟国(以下、欧州連合加盟国を「加盟国」といいます。)における公衆に対し販売されません。

準拠法の内容

ファンドは、ルクセンブルグの民法および2010年12月17日法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人(すなわち受益者)との間の契約関係を定める約款によって設定された、譲渡性のある証券およびその他の資産の非法人の共同保有者であるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は評価日に、投資家の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が販売し、また受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買い戻すという仕組みになっています。

2013年7月12日法は、主にAIFMを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用するAIFに影響を与える多くの規定により構成されています。

2013年7月12日法は、AIFMDを法制化し、主に()2010年12月17日法、()専門投資信託(SIF)に関するルクセンブルグの法律および()リスク・キャピタルに投資する投資法人(SICAR)に関するルクセンブルグの法律を改訂したもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

2013年7月12日法は、AIFを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

- () 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- () UCITS通達に基づく認可を必要としない投資信託(即ちUCITSとしての適格性を有しない投資信託)。

2013年7月12日法はまた、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは、2013年7月12日法に基づく認可を一度受ければ、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの投資証券または受益証券をEUの他の加盟国において販売することができます。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が必要となります。この場合、ルクセンブルグの法令に従い、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、ファンドの承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウス・クーパーズ・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers Société coopérative)です。ファンドは、金融監督委員会の通達15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者は無料でこれを入手することができます。

ファンドの運用実績、日々の純資産価格、ファンドの受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といった事項を含むファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されます。全受益証券の連結計算書は、日本円で表示されます。

受益者に対する通知はすべて、受益者名簿に記載された住所に送付され、ルクセンブルグ法が要求する場合には、ルクセンブルグのルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」といいます。)に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は取られないものとします。受益者の権利については、ファンドの英文目論見書および約款に記載されています。

2013年7月12日法に従い、以下の情報は、ファンドの英文目論見書において開示されない範囲について、ファンドの年次報告書および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、投資家に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社はそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・() ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、() その上限の変更、() レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、() 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類および投資資金
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資家に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報() ファンドの名称、() 管理会社等の情報、() ファンドの目的・特色、() 投資リスク、() 運用実績および() 手続・手数料等)および(2)追加的情報です。また、有価証券届出書(ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。)の内容を記載した目論見書(請求目論見書)は販売会社に請求することにより当該販売会社より交付されます。販売会社に請求目論見書を請求した投資家は、その旨を記録しておくべきです。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、EDINETにおいて、これらの書類を閲覧することができます。代行協会員は、JSDAの規則(以下に定義されます。)に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準(以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。)に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。

さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な併合を除きます。)、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

- (a) ルクセンブルグに所在するすべての規制されたUCIは、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。
- (b) 加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS通達の要件に適合していなければなりません。ルクセンブルグ以外の加盟国において設立されたUCITSは、UCITSの支払代理人としてルクセンブルグ国内の金融機関を任命し、所定の通知手続に従い、UCITS所在加盟国の監督当局が金融監督委員会に所定の書類を提出した後に、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。金融監督委員会への書類の提出が完了した旨の通知がUCITS所在加盟国の監督当局からUCITSになされた日から、UCITSは、ルクセンブルグにおいて販売を開始することができます。
- ファンドは、2010年12月17日法のパート の投資信託として設定されており、加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。2010年12月17日法の第88-1条に基づき、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」といいます。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有しています。
- (c) 外国法に準拠して設定され、運営されているオープン・エンド型のUCIは、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその有価証券を販売するためには、当該UCIが設立された加盟国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらのUCIは、金融監督委員会により、2010年12月17日法に規定されるものと同等とみなされる監督に服していなければなりません。
- (d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令または金融監督委員会の通達を遵守しない場合には、その登録が拒絶または取消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される義務を履行するための信用および専門的能力についての十分な保証を提供しない場合、登録は拒絶されることがあります。

登録が取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。

目論見書等の審査および「査証」の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および(必要とされる場合)その他特定の書類は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、適用ある法律、規則および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に「電磁的査証」を付してそれを証明します。

ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

投資家に提供および金融監督委員会に提出された、UCIの財務状況およびその他の情報の正確性を確保するため、UCIは、承認された法定監査人の監査を受けなければなりません。承認された法定監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。特に、UCIの年次報告書に含まれる会計情報の監査またはUCIに係るその他の法律業務を行う際に知ることとなった事実または判断が下記のいずれかに該当する可能性がある場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。

- 2010年12月17日法またはかかる法の施行のために採択された規則の重大な違反となる場合
- UCIの継続的な運営または事業活動に影響する場合
- 計算書またはその注記の認証の拒否につながる場合

同様の趣旨で、承認された法定監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(UCIの会計帳簿またはその他の記録を含みます。)を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することです。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とします。

銘柄の選定にあたっては、ファンドは、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄を中心に、配当の安定性や成長性、企業の業績(を含みますがこれらに限られません。)などのファンダメンタルズ、株価の割安性(バリュエーション)等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。ファンドは、予想配当利回りが市場平均を下回っている銘柄であっても、増配する可能性があるとは判断される場合には、投資することもあります。

さらに、銘柄分散や業種分散に一定の配慮を行い、ポートフォリオを構築します。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資します。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合があります。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(以下「TOPIX」といいます。)を用います。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではありません。参照インデックスと各コース証券のパフォーマンスの相違は、各コース証券について行われる為替取引や、ファンドが行う流動資産への投資などの要因により生じる場合があります。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(以下「共通ポートフォリオ」といい、以下にさらに詳述されます。)で運用され、プール内の資産は、各コース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属します。さらに、各コース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用します。

各コース証券は、この為替先渡取引の利用により、為替取引から利益を得ることもあれば、逆に損失を被る場合もあります。一般的には、為替取引における利益または損失は、関連する二通貨間の為替先渡取引期間の金利差により決まります。それぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が低い場合には、当該コース証券はこれらの為替先渡取引により利益を得ることが期待されます。

ファンドは通常の市場環境においては、上記の投資目的を達成し、かつ上記の詳細な投資方針に従うべく努めますが、日本株に投資される実際のファンドの純資産比率は変動することがあります。ファンドは、ファンドの効率的な運用のために、日本の取引市場(例えばTOPIX先物)内外で行われる日本株の株価指数先物取引を利用することがあります。ファンドは、下記「(5)投資制限」に基づき定められた制限に従います。

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンドの受益証券の買戻しへの対応もしくは為替の実現損に備えて、2010年12月17日法が定める制限の範囲内で、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期金融商品に投資することができます。

さらに外国企業が行う株式交換による買収等の予期せぬ事態の結果、ファンドは当初購入した日本株と引き換えに、外国株を保有する場合があります。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項をご参照ください。

コース証券

ファンドの受益証券は、4つの異なった通貨建てで、各通貨毎に分配型と成長型の2つのコースがあり、8種類の受益証券として発行されます。

コース証券の特定の為替取引

各コース証券に帰属するファンド資産(その大半は日本円建てです。)について、日本円を売り、各コース証券の表示通貨を買う為替取引を(可能な範囲で)行います。

これら8つの各コース証券の資産は共通ポートフォリオに投資されます。4通貨のコースの違いは、日本円と各表示通貨との間で行う為替取引に、異なる通貨を使用する点です。

各コース証券の純資産総額と当該為替取引における日本円売りの額は必ずしも一致しませんが、管理会社は、通常、当該日本円売りの額の比率が純資産総額の円建て部分の90%から110%となるよう調整を行う意向です。また、管理会社は、共通ポートフォリオの価値の変動またはコース証券の販売もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の比率が純資産総額の円建て部分の90%を下回ったり110%を超える場合には、当該範囲内(通常約100%)に戻す意向です。

各コース証券は、当該コースの表示通貨に対し円安時においても円高時においても上記のとおり、日本円を売り、当該コースの表示通貨を買う為替取引を行うため、各コース証券は、当該コースの表示通貨に対する円安から投資家を保護することができる一方、円高による利益の享受についても大きく制限されます。

ファンド証券に投資するため日本円を該当する表示通貨に交換する投資家は、当該表示通貨と日本円との為替変動の直接の影響を受けることに留意する必要があります。

「東証株価指数(TOPIX)」について

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をみようとするものであり、1968年1月4日を基準時とし、その基準時の時価総額を100として1969年7月から東京証券取引所が公表しています。

「東証株価指数(TOPIX)」の特徴

- ・東証第一部上場銘柄のすべてを対象として算出しますので、市場全体の動向を表わします。
- なお、計算は次の式でなされます。

$$\text{東証株価指数(TOPIX)} = \text{当日の時価総額} \div \text{基準時価総額} \times 100$$

- ・有償増資や新規上場など市況変動以外の要因により、時価総額が変わるときには指数の連続性を維持するため、基準時価総額を修正します。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

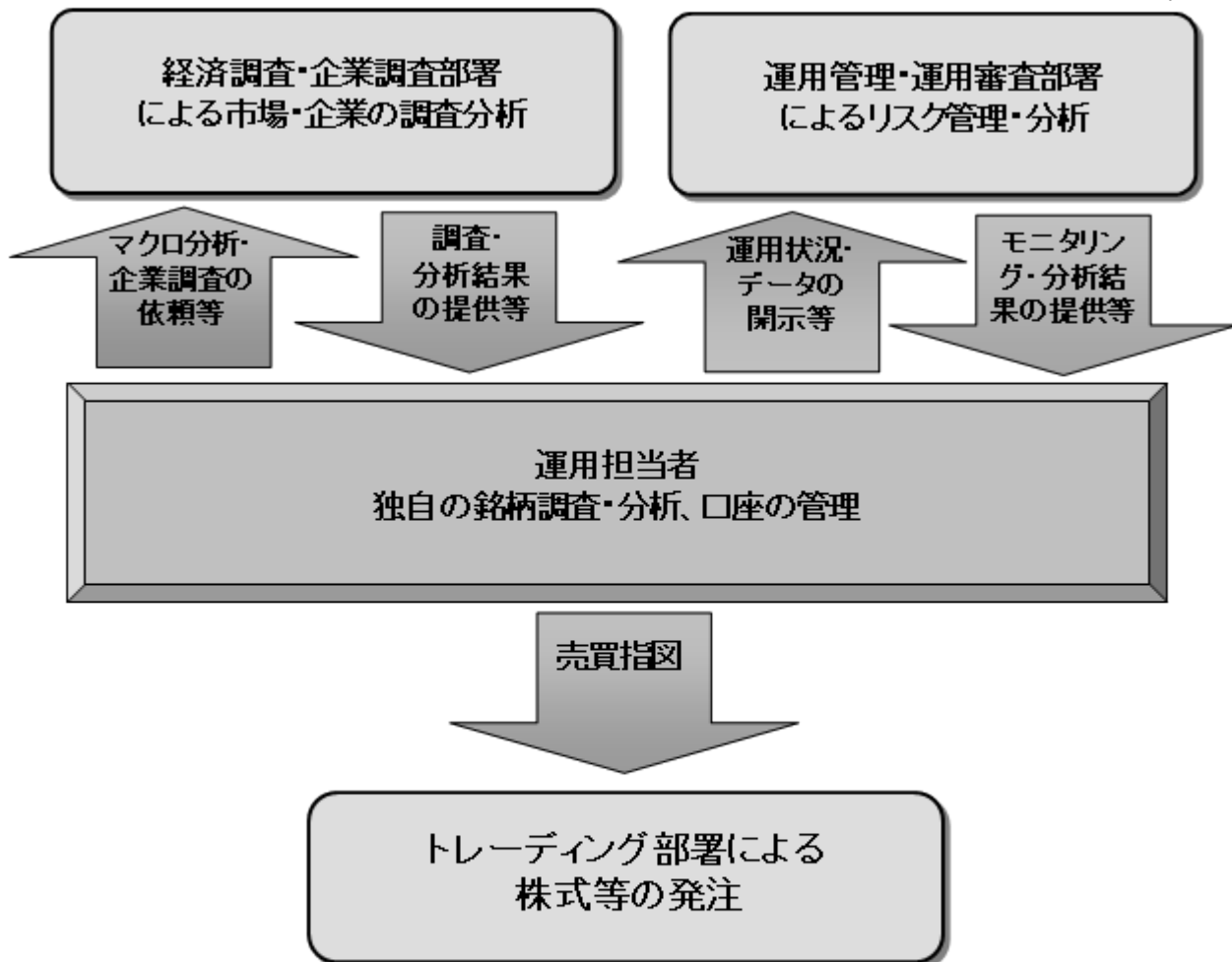
(3)【運用体制】

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」または「投資顧問会社」といいます。)にファンドの運用を委託しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本における先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、1959年野村証券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

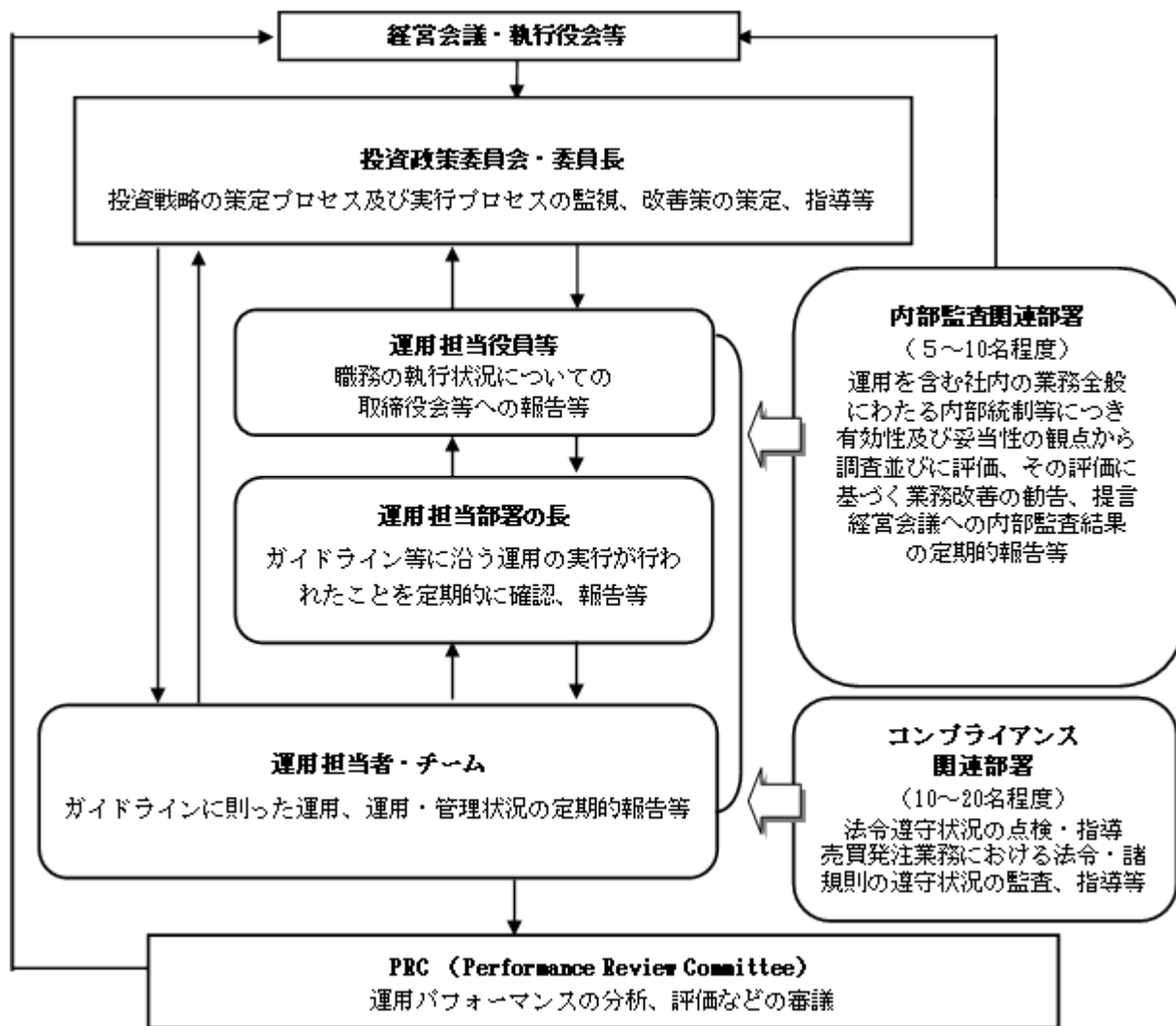
投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社が、他方当事者への3か月前までの書面による予告通知を交付または書留により発送することにより解約することができます。

また、ファンドの関連当事者によるファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。



野村アセットマネジメントでは、運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



上記の運用体制は2019年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、原則として毎月、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができます。

管理会社は、毎月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定です。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定です。

（注）「安定的に分配を行う予定」としてはありますが、これは、運用による収益が安定したものになることや純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、原則として年1回、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができます。

管理会社は、毎年7月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、分配を行う予定です。



分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定されたUCIの最低額(125万ユーロ)の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができません。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれます。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

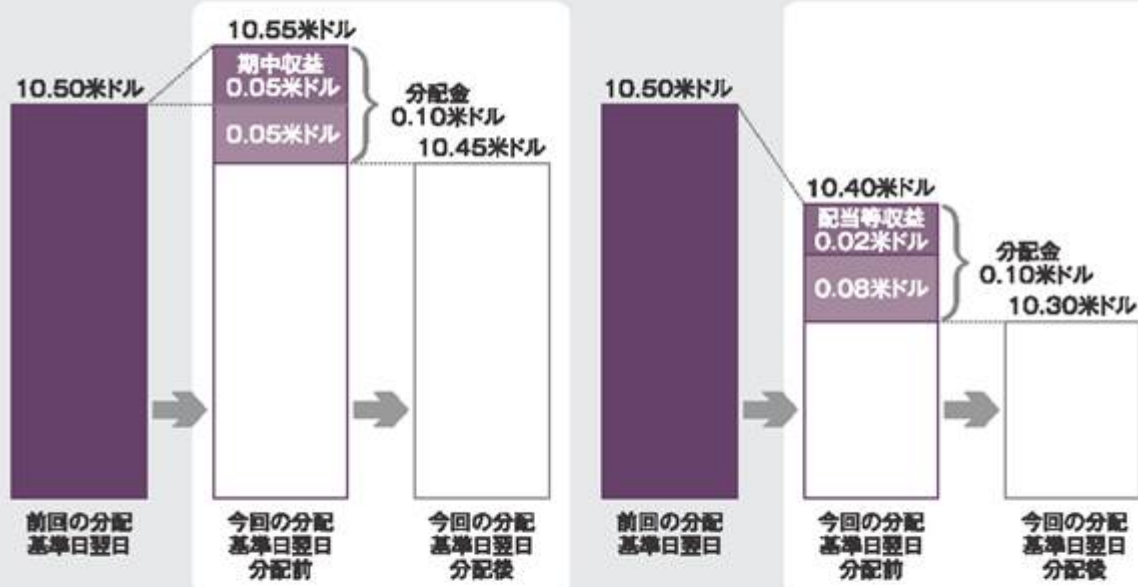


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



（注）分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※ 上記イメージ図は、便宜上米ドルで表記しておりますが、コースによって表示通貨が異なります。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



(5) 【投資制限】

ファンドの資産の運用を行う場合、管理会社またはその任命された代理人は、約款に定められるように、以下の制限(ただし、下記記載の制限よりも厳格な制限を含み、JSDAが、昭和48年12月4日に制定した外国証券の取引に関する規則(改正済)(以下「JSDAの規則」といいます。))に基づき定めた制限を含みます。)に従います。

・ 有価証券への投資

- 1) 日本の規則上、ファンドの純資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資されなければなりません。ただし、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合はこの限りではありません。
- 2) 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券に投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(以下「OECD」といいます。)加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 3) 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済証券の15%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する証券の取得時に適用されるものとし、かかる15%の上限を超える場合、市況および流動性に照らし投資顧問会社が慎重に検討し是正すべきであるとみなした場合には、ファンドの受益者の利益を考慮して、管理会社は売却、すなわちかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 4) 管理会社は、ファンドのために、かかる会社の支配権または経営権を目的とする投資を行うことはできません。
また、購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドと合わせて、いずれかの会社または法人のいずれかの種類の株式の15%を超えて所有することとなるような購入はできません。もっとも、この制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 5) 管理会社は、ファンドのために不動産を購入してはなりません。
- 6) 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引ならびに先物予約(ならびにこれらに関するオプション取引)の売買を行うことを妨げるものではありません。
- 7) 管理会社は、証券を信用取引で購入してはなりません(ただし、管理会社は組入証券売買の清算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(およびこれらに関するオプション取引)に関し、当初および維持証拠金を預託することができます。
- 8) 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- 9) 管理会社は、上記8)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ、当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- 10) 管理会社は、指令2004/39/CE第4条第1項第14号が意味する公認の証券取引所またはその他の市場、および、いかなる国のいかなる他の市場(規制され、定期的に運営され、かつ公に認識・公開されている市場)(以下「規制ある市場」といいます。)においても取引されていない証券について、ファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 11) ファンドの投資対象は、JSDAの規則に従い「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における同一発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、さらに同一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはならないものとし

ます。必要な場合には、投資顧問会社および管理会社は、JSDAの規則に従ったこれらの制限を遵守するようにファンドの投資対象の調整を行います。

- 12) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定義されます。)については、金利、通貨価値、金融商品の時価およびその他の指標の変動ならびにその他の理由により生じる可能性のあるリスクをカバーするための額として、JSDAの規則に沿って、管理会社が投資顧問会社との協議の上で、または投資顧問会社が決定した「合理的な方法」に従って計算された金額が純資産総額を超える場合には、禁止されます。
- 13) 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、管理会社が、組入証券の処分に関し、適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
- 14) 管理会社は、他のオープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の5%を限度として投資することができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、もしくは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、当該投資信託が特定の地域または経済分野への投資を専門とする場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料および費用も課しません。
- 15) 管理会社は、ファンドのために、新株引受権証券および/または新株予約権証券に、ファンドの純資産総額の20%を超えて投資することはできません。
- 16) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の新株引受権証券および/または新株予約権証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の5%を超える場合、かかる証券に投資することはできません。
- 17) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の転換社債へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、かかる証券に投資することはできません。
- 18) 管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でJSDAの規則に定められたデリバティブ取引等を行うことがあり、かかる取引等に関してUCITSに係るEU指令に準拠したリスク管理方法を採用しています。

・金融派生商品ならびに投資の技法および手段

- 1) 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券の金融派生商品ならびに関連する技法および手段を用いることができます。ただし、かかる金融派生商品ならびに技法および手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限り、オプションに関しては、以下のとおりです。
 - a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。
 - 1) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 - 2) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーできるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。
- 2) 管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的以外にあらゆる金融商品の先物契約やオプションの取引を行うことができます。ただし、当該売買契約の総額と譲渡性証券に関するコール・オプションとプット・オプションの付与に関する契約総額は、常にファンドの純資産額を超えないものとします。

上記において、譲渡性証券に関するコール・オプションを付与する場合でファンドが対象となる証券を保有する場合は、上記の総額の計算に含めないものとします。

かかる文脈において、譲渡性証券に関するオプション以外の契約総額とは、以下のように定義されるものとします。

 - 当該契約にかかる契約総額とは、各々の満期を考慮せずに、同一の金融商品にかかる契約のネット未払い額(売買ポジション相殺後)とします。
 - オプションにかかる取引総額とは、各々の満期を考慮せずに、個別の対象資産にかかるネットのカバーされていないポジションの行使価格の総額とします。

現存するコール・オプションおよびプット・オプションの取得に支払ったプレミアムの総額は、上記1)での譲渡性証券にかかるコール・オプションおよびプット・オプション取得に支払ったプレミアムと合計して、ファンド純資産額の15%を超えてはならないものとします。
- 3) 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、1通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建てのファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。ただし、当該証券およびその他の資産の通貨建てに関する上記の制限は、上記「(1)投資方針」に記載された異なったコース証券のヘッジのための特定の通貨取引には適用されません。

管理会社は、当該コストがファンドに有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの契約または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、当該種類の取引に習熟した格付の高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。

- 4) 2010年12月17日法および2013年7月12日法ならびに現在または将来におけるルクセンブルグ関連法または施行令、金融監督委員会の通達および見解ならびにとりわけ譲渡可能証券および短期金融資産に関する特定の投資手法および商品を使用した場合に適用される、UCIの運用に関する金融監督委員会通達08/356(改正済)を含むルクセンブルグの適用ある規制(当該規制の一部に関するその後の改正および置換を含みます。)により許容される最大限の範囲において、管理会社は、ファンドのために、資本の増加もしくは追加収益を生み出すことまたは費用もしくはリスクを減少させることを目的として、証券貸付取引ならびに買戻取引権付の売却、レボ取引および逆レボ取引を行うことができます。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければなりません。

管理会社は、ファンドのために、上記2)および3)にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記1)ないし3)のオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション取引を行うことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。ただし、ファンドは2010年12月17日法に基づく投資制限を遵守するものとします。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、金融監督委員会通達02/77に従い、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、売却、すなわちかかる事態の是正を優先させます。

保有制限の適合性判断においては、レボ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされません。

管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンドの受益証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記制限に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行うことまたは第三者のために保証人となることはできません。

管理会社は、ファンド受益者以外の自己または第三者の利益を目的とする取引などの、ファンドの受益者の利益保護に反し、またはファンド資産の公正な運用に反するような取引は行ってはなりません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる投資制限、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

一般事項

投資家はファンドの投資目的を十分に理解してください。投資家は（投資を行う前に）本書に記載された投資目的全般に伴うリスクを理解してください。

ファンドは投資元本が保証されているものではなく、純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家は、ファンドの受益証券の価格、またそこからの収入は、値上がり・上昇する、あるいは値下がり・下落するものであること、さらに投資元本のすべてを回収できないかも知れないことを、ご理解ください。過去の実績は必ずしも将来の結果を示すものではなく、ファンドへの投資は中長期的なものとしてお考えください。買付けに際し為替取引が絡む場合、通貨価値の変動の影響を受けます。ファンドは外貨建てとなっていますので、日本円で投資する場合は、その投資価値はその時々の為替レートにも左右されます。また、為替レートの変動により、投資先の海外の投資対象の価値が増減します。場合によっては、投資家の保有する証券の価値がなくなることもあります。投資信託は、預貯金と異なります。

市場価格変動リスク

ファンドは主に日本の株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の1口当りの純資産価格は日本の株式市場の価格変動に大きく影響されます。

ファンドは業種分散に一定の配慮を行いますが、ポートフォリオ全体の平均配当利回りが市場平均を上回るよう、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に組入銘柄を選定しますので、業種によっては市場の業種構成比と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの受益証券の1口当りの純資産価格の動きは、日本の株式市場全体の動きとは大きく異なる場合もあります。

信用リスク

ファンドが投資する有価証券またはその他の商品の発行者が、ファンドからそれらへの投資額の一部または全部を失うような、またはそれらへの投資によりファンドが受けるべき金額の支払いを受けられなくなるような、信用問題に直面しないという保証はありません。またファンドは、ファンドが取引を行う相手方または金融デリバティブ商品取引に関して証拠金もしくは担保を設定する取引相手方の信用リスクにさらされ、取引相手方の債務不履行によるリスクを負う可能性があります。

為替変動リスク

各コース証券は4通貨（米ドル、豪ドル、ユーロまたはNZドル）のいずれかで表示されます。各コース証券の資産の大半について、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引が行われますが、各コース証券の1口当りの純資産価格は、当該コース証券の表示通貨の日本円に対する為替変動の影響を受けることがあります。

為替交換リスク

各コース証券は4通貨（米ドル、豪ドル、ユーロまたはNZドル）のいずれかで表示されます。しかし、通常の状況においては、ファンドは（受益証券の発行に際し）受領する外貨を日本円に交換し投資を行い、投資家から受益証券買戻しの請求があった場合には日本円を当該受益証券の表示通貨に交換します。このような為替取引が、投資家に多大な不利益（為替取引コスト）を生じさせるかもしれません。

先物取引とオプション

ファンドは、その効率的な運用のために、上記「2（5）投資制限」に記載ある証券の先物取引やオプションあるいは証券指数の先物取引を利用します。また、ファンドは先物取引やオプション、為替先渡契約を利用して、市場リスク・為替リスクをヘッジします。ファンドの資産は、上記「2（5）投資制限」の「金融派生商品ならびに投資の技法および手段」に関連する項目に記載ある範囲でのみ投資されます。

先物取引は高いリスクが伴います。先物取引の建て玉に対して当初証拠金は比較的少額であり、この取引は「レバレッジが効いている」あるいは「ギアがかかって」います。比較的小さな市場の動きでも大きな作用があり、投資家

にとって有利にも不利にも働きます。損切り幅を小さくする意図で一定の注文を出したくても、市場環境によってはこれらの注文の執行が不可能であり、注文が出せないことがあります。

オプションの取引にも高いリスクが伴います。一般に、オプションの売りはオプションの買いに比べてかなり大きなリスクを伴います。オプションの売り手は固定のプレミアムを得ますが、その額を上回る損失を被ることがあります。

ファンドが先物取引やオプションの空売りで証拠金を必要とする場合、為替レートや価格が逆に動くと、ファンドにとってそのような支払が経済的に不利な場合であっても、追加証拠金や変動証拠金を支払わなければならないことがあります。ファンドは、ポジションを維持するためのオプションや先物取引の委託証拠金率を満たすために、その他の資産を売却しなければならないことや、経済的に不利な時期にポジションを解消しなければならないこともあります。

担保要件

ファンドは、為替先渡取引に関して、取引相手方に担保として証券および/または現金の差入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

利益相反

投資顧問会社および投資顧問会社の最終的持株会社ならびにその（世界的に見て）関連子会社等（以下「関連子会社等」といいます。）は、投資顧問会社あるいは関連子会社等が直接・間接に利害を有し、それがファンドに対する投資顧問会社の義務と潜在的に利益相反となるような取引を行う場合があります。

2013年7月12日法を含む適用法令において定めがない限り、投資顧問会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はなく、このような取引あるいは関連する取引に関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資顧問報酬を割り引く義務もありません。

投資顧問会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引を行うようにします。

さらに投資顧問会社、および/または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員および従業員を含みます。）には、利益相反が生じる可能性があります。とりわけ、投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社の業務は、ファンドのみに提供されるものではなく、ファンドの受益者との間に利益相反が生じる第三者にも提供される可能性があります。かかる場合、投資顧問会社は、合理的かつ公正と考える方法によって、自身が助言または運用する複数の当事者間で、とりわけ各当事者の投資目的、投資戦略、投資制限および投資に使用可能な資金を考慮したうえで、投資機会を配分するものとします。

ファンドは、（ ）投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社に関係する法人が運用、助言または支配する事業体に関連する投資を行う場合があり、また、（ ）投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、自身が当事者である契約またはファンドに関連して拘束される契約に基づく義務を常に考慮するものとします。投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、利益相反が生じる可能性がある取引または投資を行う際に、とりわけ、合理的な範囲で受益者の最善の利益に鑑み行為する義務に基づき（ただし、これに限定されません。）、かかる利益相反が公正に、かつ独立当事者間の関係に基づき、解決されるよう努めるものとします。

投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資活動に関わる利益相反を生じさせるような自身または関連会社の営業活動について、ファンドに報告するものとします。

投資顧問会社は、時間のすべてまたは大部分をファンドの業務に費やす必要はなく、投資顧問契約に基づく職務を果たすために合理的な努力をするのみです。

当局の規制や内部方針により、管理会社は、投資顧問会社が運用する他の口座または投資信託では利用可能な投資機会を得られないことがあります。

利益相反はまた、保管受託銀行と評価代理人が、同一の事業体であるということによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年7月12日法の規定を遵守し、また、当該利益相反が公正に、かつ対等な立場で解決されるよう努めるものとします。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に基づき管理および監視し、かつ、要求される範囲で、2013年7月12日法に基づき受益者に対して開示します。

証券貸付ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引に関連した特定のリスク

上記の手法および商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については以下の段落に挙げられていますが、その利用により追求する目的が達成されるという保証はありません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引および買戻取引権付の売却に関しては、投資家は、有価証券の購入先である取引相手方の不履行の場合は、(A)有価証券の不適正な値付、市場価格の不利な推移、有価証券の発行体の信用格付の悪化、またはかかる有価証券の取引市場の非流動性によるかにかかわらず、購入した有価証券の価格が当初支払われた資金を下回る可能性があるというリスクおよび(B)()過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付きまたは()満期時の現金の回収の遅滞により、ファンドが買戻請求、証券の購入またはより一般的には再投資に対応する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

ファンドが売付人として行為するレポ取引および買戻取引権付の売却に関しては、投資家は、証券の売付先である取引相手方の不履行の場合は、(A)有価証券の価格の市場での値上がりまたはかかる有価証券の発行体の信用格付の向上によるかどうかにかかわらず、取引相手方に売却した有価証券の価格が当初の受取現金を上回るというリスクおよび(B)()過剰な規模もしくは期間の取引への投資持分の焦付きまたは()売却した有価証券の満期時の回収の遅滞により、ファンドが証券の売却に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A)ファンドにより貸し付けられる証券の借り手がかかる証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、かかる担保の不適正な値付、かかる担保の価格の不利な市場動向、かかる担保の発行体の信用格付の悪化、またはかかる担保の取引市場の非流動性によるかにかかわらず、貸し出された有価証券の価格を下回る価格で換金される可能性があるというリスク、(B)現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、()相応のリスクを伴ったレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すこと、()ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことまたは()回収額が担保物件の金額を下回ることがあるというリスク、ならびに(C)貸付証券の返還の遅滞により、ファンドが証券の売却に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

ファンドのリスク特性

ファンドは、日本の上場株式への投資により、参照インデックス(TOPIX)のボラティリティおよび価格変動にさらされます。このリスクは、流動性のある投資対象への投資、また分散投資することで軽減されます。先物ポジションへのエクスポージャーにより、ファンドはレバレッジをかけることがあります、かかるレバレッジは限定的なものです。

ファンドの信用リスクは限定的です。ファンドの信用リスクは、日本市場への集中リスクに限定されます。

ファンドの投資対象(上場株式、先物および為替先渡)の特性により、ファンドのカウンターパーティーリスクは限定的です。

ファンドは、日本の極めて流動性の高い株式に投資します。ファンドの投資対象の流動性リスクは限定的です。

流動性リスクに関しては、市場が緊迫するかまたは流動性が欠如する場合を除き、ファンドの投資対象が、評価リスクにさらされることはありません。

レバレッジ

委員会委任規則(EU)第231/13号(以下「委員会委任規則」といいます。)および2013年7月12日法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格(絶対値で表示)により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク(あった場合)が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の500%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ(委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの)の再投資により生じるエクスポージャーを計算します(以下「コミットメント法」といいます。)
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー(委員会委任規則別紙Iの(1)および(2)に記載されるとおり換金された投資証券の市場価格または現金借入総額のうちのいずれか高いほうで表示されます。)を含み、委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、()ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物(既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの)の価値は除外し、()()に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します(以下「グロス法」といいます。)

グロス法は、ファンドの純資産総額(NAV)と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社を用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク/リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

その他留意事項

- * ファンドは、市場の急変時において、本書に記載する投資プロセスに従った運用を一時的に行うことができない場合があります。
- * コンピュータ・システム関連の不慮の出来事に起因する市場リスクまたはシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- * 分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。

ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点にご留意ください。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

リスク管理関連の委員会

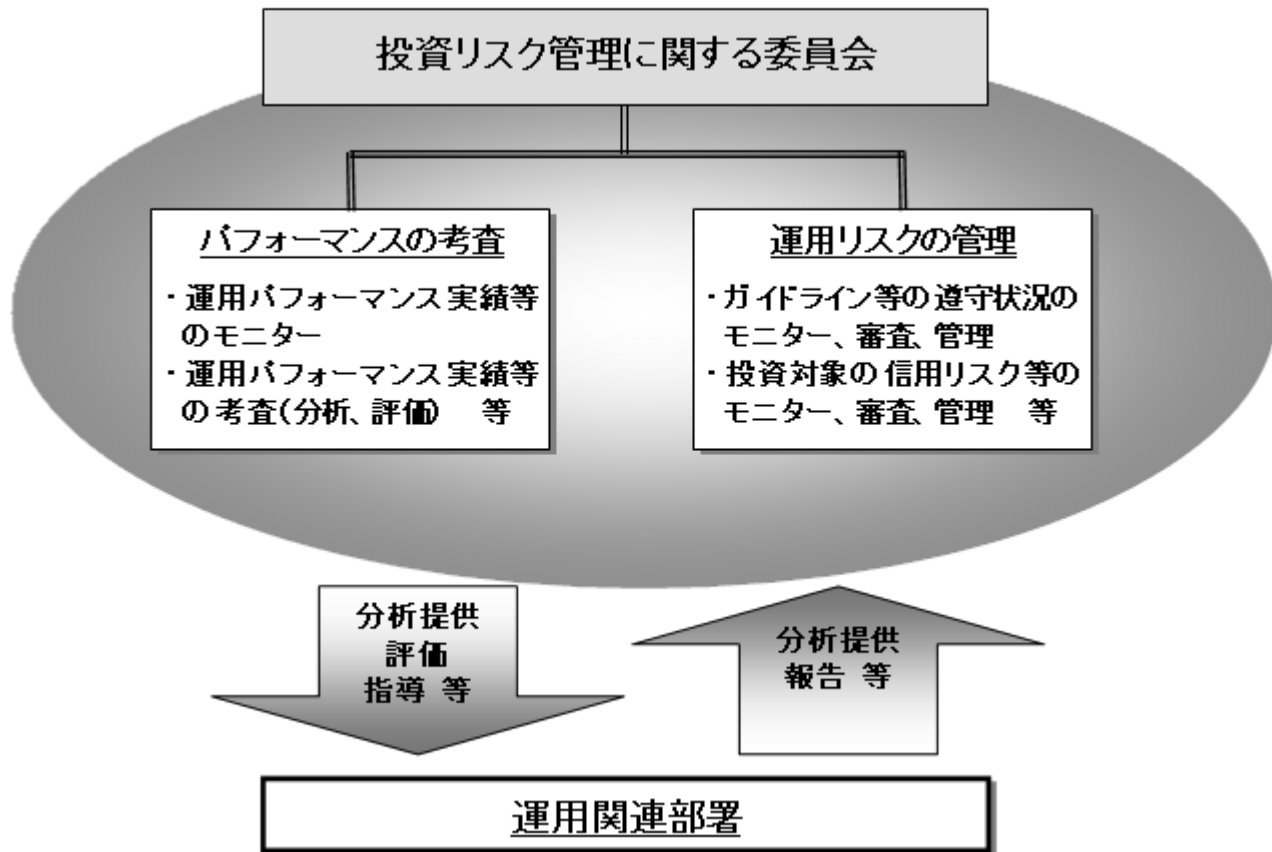
パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



野村アセットマネジメントでは、運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

上記の投資リスクに関する管理体制は2019年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	38.63	27.12	26.62	41.49	31.21	10.60	17.72
最小値(%)	-23.73	-13.73	-10.57	-23.13	-15.81	-4.91	-21.54
平均値(%)	7.04	6.47	7.70	4.38	1.86	1.25	0.24

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	38.53	27.12	26.62	41.49	31.21	10.60	17.72
最小値(%)	-23.73	-13.73	-10.57	-23.13	-15.81	-4.91	-21.54
平均値(%)	7.02	6.47	7.70	4.38	1.86	1.25	0.24

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

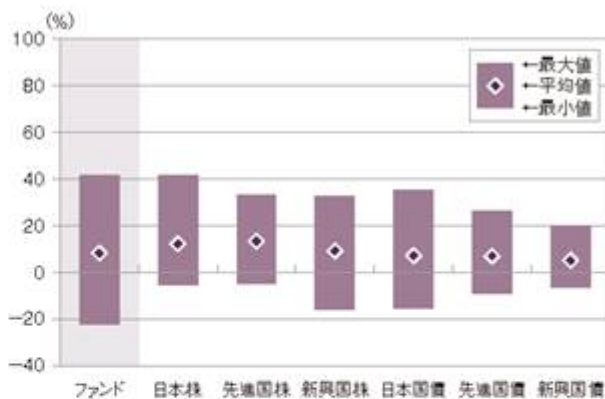
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	41.76	41.48	33.20	32.65	35.37	26.30	20.13
最小値(%)	-22.34	-5.50	-4.74	-15.75	-15.16	-9.00	-6.32
平均値(%)	8.31	12.29	13.44	9.28	7.20	6.92	5.15

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	41.64	41.48	33.20	32.65	35.37	26.30	20.13
最小値(%)	-22.33	-5.50	-4.74	-15.75	-15.16	-9.00	-6.32
平均値(%)	8.29	12.29	13.44	9.28	7.20	6.92	5.15

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

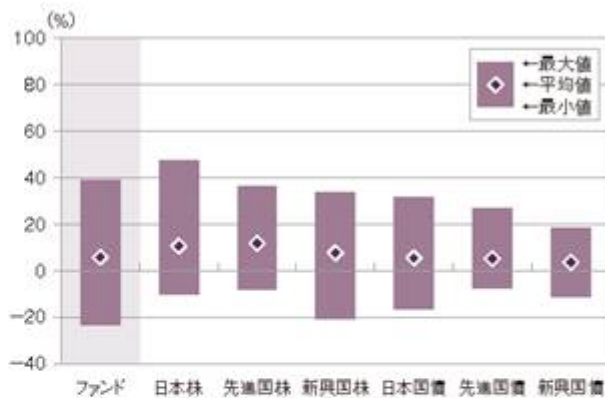
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

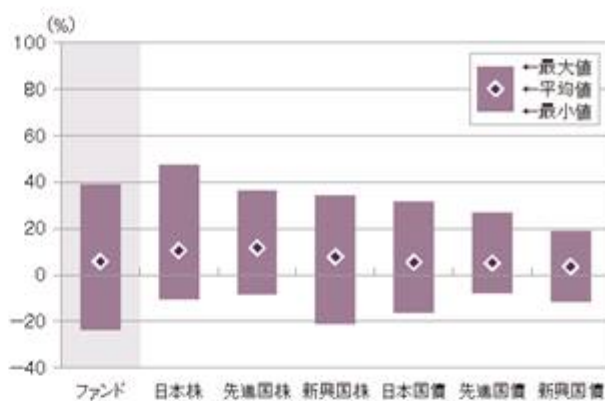
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	38.76	47.44	36.14	33.84	31.53	26.65	18.54
最小値(%)	-23.29	-10.32	-8.13	-20.64	-16.18	-7.48	-11.26
平均値(%)	5.83	10.55	11.73	7.75	5.53	5.21	3.62

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	38.77	47.44	36.14	33.84	31.53	26.65	18.54
最小値(%)	-23.39	-10.32	-8.13	-20.64	-16.18	-7.48	-11.26
平均値(%)	5.82	10.55	11.73	7.75	5.53	5.21	3.62

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

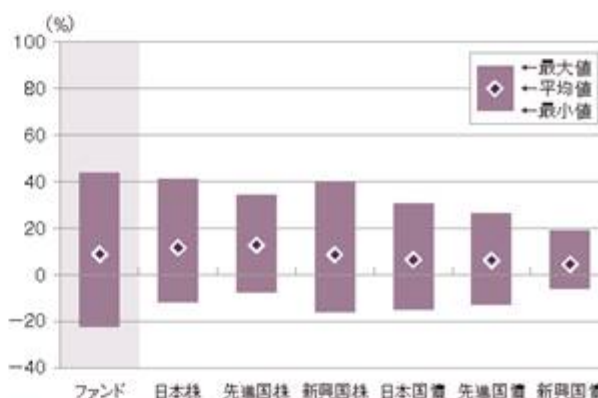
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	43.48	41.00	34.42	40.17	30.61	26.55	18.82
最小値(%)	-22.00	-11.62	-7.47	-16.16	-14.99	-12.87	-5.64
平均値(%)	8.87	11.66	12.74	8.66	6.39	6.18	4.44

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	43.59	41.00	34.42	40.17	30.61	26.55	18.82
最小値(%)	-22.03	-11.62	-7.47	-16.16	-14.99	-12.87	-5.64
平均値(%)	8.85	11.66	12.74	8.66	6.39	6.18	4.44

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の3.0%以下です。

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30% (税込)
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65% (税込)
50万口以上	申込金額の0.55% (税込)

ファンドおよびそれに関連する投資環境についての説明および情報提供、購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領します。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

当該報酬は、(a)投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(b)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの約款および適用法令に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

第11会計年度の管理報酬は5,155,441円、投資顧問報酬は85,920,472円でした。

保管報酬、管理事務代行報酬および評価代理人報酬

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

当該報酬は、(a)ファンドの純資産価格の計算業務、(b)ファンドの財務書類の作成、(c)法務およびファンドの会計管理業務、(d)マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、(e)規制遵守に関する監視、(f)受益者名簿の管理、(g)収益の分配、(h)受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに(i)記録管理業務への対価として受領されます。

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われます。

当該報酬は、(a)ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、(b)キャッシュフローの監視ならびに(c)選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

第11会計年度の管理事務代行報酬および保管報酬は20,750,602円でした。

保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人が負担したすべての合理的な立替費用および実費(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがこれらに限られません。)、ファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用ならびに譲渡された資産の価額および取引数に基づく一定の取引費用については、ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担します。

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。）から60日以内に後払で受領する権利を有します。

当該報酬は、(a)ファンド証券の純資産価格の公表業務、(b)目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務および(c)これらに付随する業務への対価として受領されます。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

第11会計年度の代行協会員報酬は85,854,636円でした。

(4)【その他の手数料等】

ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担するその他の費用には以下のものが含まれることがあります。

- ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- 登録・名義書換事務代行会社、発行会社代理人および支払事務代行会社が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- 代行協会員が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な額の法律関係費用。
- ファンドの法的義務または規制上の義務を果たすために必要な業務に対する合理的な額の報酬。
- ファンド証券の券面または確認書の準備・印刷費。
- ファンドまたはファンド証券の募集に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
- 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的なファンド証券の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
- 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・送付するための費用。会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。受益者への公告を作成しかつ配付する費用。弁護士の報酬（ファンドに関する契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンドの会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
- ファンド証券が上場された場合に証券取引所におけるファンド証券の上場承認および維持に関して発生する費用。日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用ならびにこれらに類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

ファンドの純資産額に対する比率で表示されない報酬・費用は、各コース証券に帰属する純資産額の割合に応じて各コース証券に帰属します。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

第11会計年度のその他の費用は30,930,157円でした。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本における現行法に関して受領した助言に基づいています。

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（5）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(4) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

(5) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の扱いとなります。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

管理会社により管理されるファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2019年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	13,685,690,265	88.97
小計		13,685,690,265	88.97
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		1,696,726,884	11.03
合計(純資産総額)		15,382,417,149	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年10月末日現在)

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	金融、投資、その他多角化企業	93,900	4,139.25	388,675,804	3,880.00	364,332,000	2.37
2	SUBARU	株式	日本	自動車	106,100	3,606.87	382,688,707	3,123.00	331,350,300	2.15
3	日本電信電話	株式	日本	通信	61,000	2,316.44	141,302,816	5,376.00	327,936,000	2.13
4	アステラス製薬	株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	158,000	1,105.13	174,611,253	1,858.50	293,643,000	1.91
5	三菱電機	株式	日本	電気製品および部品	164,300	1,389.13	228,233,618	1,556.50	255,732,950	1.66
6	JXTGホールディングス	株式	日本	石油	500,200	504.99	252,593,891	509.40	254,801,880	1.66
7	小松製作所	株式	日本	機械および産業設備	99,100	2,330.70	230,972,621	2,559.00	253,596,900	1.65
8	大和ハウス工業	株式	日本	建築資材	66,300	2,669.77	177,005,627	3,735.00	247,630,500	1.61
9	日本たばこ産業	株式	日本	たばこおよびアルコール飲料	100,300	3,000.65	300,965,103	2,456.00	246,336,800	1.60
10	東京海上ホールディングス	株式	日本	金融、投資、その他多角化企業	40,900	3,053.20	124,875,936	5,868.00	240,001,200	1.56
11	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	104,400	1,373.19	143,361,544	2,271.00	237,092,400	1.54
12	トヨタ自動車	株式	日本	自動車	29,100	5,976.94	173,928,820	7,542.00	219,472,200	1.43
13	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	金融、投資、その他多角化企業	362,800	534.98	194,091,641	569.80	206,723,440	1.34
14	三井物産	株式	日本	卸売業	103,700	1,560.37	161,810,274	1,867.50	193,659,750	1.26
15	三菱商事	株式	日本	卸売業	59,300	2,586.27	153,365,859	2,764.00	163,905,200	1.07
16	東京エレクトロン	株式	日本	電子および半導体	7,400	10,241.38	75,786,197	22,075.00	163,355,000	1.06
17	日立製作所	株式	日本	電子および半導体	38,800	2,935.64	113,902,847	4,069.00	157,877,200	1.03
18	第一生命ホールディングス	株式	日本	保険	88,300	2,151.72	189,997,067	1,785.50	157,659,650	1.02
19	ヤマハ発動機	株式	日本	自動車	71,400	2,962.08	211,492,301	2,140.00	152,796,000	0.99
20	電通	株式	日本	その他サービス	39,000	5,057.09	197,226,689	3,890.00	151,710,000	0.99
21	TDK	株式	日本	電子および半導体	14,000	7,467.51	104,545,169	10,830.00	151,620,000	0.99
22	本田技研工業	株式	日本	自動車	50,100	3,120.39	156,331,606	2,942.00	147,394,200	0.96
23	ピジョン	株式	日本	その他消費財	27,700	4,019.59	111,342,765	5,320.00	147,364,000	0.96
24	日産自動車	株式	日本	自動車	197,200	1,056.08	208,259,449	689.40	135,949,680	0.88
25	日本特殊陶業	株式	日本	自動車	59,400	2,180.56	129,524,986	2,217.00	131,689,800	0.86
26	AGC	株式	日本	建築資材	33,400	4,326.77	144,514,078	3,830.00	127,922,000	0.83
27	日立キャピタル	株式	日本	銀行、その他金融機関	52,400	2,206.08	115,598,374	2,439.00	127,803,600	0.83
28	いすゞ自動車	株式	日本	自動車	99,400	1,276.45	126,879,397	1,267.50	125,989,500	0.82
29	村田製作所	株式	日本	電子および半導体	21,400	4,861.73	104,041,063	5,863.00	125,468,200	0.82
30	オリックス	株式	日本	銀行、その他金融機関	73,500	1,760.54	129,399,975	1,706.50	125,427,750	0.82

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2019年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2019年10月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2018年11月1日から2019年10月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	31,102,203	3,386,407,863	6.70	729
第3会計年度末 (2011年7月10日)	26,181,096	2,850,597,732	6.69	728
第4会計年度末 (2012年7月10日)	21,607,097	2,352,580,721	5.95	648
第5会計年度末 (2013年7月10日)	67,300,092	7,327,634,017	8.56	932
第6会計年度末 (2014年7月10日)	59,943,641	6,526,663,632	8.99	979
第7会計年度末 (2015年7月10日)	53,939,463	5,872,928,731	11.10	1,209
第8会計年度末 (2016年7月10日)	38,443,811	4,185,762,142	8.27	900
第9会計年度末 (2017年7月10日)	30,607,248	3,332,517,162	11.17	1,216
第10会計年度末 (2018年7月10日)	20,184,486	2,197,686,836	11.25	1,225
第11会計年度末 (2019年7月10日)	16,192,483	1,763,037,549	10.08	1,098
2018年11月末日	19,181,927	2,088,528,212	10.76	1,172
12月末日	17,070,636	1,858,650,848	9.68	1,054
2019年1月末日	17,949,582	1,954,350,488	10.23	1,114
2月末日	18,083,875	1,968,972,310	10.33	1,125
3月末日	17,793,563	1,937,363,139	10.24	1,115
4月末日	17,398,448	1,894,343,018	10.41	1,133
5月末日	16,020,081	1,744,266,419	9.64	1,050
6月末日	16,127,487	1,755,960,785	9.97	1,086
7月末日	15,615,524	1,700,218,253	10.01	1,090
8月末日	15,219,361	1,657,084,026	9.64	1,050
9月末日	16,207,672	1,764,691,327	10.30	1,121
10月末日	16,966,286	1,847,289,220	10.95	1,192

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	33,582,622	3,656,475,883	6.70	729
第3会計年度末 (2011年7月10日)	34,128,917	3,715,956,483	6.64	723
第4会計年度末 (2012年7月10日)	29,691,875	3,232,851,350	5.95	648
第5会計年度末 (2013年7月10日)	157,196,130	17,115,514,634	8.57	933
第6会計年度末 (2014年7月10日)	155,439,296	16,924,230,548	9.02	982
第7会計年度末 (2015年7月10日)	143,644,772	15,640,042,775	11.17	1,216
第8会計年度末 (2016年7月10日)	92,141,884	10,032,408,330	8.50	925
第9会計年度末 (2017年7月10日)	78,478,067	8,544,691,935	11.51	1,253
第10会計年度末 (2018年7月10日)	55,770,523	6,072,294,544	12.05	1,312
第11会計年度末 (2019年7月10日)	42,548,334	4,632,662,606	11.14	1,213
2018年11月末日	48,957,050	5,330,443,604	11.64	1,267
12月末日	43,545,259	4,741,207,800	10.50	1,143
2019年1月末日	46,246,709	5,035,341,676	11.14	1,213
2月末日	46,899,448	5,106,411,898	11.28	1,228
3月末日	46,136,629	5,023,356,166	11.22	1,222
4月末日	45,650,152	4,970,388,550	11.43	1,244
5月末日	41,638,329	4,533,581,262	10.62	1,156
6月末日	42,433,250	4,620,132,260	11.02	1,200
7月末日	41,173,424	4,482,962,405	10.88	1,185
8月末日	39,198,733	4,267,958,049	10.50	1,143
9月末日	41,287,004	4,495,328,996	11.26	1,226
10月末日	42,564,365	4,634,408,061	12.00	1,307

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	257,613,609	19,393,152,486	5.89	443
第3会計年度末 (2011年7月10日)	171,574,473	12,916,126,327	5.97	449
第4会計年度末 (2012年7月10日)	119,446,839	8,991,958,040	5.34	402
第5会計年度末 (2013年7月10日)	130,770,260	9,844,385,173	7.75	583
第6会計年度末 (2014年7月10日)	115,791,362	8,716,773,731	8.23	620
第7会計年度末 (2015年7月10日)	104,496,949	7,866,530,321	10.21	769
第8会計年度末 (2016年7月10日)	74,792,508	5,630,380,002	7.74	583
第9会計年度末 (2017年7月10日)	83,650,531	6,297,211,974	10.55	794
第10会計年度末 (2018年7月10日)	70,256,133	5,288,881,692	10.78	812
第11会計年度末 (2019年7月10日)	56,936,023	4,286,143,811	9.67	728
2018年11月末日	65,211,715	4,909,137,905	10.36	780
12月末日	57,946,338	4,362,200,325	9.29	699
2019年1月末日	61,219,181	4,608,579,946	9.83	740
2月末日	61,391,780	4,621,573,198	9.92	747
3月末日	60,102,726	4,524,533,213	9.83	740
4月末日	59,960,569	4,513,831,634	9.99	752
5月末日	55,164,507	4,152,784,087	9.24	696
6月末日	56,395,789	4,245,474,996	9.56	720
7月末日	56,301,545	4,238,380,308	9.60	723
8月末日	53,577,048	4,033,280,173	9.22	694
9月末日	56,427,316	4,247,848,348	9.85	742
10月末日	58,934,438	4,436,584,493	10.45	787

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	81,948,379	6,169,073,971	6.31	475
第3会計年度末 (2011年7月10日)	62,605,222	4,712,921,112	6.54	492
第4会計年度末 (2012年7月10日)	60,735,595	4,572,175,592	6.04	455
第5会計年度末 (2013年7月10日)	68,106,843	5,127,083,141	8.96	675
第6会計年度末 (2014年7月10日)	62,667,628	4,717,619,036	9.71	731
第7会計年度末 (2015年7月10日)	50,855,973	3,828,437,647	12.25	922
第8会計年度末 (2016年7月10日)	38,083,512	2,866,926,783	9.51	716
第9会計年度末 (2017年7月10日)	38,679,724	2,911,809,623	13.07	984
第10会計年度末 (2018年7月10日)	32,898,600	2,476,606,608	13.73	1,034
第11会計年度末 (2019年7月10日)	30,806,667	2,319,125,892	12.61	949
2018年11月末日	33,678,542	2,535,320,642	13.26	998
12月末日	30,167,668	2,271,022,047	11.92	897
2019年1月末日	31,953,616	2,405,468,212	12.65	952
2月末日	32,071,435	2,414,337,627	12.81	964
3月末日	32,254,241	2,428,099,262	12.74	959
4月末日	32,600,685	2,454,179,567	12.98	977
5月末日	30,004,503	2,258,738,986	12.03	906
6月末日	30,598,014	2,303,418,494	12.48	939
7月末日	29,844,639	2,246,704,424	12.30	926
8月末日	28,857,125	2,172,364,370	11.84	891
9月末日	30,662,192	2,308,249,814	12.68	955
10月末日	32,170,041	2,421,760,686	13.48	1,015

Eコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	2,336,004	283,731,046	6.34	770
第3会計年度末 (2011年7月10日)	2,351,806	285,650,357	6.42	780
第4会計年度末 (2012年7月10日)	1,953,538	237,276,725	5.70	692
第5会計年度末 (2013年7月10日)	1,709,565	207,643,765	8.23	1,000
第6会計年度末 (2014年7月10日)	1,302,277	158,174,564	8.58	1,042
第7会計年度末 (2015年7月10日)	1,421,260	172,626,240	10.58	1,285
第8会計年度末 (2016年7月10日)	1,026,962	124,734,805	7.99	970
第9会計年度末 (2017年7月10日)	1,245,844	151,320,212	10.70	1,300
第10会計年度末 (2018年7月10日)	1,175,546	142,781,817	10.76	1,307
第11会計年度末 (2019年7月10日)	891,324	108,260,213	9.59	1,165
2018年11月末日	1,045,281	126,959,830	10.28	1,249
12月末日	895,716	108,793,665	9.23	1,121
2019年1月末日	946,645	114,979,502	9.75	1,184
2月末日	930,840	113,059,826	9.84	1,195
3月末日	923,378	112,153,492	9.76	1,185
4月末日	938,411	113,979,400	9.92	1,205
5月末日	856,929	104,082,596	9.18	1,115
6月末日	882,108	107,140,838	9.49	1,153
7月末日	885,206	107,517,121	9.52	1,156
8月末日	841,383	102,194,379	9.16	1,113
9月末日	894,726	108,673,420	9.79	1,189
10月末日	925,510	112,412,445	10.39	1,262

Fコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	3,449,830	419,016,352	6.41	779
第3会計年度末 (2011年7月10日)	2,896,569	351,817,271	6.46	785
第4会計年度末 (2012年7月10日)	2,897,378	351,915,532	5.79	703
第5会計年度末 (2013年7月10日)	2,494,982	303,040,514	8.36	1,015
第6会計年度末 (2014年7月10日)	2,305,415	280,015,706	8.75	1,063
第7会計年度末 (2015年7月10日)	1,731,842	210,349,529	10.83	1,315
第8会計年度末 (2016年7月10日)	1,843,026	223,853,938	8.29	1,007
第9会計年度末 (2017年7月10日)	1,674,978	203,442,828	11.07	1,345
第10会計年度末 (2018年7月10日)	1,098,272	133,396,117	11.35	1,379
第11会計年度末 (2019年7月10日)	1,659,494	201,562,141	10.16	1,234
2018年11月末日	1,006,448	122,243,174	10.82	1,314
12月末日	957,688	116,320,784	9.72	1,181
2019年1月末日	1,013,214	123,064,972	10.28	1,249
2月末日	1,023,709	124,339,695	10.39	1,262
3月末日	1,016,564	123,471,863	10.31	1,252
4月末日	1,464,185	177,839,910	10.49	1,274
5月末日	1,355,667	164,659,314	9.71	1,179
6月末日	1,642,334	199,477,888	10.05	1,221
7月末日	1,614,473	196,093,891	9.90	1,202
8月末日	1,560,825	189,577,805	9.53	1,158
9月末日	1,670,607	202,911,926	10.20	1,239
10月末日	1,775,603	215,664,740	10.84	1,317

Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	105,958,517	7,398,023,657	5.94	415
第3会計年度末 (2011年7月10日)	73,882,883	5,158,502,891	6.03	421
第4会計年度末 (2012年7月10日)	48,298,067	3,372,171,038	5.42	378
第5会計年度末 (2013年7月10日)	52,054,712	3,634,459,992	7.87	549
第6会計年度末 (2014年7月10日)	39,848,117	2,782,195,529	8.34	582
第7会計年度末 (2015年7月10日)	34,345,078	2,397,973,346	10.39	725
第8会計年度末 (2016年7月10日)	24,223,283	1,691,269,619	7.85	548
第9会計年度末 (2017年7月10日)	27,215,350	1,900,175,737	10.70	747
第10会計年度末 (2018年7月10日)	22,118,336	1,544,302,220	10.93	763
第11会計年度末 (2019年7月10日)	17,533,595	1,224,195,603	9.79	684
2018年11月末日	20,085,237	1,402,351,247	10.49	732
12月末日	17,847,275	1,246,096,741	9.43	658
2019年1月末日	18,574,953	1,296,903,218	9.97	696
2月末日	18,567,759	1,296,400,933	10.06	702
3月末日	18,246,434	1,273,966,022	9.97	696
4月末日	18,506,812	1,292,145,614	10.13	707
5月末日	17,041,525	1,189,839,276	9.36	654
6月末日	17,408,509	1,215,462,098	9.68	676
7月末日	17,264,526	1,205,409,205	9.71	678
8月末日	16,152,748	1,127,784,865	9.33	651
9月末日	16,989,836	1,186,230,350	9.98	697
10月末日	17,896,517	1,249,534,817	10.59	739

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
第2会計年度末 (2010年7月10日)	24,180,249	1,688,264,985	6.33	442
第3会計年度末 (2011年7月10日)	18,652,970	1,302,350,365	6.51	455
第4会計年度末 (2012年7月10日)	15,046,594	1,050,553,193	5.91	413
第5会計年度末 (2013年7月10日)	19,527,455	1,363,406,908	8.67	605
第6会計年度末 (2014年7月10日)	16,647,990	1,162,362,662	9.37	654
第7会計年度末 (2015年7月10日)	13,931,252	972,680,015	12.02	839
第8会計年度末 (2016年7月10日)	8,700,129	607,443,007	9.38	655
第9会計年度末 (2017年7月10日)	9,007,755	628,921,454	12.90	901
第10会計年度末 (2018年7月10日)	7,896,936	551,364,072	13.59	949
第11会計年度末 (2019年7月10日)	6,732,596	470,069,853	12.52	874
2018年11月末日	6,964,154	486,237,232	13.13	917
12月末日	6,708,236	468,369,038	11.84	827
2019年1月末日	7,120,304	497,139,625	12.55	876
2月末日	7,057,008	492,720,299	12.71	887
3月末日	6,976,839	487,122,899	12.63	882
4月末日	7,115,219	496,784,591	12.88	899
5月末日	6,497,560	453,659,639	11.94	834
6月末日	6,660,037	465,003,783	12.38	864
7月末日	6,566,900	458,500,958	12.21	853
8月末日	6,320,570	441,302,197	11.75	820
9月末日	6,659,621	464,974,738	12.61	880
10月末日	6,918,235	483,031,168	13.41	936

【分配の推移】

(1口当たり)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度	0.07	7.62	0.16	17.42
第3会計年度	0.12	13.07	0.16	17.42
第4会計年度	0.12	13.07	0.09	9.80
第5会計年度	0.12	13.07	0.10	10.89
第6会計年度	0.12	13.07	0.10	10.89
第7会計年度	0.12	13.07	0.08	8.71
第8会計年度	0.30	32.66	0.08	8.71
第9会計年度	0.19	20.69	0.14	15.24
第10会計年度	0.61	66.42	0.14	15.24
第11会計年度	0.48	52.26	0.17	18.51

(1口当たり)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第2会計年度	0.24	18.07	0.15	11.29
第3会計年度	0.27	20.33	0.15	11.29
第4会計年度	0.24	18.07	0.08	6.02
第5会計年度	0.24	18.07	0.10	7.53
第6会計年度	0.24	18.07	0.10	7.53
第7会計年度	0.24	18.07	0.09	6.78
第8会計年度	0.29	21.83	0.09	6.78
第9会計年度	0.24	18.07	0.16	12.04
第10会計年度	0.45	33.88	0.16	12.04
第11会計年度	0.40	30.11	0.20	15.06

(1口当り)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第2会計年度	0.07	8.50	0.16	19.43
第3会計年度	0.12	14.58	0.15	18.22
第4会計年度	0.12	14.58	0.08	9.72
第5会計年度	0.12	14.58	0.10	12.15
第6会計年度	0.12	14.58	0.09	10.93
第7会計年度	0.12	14.58	0.08	9.72
第8会計年度	0.21	25.51	0.08	9.72
第9会計年度	0.14	17.00	0.14	17.00
第10会計年度	0.36	43.73	0.13	15.79
第11会計年度	0.19	23.08	0.16	19.43

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
第2会計年度	0.19	13.27	0.15	10.47
第3会計年度	0.22	15.36	0.15	10.47
第4会計年度	0.12	8.38	0.08	5.59
第5会計年度	0.18	12.57	0.10	6.98
第6会計年度	0.24	16.76	0.10	6.98
第7会計年度	0.36	25.14	0.09	6.28
第8会計年度	0.39	27.23	0.09	6.28
第9会計年度	0.24	16.76	0.15	10.47
第10会計年度	0.49	34.21	0.15	10.47
第11会計年度	0.44	30.72	0.20	13.96

【収益率の推移】

	会計年度	収益率（注）
Aコース証券	第2会計年度	0.15%
	第3会計年度	1.64%
	第4会計年度	-9.27%
	第5会計年度	45.88%
	第6会計年度	6.43%
	第7会計年度	24.81%
	第8会計年度	-22.79%
	第9会計年度	37.36%
	第10会計年度	6.18%
	第11会計年度	-6.13%
Bコース証券	第2会計年度	0.15%
	第3会計年度	1.49%
	第4会計年度	-9.04%
	第5会計年度	45.71%
	第6会計年度	6.42%
	第7会計年度	24.72%
	第8会計年度	-23.19%
	第9会計年度	37.06%
	第10会計年度	5.91%
	第11会計年度	-6.14%
Cコース証券	第2会計年度	3.20%
	第3会計年度	5.94%
	第4会計年度	-6.53%
	第5会計年度	49.63%
	第6会計年度	9.29%
	第7会計年度	26.97%
	第8会計年度	-21.35%
	第9会計年度	39.41%
	第10会計年度	6.45%
	第11会計年度	-6.59%
Dコース証券	第2会計年度	3.19%
	第3会計年度	6.02%
	第4会計年度	-6.42%
	第5会計年度	50.00%
	第6会計年度	9.49%
	第7会計年度	27.09%

	第8会計年度	- 21.63%
	第9会計年度	39.12%
	第10会計年度	6.27%
	第11会計年度	- 6.70%
Eコース証券	第2会計年度	- 0.16%
	第3会計年度	3.15%
	第4会計年度	- 9.35%
	第5会計年度	46.49%
	第6会計年度	5.71%
	第7会計年度	24.71%
	第8会計年度	- 22.50%
	第9会計年度	35.67%
	第10会計年度	3.93%
	第11会計年度	- 9.11%
Fコース証券	第2会計年度	- 0.15%
	第3会計年度	3.12%
	第4会計年度	- 9.13%
	第5会計年度	46.11%
	第6会計年度	5.74%
	第7会計年度	24.69%
	第8会計年度	- 22.71%
	第9会計年度	35.22%
	第10会計年度	3.70%
	第11会計年度	- 9.07%
Gコース証券	第2会計年度	1.32%
	第3会計年度	5.22%
	第4会計年度	- 8.13%
	第5会計年度	48.52%
	第6会計年度	9.02%
	第7会計年度	28.90%
	第8会計年度	- 20.69%
	第9会計年度	39.36%
	第10会計年度	6.73%
	第11会計年度	- 6.40%

Hコース証券	第2会計年度	1.25%
	第3会計年度	5.21%
	第4会計年度	-7.99%
	第5会計年度	48.39%
	第6会計年度	9.23%
	第7会計年度	29.24%
	第8会計年度	-21.21%
	第9会計年度	39.13%
	第10会計年度	6.51%
	第11会計年度	-6.40%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2010年	2.92%
	2011年	- 15.15%
	2012年	17.19%
	2013年	39.52%
	2014年	9.20%
	2015年	11.57%
	2016年	0.09%
	2017年	20.32%
	2018年	- 16.25%
	2019年	16.22%
Bコース証券	2010年	2.95%
	2011年	- 15.23%
	2012年	17.19%
	2013年	39.67%
	2014年	9.35%
	2015年	11.56%
	2016年	- 0.09%
	2017年	20.61%
	2018年	- 16.96%
	2019年	16.38%
Cコース証券	2010年	7.02%
	2011年	- 11.53%
	2012年	19.50%
	2013年	44.03%
	2014年	11.28%
	2015年	13.29%
	2016年	2.72%
	2017年	20.76%
	2018年	- 16.50%
	2019年	15.07%
	2010年	7.17%
	2011年	- 11.70%
	2012年	19.90%
	2013年	44.31%

Dコース証券	2014年	11.69%
	2015年	13.35%
	2016年	2.66%
	2017年	20.88%
	2018年	- 16.99%
	2019年	15.18%
Eコース証券	2010年	4.15%
	2011年	- 14.74%
	2012年	15.50%
	2013年	41.02%
	2014年	8.91%
	2015年	11.90%
	2016年	0.19%
	2017年	17.81%
	2018年	- 18.92%
	2019年	13.65%
Fコース証券	2010年	3.99%
	2011年	- 14.63%
	2012年	15.23%
	2013年	41.39%
	2014年	9.03%
	2015年	11.90%
	2016年	- 0.09%
	2017年	17.92%
	2018年	- 19.28%
	2019年	13.58%
Gコース証券	2010年	5.75%
	2011年	- 13.50%
	2012年	18.20%
	2013年	43.64%
	2014年	12.54%
	2015年	14.55%
	2016年	2.37%
	2017年	21.09%
	2018年	- 16.18%
	2019年	15.16%

Hコース証券	2010年	5.79%
	2011年	- 13.62%
	2012年	18.29%
	2013年	44.05%
	2014年	12.83%
	2015年	14.63%
	2016年	2.52%
	2017年	21.24%
	2018年	- 16.74%
	2019年	15.37%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2019年については10月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2019年10月末日現在)

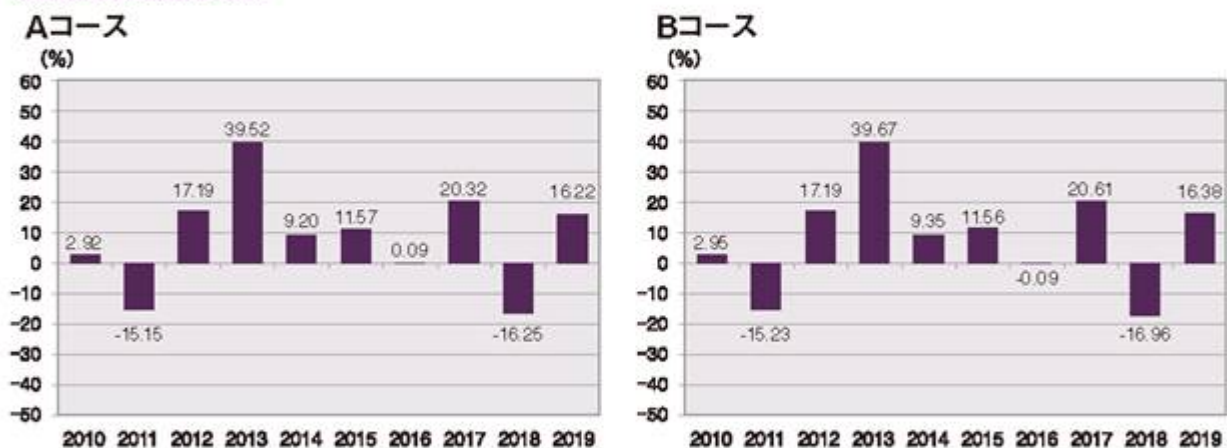


分配の推移 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

Aコース	
2019年 6月	0.03
2019年 7月	0.03
2019年 8月	0.03
2019年 9月	0.03
2019年 10月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	2.47

Bコース	
2015年 7月	0.08
2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.14
2018年 7月	0.17
2019年 7月	0.22
設定来累計	1.44

収益率の推移 (暦年ベース) ※2019年は10月末まで

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2019年10月末日現在)



分配の推移 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)

Cコース

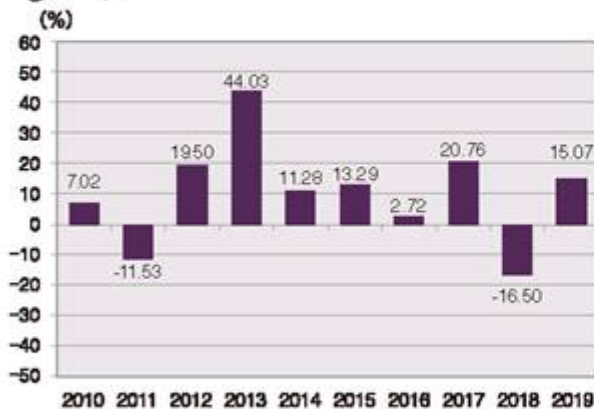
2019年 6月	0.02
2019年 7月	0.02
2019年 8月	0.02
2019年 9月	0.02
2019年 10月	0.02
直近1年累計	0.29
設定来累計	3.29

Dコース

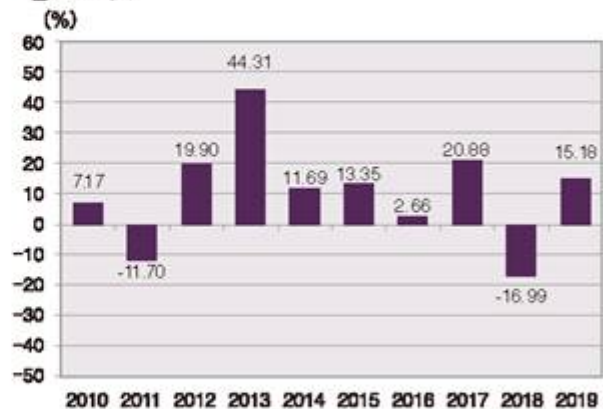
2015年 7月	0.09
2016年 7月	0.16
2017年 7月	0.16
2018年 7月	0.20
2019年 7月	0.25
設定来累計	1.53

収益率の推移 (暦年ベース) ※2019年は10月末まで

Cコース



Dコース



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2019年10月末日現在)



分配の推移 (単位:ユーロ、1口当り、課税前)

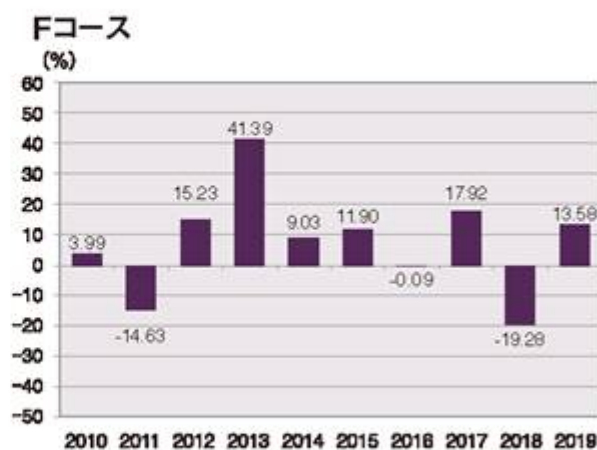
Eコース

2019年 6月	0.01
2019年 7月	0.01
2019年 8月	0.01
2019年 9月	0.01
2019年 10月	0.01
直近1年累計	0.12
設定来累計	1.79

Fコース

2015年 7月	0.08
2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.13
2018年 7月	0.16
2019年 7月	0.20
設定来累計	1.37

収益率の推移 (暦年ベース) ※2019年は10月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2019年10月末日現在)

Gコース



Hコース



分配の推移 (単位: NZドル、1口当り、課税前)

Gコース

2019年 6月	0.03
2019年 7月	0.03
2019年 8月	0.02
2019年 9月	0.02
2019年 10月	0.02
直近1年累計	0.32
設定来累計	3.35

Hコース

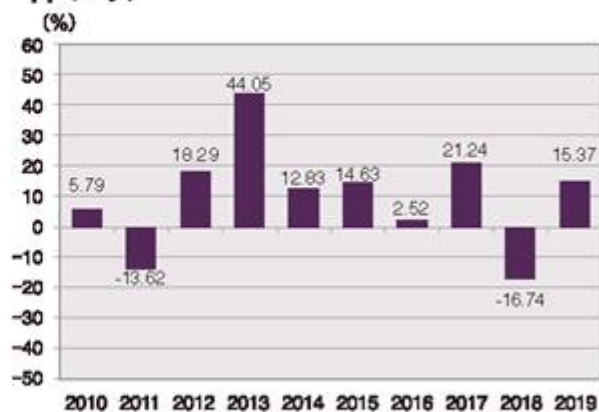
2015年 7月	0.09
2016年 7月	0.15
2017年 7月	0.15
2018年 7月	0.20
2019年 7月	0.25
設定来累計	1.51

収益率の推移 (暦年ベース) ※2019年は10月末まで

Gコース



Hコース



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	第2会計年度	1,023,538 (1,023,538)	3,849,375 (3,849,375)	4,643,493 (4,643,493)
	第3会計年度	930,670 (930,670)	1,658,375 (1,658,375)	3,915,788 (3,915,788)
	第4会計年度	1,334,890 (1,334,890)	1,616,618 (1,616,618)	3,634,060 (3,634,060)
	第5会計年度	5,874,913 (5,874,913)	1,649,725 (1,649,725)	7,859,248 (7,859,248)
	第6会計年度	1,826,909 (1,826,909)	3,015,599 (3,015,599)	6,670,558 (6,670,558)
	第7会計年度	1,103,503 (1,103,503)	2,913,558 (2,913,558)	4,860,503 (4,860,503)
	第8会計年度	1,367,222 (1,367,222)	1,577,043 (1,577,043)	4,650,682 (4,650,682)
	第9会計年度	131,255 (131,255)	2,042,711 (2,042,711)	2,739,226 (2,739,226)
	第10会計年度	86,370 (86,370)	1,031,549 (1,031,549)	1,794,047 (1,794,047)
	第11会計年度	61,800 (61,800)	250,230 (250,230)	1,605,617 (1,605,617)
Bコース証券	第2会計年度	1,303,470 (1,303,470)	3,072,880 (3,072,880)	5,013,629 (5,013,629)
	第3会計年度	1,262,065 (1,262,065)	1,138,815 (1,138,815)	5,136,879 (5,136,879)
	第4会計年度	2,058,810 (2,058,810)	2,202,178 (2,202,178)	4,993,511 (4,993,511)
	第5会計年度	17,862,055 (17,862,055)	4,513,787 (4,513,787)	18,341,779 (18,341,779)
	第6会計年度	7,002,925 (7,002,925)	8,102,754 (8,102,754)	17,241,950 (17,241,950)
	第7会計年度	4,606,254 (4,606,254)	8,987,097 (8,987,097)	12,861,107 (12,861,107)
	第8会計年度	2,719,575 (2,719,575)	4,741,409 (4,741,409)	10,839,273 (10,839,273)
	第9会計年度	433,475 (433,475)	4,455,958 (4,455,958)	6,816,790 (6,816,790)
	第10会計年度	408,700 (408,700)	2,598,404 (2,598,404)	4,627,086 (4,627,086)
	第11会計年度	171,650 (171,650)	980,493 (980,493)	3,818,243 (3,818,243)

Cコース証券	第2会計年度	4,394,218 (4,394,218)	45,331,832 (45,331,832)	43,745,623 (43,745,623)
	第3会計年度	1,682,940 (1,682,940)	16,713,090 (16,713,090)	28,715,473 (28,715,473)
	第4会計年度	3,358,650 (3,358,650)	9,725,627 (9,725,627)	22,348,496 (22,348,496)
	第5会計年度	1,746,331 (1,746,331)	7,217,672 (7,217,672)	16,877,155 (16,877,155)
	第6会計年度	1,320,210 (1,320,210)	4,126,829 (4,126,829)	14,070,536 (14,070,536)
	第7会計年度	345,650 (345,650)	4,182,276 (4,182,276)	10,233,910 (10,233,910)
	第8会計年度	703,934 (703,934)	1,273,831 (1,273,831)	9,664,013 (9,664,013)
	第9会計年度	334,240 (334,240)	2,068,332 (2,068,332)	7,929,921 (7,929,921)
	第10会計年度	230,263 (230,263)	1,644,478 (1,644,478)	6,515,706 (6,515,706)
	第11会計年度	37,804 (37,804)	662,758 (662,758)	5,890,752 (5,890,752)
	Dコース証券	第2会計年度	1,661,615 (1,661,615)	13,603,030 (13,603,030)
第3会計年度		1,283,900 (1,283,900)	4,697,710 (4,697,710)	9,575,846 (9,575,846)
第4会計年度		4,726,799 (4,726,799)	4,247,019 (4,247,019)	10,055,626 (10,055,626)
第5会計年度		4,079,797 (4,079,797)	6,535,377 (6,535,377)	7,600,046 (7,600,046)
第6会計年度		1,300,185 (1,300,185)	2,443,792 (2,443,792)	6,456,439 (6,456,439)
第7会計年度		805,020 (805,020)	3,110,556 (3,110,556)	4,150,903 (4,150,903)
第8会計年度		827,292 (827,292)	972,450 (972,450)	4,005,745 (4,005,745)
第9会計年度		308,070 (308,070)	1,354,461 (1,354,461)	2,959,354 (2,959,354)
第10会計年度		220,285 (220,285)	783,357 (783,357)	2,396,282 (2,396,282)
第11会計年度		290,445 (290,445)	244,165 (244,165)	2,442,562 (2,442,562)
		第2会計年度	69,070 (69,070)	182,949 (182,949)
	第3会計年度	175,600 (175,600)	177,821 (177,821)	366,430 (366,430)
	第4会計年度	100,400 (100,400)	124,320 (124,320)	342,510 (342,510)
	第5会計年度	39,095 (39,095)	173,940 (173,940)	207,665 (207,665)

Eコース証券	第6会計年度	10,900 (10,900)	66,705 (66,705)	151,860 (151,860)
	第7会計年度	2,500 (2,500)	20,030 (20,030)	134,330 (134,330)
	第8会計年度	3,654 (3,654)	9,420 (9,420)	128,564 (128,564)
	第9会計年度	3,900 (3,900)	16,050 (16,050)	116,414 (116,414)
	第10会計年度	11,000 (11,000)	18,150 (18,150)	109,264 (109,264)
	第11会計年度	108 (108)	16,408 (16,408)	92,964 (92,964)
Fコース証券	第2会計年度	87,130 (87,130)	107,170 (107,170)	538,239 (538,239)
	第3会計年度	48,420 (48,420)	138,255 (138,255)	448,404 (448,404)
	第4会計年度	105,700 (105,700)	53,530 (53,530)	500,574 (500,574)
	第5会計年度	267,310 (267,310)	469,570 (469,570)	298,314 (298,314)
	第6会計年度	133,870 (133,870)	168,564 (168,564)	263,620 (263,620)
	第7会計年度	49,780 (49,780)	153,440 (153,440)	159,960 (159,960)
	第8会計年度	118,470 (118,470)	56,000 (56,000)	222,430 (222,430)
	第9会計年度	12,020 (12,020)	83,180 (83,180)	151,270 (151,270)
	第10会計年度	6,190 (6,190)	60,700 (60,700)	96,760 (96,760)
	第11会計年度	73,000 (73,000)	6,400 (6,400)	163,360 (163,360)
Gコース証券	第2会計年度	510,190 (510,190)	16,570,253 (16,570,253)	17,841,353 (17,841,353)
	第3会計年度	215,190 (215,190)	5,803,219 (5,803,219)	12,253,324 (12,253,324)
	第4会計年度	138,100 (138,100)	3,483,298 (3,483,298)	8,908,126 (8,908,126)
	第5会計年度	248,241 (248,241)	2,539,048 (2,539,048)	6,617,319 (6,617,319)
	第6会計年度	62,180 (62,180)	1,903,801 (1,903,801)	4,775,698 (4,775,698)
	第7会計年度	59,770 (59,770)	1,531,208 (1,531,208)	3,304,260 (3,304,260)
	第8会計年度	126,070 (126,070)	344,493 (344,493)	3,085,837 (3,085,837)
	第9会計年度	11,000 (11,000)	552,703 (552,703)	2,544,134 (2,544,134)
	第10会計年度	9,300 (9,300)	529,240 (529,240)	2,024,194 (2,024,194)

	第11会計年度	1,250 (1,250)	233,860 (233,860)	1,791,584 (1,791,584)
Hコース証券	第2会計年度	465,995 (465,995)	3,468,725 (3,468,725)	3,818,764 (3,818,764)
	第3会計年度	116,400 (116,400)	1,069,880 (1,069,880)	2,865,284 (2,865,284)
	第4会計年度	258,650 (258,650)	578,280 (578,280)	2,545,654 (2,545,654)
	第5会計年度	712,468 (712,468)	1,005,725 (1,005,725)	2,252,397 (2,252,397)
	第6会計年度	166,200 (166,200)	642,041 (642,041)	1,776,556 (1,776,556)
	第7会計年度	155,600 (155,600)	773,359 (773,359)	1,158,797 (1,158,797)
	第8会計年度	228,500 (228,500)	460,152 (460,152)	927,145 (927,145)
	第9会計年度	22,990 (22,990)	252,097 (252,097)	698,038 (698,038)
	第10会計年度	13,205 (13,205)	130,370 (130,370)	580,873 (580,873)
	第11会計年度	43,690 (43,690)	86,800 (86,800)	537,763 (537,763)

(注) ()の数本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における申込手続等

(a) 申込手続

Aコース証券からHコース証券の8つのコースの受益証券が発行されます。受益証券の払込金は、共通ポートフォリオに投資されます。

受益証券は、管理会社によって、ルクセンブルグおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）で、かつ日本における販売会社の営業日（評価日）に発行されます。ただし、管理会社は、以下に記載されるとおり、その裁量によって受益証券の発行を一時的に停止することができます。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行の請求がない場合は、投資家は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、申込代金の支払がなされた日からルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資家または投資家の銀行に対して郵送されます。

ファンド証券1口当りの発行価格は、当該評価日に決定されたファンド証券1口当りの純資産価格で、当該証券を募集した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%を上限とする販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

申込代金の支払は、ファンドが指定した保管受託銀行の口座へ銀行送金により、申込みが受諾された日から起算し6評価日以内（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間）に各コース証券の表示通貨で行うものとします。

ファンド証券の募集における最低申込単位は、100口以上1口単位です。

評価日のルクセンブルグ冬時間午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時までに受領された買付注文は、当該評価日に決定された受益証券1口当りの純資産価格で受諾されます。その後受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

管理会社はその裁量によりいつでも、特定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、無期限で中止、もしくは制限することまたはファンド証券の発行を全般的に制限することができます。管理会社はまた、全受益者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

さらに、管理会社は、a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は取られないものとします。受益者の権利については、ファンドの英文目録見書および約款に記載されています。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除く米国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転および交付することはできません。ファンド証券およびファンド証券上の権利は他の米国人により実質的に所有されることはできません。米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法および投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買い戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 時間外取引およびマーケットタイミングの禁止

時間外取引とは、当該評価日における申込み、転換または買戻請求の受諾に際し定められた適用される締切時間（以下「締切時間」といいます。）後にこれに応じ、同日に適用される純資産価格に基づく価格でかかる請求を執行することと理解されます。時間外取引は厳しく禁止されています。

マーケットタイミングとは、投資家が短期間で体系的にファンドの受益証券の申込みおよび買い戻しを行い、ファンドの純資産価格の決定方法の時間差および/または不完全性もしくは欠陥を利用する裁定取引と理解されます。マーケットタイミングの慣行は、ファンドの投資運用を妨げ、ファンドの運用実績に悪影響を与える可能性があります。

このような取引を回避するために、受益証券は未知の価格で発行および買い戻され、ファンドは締切時間後に請求を受領しません。

管理会社および/または管理事務代行会社は、時間外取引を行う者からの請求を拒絶し、ファンドの他の投資家を保護するために適切な措置を取ることができます。さらに、管理会社および/または管理事務代行会社は、マーケットタイミングを行う疑いのある投資家からの受益証券の申込みを拒絶することができます。

(c) 転換(スイッチング)の手続等

一つのコース証券から他のコース証券に転換(スイッチング)を希望する受益者は、評価日に、転換のための取消不能の転換請求書(発行されている場合は)受益証券の券面とともに提出して、管理会社に対してファンド証券の他のコース証券への転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、転換請求口数は100口以上です。転換により発行される受益証券の口数は、転換請求が評価日のルクセンブルグ冬時間午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時まで受領された場合、当該評価日における2つのコース証券の各々の純資産価格(以下の計算式にて表示されます。)に基づき、以下のとおり決定されます。

$$N1 = (1 - C) NAV2 \times N2 / NAV1$$

N1: 端数を含む転換により発行される受益証券口数。端数は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、現金で支払われます。

N2: 転換を請求された受益証券の口数。

NAV1: 転換により発行される受益証券の純資産価格。

NAV2: 転換を請求された受益証券の純資産価格。

NAV1またはNAV2は、当該評価日の適用為替レートで転換を請求された受益証券または転換により発行される予定の受益証券の表示通貨に換算されます。

C: 転換手数料は、転換を請求された受益証券の純資産価格の最大1.5%とします。転換手数料は、上述のとおり受益証券の口数が計算される際に管理会社により自動的に差し引かれ、かつ管理会社により販売会社として行為する金融機関に支払われます。どの管轄においても転換(スイッチング)にかかわる税金は、管理会社または販売会社として行為する金融機関が、税金相当額を源泉徴収するか差し引きます。

締切時間後に受領された転換請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

販売会社として行為する金融機関は、締切時間までに受領した転換請求を、ルクセンブルグ時間の正午(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時刻)までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社として行為する金融機関は、締切時間後に受領した転換請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

(2) 日本における申込手続等

(a) 申込手続

日本においては、本書第一部「証券情報」の「(7) 申込期間」に記載される期間中、第一部「証券情報」に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。ただし、管理会社はその裁量によって受益証券の発行を一時的に停止することができます。投資家は販売会社に取引口座の開設契約または取引契約書を提出します。最低申込口数は100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社が当該申込みを受領および受諾した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売会社が当該注文の成立を確認した日(通常申込日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および下記手数料を支払わなくてはなりません。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%(税込)
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%(税込)
50万口以上	申込金額の0.55%(税込)

申込代金の支払が円貨によるものである場合、各コースの表示通貨(外貨)の換算は、原則として、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、当該外貨で支払うこともできます。

また、JSDAの協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、JSDAの規則に基づく選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の買付け・売却(買戻し)の注文が不公正なものであるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

日本に居住する投資家または日本を本拠地とする投資家による申込みはすべて、日本における販売会社を通じて行われるものとします。申込みは、日本語の目論見書に記載された条件(申込手数料および目論見書に明記されているその他の手数料の支払を含みます。)に従って行われるものとします。日本語の目論見書は、販売会社から入手することができます。

評価日の日本時間午後3時(当該評価日のルクセンブルグ冬時間午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時)までに日本の販売会社で受領された買付注文は、当該評価日に決定された受益証券1口当りの純資産価格で受諾されます。締切時間後に日本の販売会社によって受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買付注文を、ルクセンブルグ時間の正午(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時刻)までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、締切時間後に受領した申込みを、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

(b) 転換(スイッチング)の手続等

日本においては、当面、転換(スイッチング)の取扱いは行いません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求できます。ただし、管理会社がコース証券の純資産価格の決定を停止（下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価」に詳述されます。）している期間中、買戻しは停止されます。

買戻し請求は管理会社または販売会社として行為する金融機関に対し、書面でなされなければなりません。

評価日のルクセンブルグ冬時間午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時までに販売会社として行為する金融機関および管理会社の事務所で受領された買戻し請求は、当該評価日に決定された受益証券1口当りの純資産価格で受諾されます。締切時間後に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

販売会社として行為する金融機関は、締切時間までに受領した買戻し請求を、ルクセンブルグ時間の正午（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時刻）までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社として行為する金融機関は、締切時間後に受領した買戻し請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

買戻し手数料・信託財産留保額はありません。買戻しの単位は、1口単位です。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し価格は、買戻日の各コース証券の純資産価格によっては、投資家の買付価格を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、ファンド証券の券面が発行されている場合は券面の受領を含めて、買戻し請求が管理会社または販売会社として行為する金融機関により受諾された日から起算して6評価日目まで（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間）に保管受託銀行またはその代理人により、各コースの表示通貨で行われます。

管理会社は、流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、通常の状態においてファンドの投資ポートフォリオが、受益者からの買戻し請求に常に応じられる程度の流動性を有することを確保しています。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、評価日に行うことができます（販売会社に取り次ぎます。）。日本時間午後3時までに申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領および受諾した日に計算される1口当りの純資産価格とします。日本における約定日は販売会社が買戻し注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目から、買戻し代金を支払います。買戻し代金は外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて支払われるものとし、円貨で支払われる場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算は約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、当該外貨で支払うこともできます。ファンド証券の買戻しの最低単位は、1口とします。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各コース証券の受益証券1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）は、評価日毎に、各コース証券の表示通貨建てでそれぞれ決定されます。

上記にて共通ポートフォリオとして定義されるファンドの組入証券およびその他の資産は、日本円で評価されます。8つのコース証券に共通の報酬・費用などは必要に応じ日本円に換算・評価され、共通ポートフォリオに反映されます。

8つのコース証券は、直前の評価日に各コースに帰属するファンドの純資産総額の割合で、かかる共通ポートフォリオに帰属します。

各コース証券に帰属する金額は、当該評価日に適用される為替レートで各コース証券の表示通貨に転換され、()当該コース証券のためになされた特定のヘッジ取引の結果生じた費用、支出、利益または損失を加減し、()当該コース証券についてのファンドの報酬および費用（あった場合）を減じることで調整され、当該コース証券についてなされた分配金（あった場合）を減じて、残額が当該コース証券に帰属する純資産総額となります。

1口当りの純資産価格は、（前段落に従って決定された）各コース証券に帰属する金額を純資産価格の決定時における当該コース証券の発行済受益証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）は日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- b) すべての受取手形、要求払手形および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- c) ファンドのために所有または購入契約済のすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の行為による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）。
- e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- f) すべての為替予約契約または他のヘッジ取引。
- g) 未償却のファンドの設立費。
- h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- a) すべての借入金、支払手形および未払金。
- b) すべての発生済または未払管理費（管理報酬、投資顧問報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換代行会社・発行会社代理人報酬、支払代行会社報酬、管理事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）。
- c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払に関する契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払分を含みます。）。
- d) 管理会社が随時決定する評価日までの総資産および収益に基づく適切な納税引当金および管理会社の取締役会の授権および承認があるときはその他の準備金。
- e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができます。

コース証券1口当りの純資産価格は、評価日のルクセンブルグ時間午後6時頃にノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.により算出され、管理会社の登記上の事務所で評価日に入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に、どのコース証券の受益証券についても、その純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行、買戻しおよび転換を停止することができます。

- ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する1もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する1もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。

- 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

さらに、管理会社はどの時点・期間においても、コース証券に帰属する為替予約取引その他のヘッジ手段の価格が算出できない期間は、コース証券の純資産価格の決定を停止することができます。

かかる純資産価格の決定の停止は、発行、転換または買戻しを請求したすべての受益者に通知され、上記「第1 1 (5) 開示制度の概要」の記載に従い公告されます。

ファンドの資産は、以下の方法によって評価されます。

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が数か所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記 a) および / もしくは b) に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価されます。
- e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価されます。
- f) 日本円以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売相場場の仲値で日本円に換算されます。
- g) オープン・エンド型のUCIの受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価されます。
- h) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

管理会社は、評価代理人との評価業務に関する契約を2013年7月12日法に適合させることについて責任を負いません。

(2) 【保管】

ファンド証券または確認書が発行された場合は、受益者の責任において保管されます。日本の投資家に対して販売されるファンド証券について記名式証券は発行されず、保管受託銀行は、販売会社名義で販売会社に確認書を送付します。ただし、受益者が別途記名式ファンド証券を請求し、(必要に応じて)外国為替法により認められた自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は当初2014年7月10日まででしたが、5年延長され2019年7月10日までとなり、さらに5年延長され2024年7月10日までとなりました。

ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグ法に定められている強制清算事由が生じた場合にも償還します。さらに、いずれかのコース証券の発行済受益証券口数が100万口を下回る場合、管理会社は、(投資顧問会社と協議の上)当該コース証券を償還することができます。ファンドは、受益者、その相続人または受取人の要求によっては償還されません。償還または延長の通知は、RESAおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンドの資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社の指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金(すべての償還費用控除後)を分配します。

受益者への償還金の支払は、監査手続等の進捗に応じて、信託期間終了日から半年程度、またはそれ以上時間を要する場合がありますが、ファンドの清算開始日から9か月以内に行われなければなりません。

ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算結了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還状態を招く状況が発生し次第、ファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間(会計年度)は毎年7月10日に終了します。

(5)【その他】

約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。

変更は、約款の変更について関連書類に別の期限が設定されていない限り、変更文書がルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の記載がR E S Aに公告された5日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

() 投資顧問契約

野村アセットマネジメントと管理会社との投資顧問契約は、他方当事者への3か月前までの書面による予告通知の交付または書留郵便による送付をもって各当事者によって終了させることができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に従い解釈されます。

() 保管受託契約

各当事者は、他方当事者に、解約の効力発生日の90暦日前までに、書面による通知を手渡しで交付するかまたは書留郵便もしくはファックスで送付することにより、保管受託契約を終了させることができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 投資信託業務契約

各当事者は、他方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 評価代理人契約

評価代理人契約は、他方当事者に対し、60日前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)をなすことにより解約することができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 代行協会員契約

代行協会員契約は、他方当事者に対し、同契約に記載のその住所宛てに3か月前の書面による終了通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)をなすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対し、同契約に記載のその住所宛てに3か月前の書面による通知をなすことにより解約することができます。当該事前通知は、同契約の当事者間の合意により不要とすることができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、名義人として受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿におけるファンド証券の登録名義人ではないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売取扱会社と締結した外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者が有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社が分配金を決定した場合、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが償還された場合、受益者は、ファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて純残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注)約款には、受益者集会の権利に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求は、かかる請求事由発生日の5年後に消滅します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、または管理会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しません。2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびにJSDAの諸規則上の問題について的一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 菊地 雄太

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)の取引に関連して日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを、管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における承認された法定監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブの監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブは、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1)【2019年7月10日終了年度】

【貸借対照表】

純資産計算書
2019年7月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 13,335,291,029円)	2	13,387,166,790
銀行預金		1,301,866,385
先物契約未実現利益	12	10,747,120
先渡為替契約未実現利益	11	91,963,667
デリバティブに係る未収証拠金		170,595,520
ブローカーに係る未収金		228,131,112
未収収益		27,517,457
資産合計		15,217,988,051
負債		
先渡為替契約未実現損失	11	14,881,710
現金および現金等価物に係る未払純利息		144,055
ブローカーに係る未払金		56,430,213
ファンド証券買戻未払金		32,565,570
未払費用	8	51,615,553
負債合計		155,637,101
純資産		15,062,350,950

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	10.08	1,605,617	16,192,483
Bコース証券(米ドル)	11.14	3,818,243	42,548,334
Cコース証券(豪ドル)	9.67	5,890,752	56,936,023
Dコース証券(豪ドル)	12.61	2,442,562	30,806,667
Eコース証券(ユーロ)	9.59	92,964	891,324
Fコース証券(ユーロ)	10.16	163,360	1,659,494
Gコース証券(NZドル)	9.79	1,791,584	17,533,595
Hコース証券(NZドル)	12.52	537,763	6,732,596

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書
2019年7月10日に終了した年度
(日本円で表示)

	注記	
収益		
受取配当金(源泉税控除後)		455,050,463
収益合計		455,050,463
費用		
投資顧問報酬	4	85,920,472
代行協会員報酬	5	85,854,636
管理事務代行報酬	6	15,455,648
保管報酬	7	5,294,954
預金に係る支払利息		3,773,753
コルレス銀行報酬		2,852,800
管理報酬	3	5,155,441
法務報酬		943,159
海外登録費用		6,039,162
現金支出費		3,431,851
専門家報酬		4,278,063
印刷および公告費用		121,069
年次税	10	8,253,145
その他の費用		1,237,155
費用合計		228,611,308
純投資収益		226,439,155
投資有価証券実現純利益	13	558,570,382
先物契約実現純損失		(272,173,000)
外貨および先渡為替契約実現純損失		(496,199,440)
当期実現純損失		(209,802,058)
投資有価証券未実現純損益の変動	13	(2,192,038,502)
先物契約未実現純損益の変動		51,547,120
先渡為替契約未実現純損益の変動		(34,396,029)
当期末実現純損失		(2,174,887,411)
運用の結果による純資産の純減少		(2,158,250,314)

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2019年7月10日に終了した年度
(日本円で表示)

	注記	
期首現在純資産		<u>19,582,085,241</u>
純投資収益		226,439,155
当期実現純損失		(209,802,058)
当期末実現純損失		<u>(2,174,887,411)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u>(2,158,250,314)</u>
受益証券の発行手取金		776,925,101
受益証券の買戻支払金		<u>(2,639,316,643)</u>
		<u>(1,862,391,542)</u>
受益者に支払われた分配金	9	<u>(499,092,435)</u>
期末現在純資産		<u><u>15,062,350,950</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2019年7月10日に終了した年度
(無監査)

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,794,047
発行受益証券数	61,800
買戻受益証券数	(250,230)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,605,617</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	4,627,086
発行受益証券数	171,650
買戻受益証券数	(980,493)
期末現在発行済受益証券数	<u>3,818,243</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	6,515,706
発行受益証券数	37,804
買戻受益証券数	(662,758)
期末現在発行済受益証券数	<u>5,890,752</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,396,282
発行受益証券数	290,445
買戻受益証券数	(244,165)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,442,562</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	109,264
発行受益証券数	108
買戻受益証券数	(16,408)
期末現在発行済受益証券数	<u>92,964</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	96,760
発行受益証券数	73,000
買戻受益証券数	(6,400)
期末現在発行済受益証券数	<u>163,360</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,024,194
発行受益証券数	1,250
買戻受益証券数	(233,860)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,791,584</u>

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	580,873
発行受益証券数	43,690
買戻受益証券数	(86,800)
期末現在発行済受益証券数	<u>537,763</u>

統計情報
2019年7月10日現在
(無監査)

	2019年	2018年	2017年
期末現在純資産(日本円)	15,062,350,950	19,582,085,241	26,463,774,757
Aコース証券(米ドル)			
期末現在純資産	16,192,483	20,184,486	30,607,248
期末現在1口当りの純資産価格	10.08	11.25	11.17
Bコース証券(米ドル)			
期末現在純資産	42,548,334	55,770,523	78,478,067
期末現在1口当りの純資産価格	11.14	12.05	11.51
Cコース証券(豪ドル)			
期末現在純資産	56,936,023	70,256,133	83,650,531
期末現在1口当りの純資産価格	9.67	10.78	10.55
Dコース証券(豪ドル)			
期末現在純資産	30,806,667	32,898,600	38,679,724
期末現在1口当りの純資産価格	12.61	13.73	13.07
Eコース証券(ユーロ)			
期末現在純資産	891,324	1,175,546	1,245,844
期末現在1口当りの純資産価格	9.59	10.76	10.70
Fコース証券(ユーロ)			
期末現在純資産	1,659,494	1,098,272	1,674,978
期末現在1口当りの純資産価格	10.16	11.35	11.07
Gコース証券(NZドル)			
期末現在純資産	17,533,595	22,118,336	27,215,350
期末現在1口当りの純資産価格	9.79	10.93	10.70
Hコース証券(NZドル)			
期末現在純資産	6,732,596	7,896,936	9,007,755
期末現在1口当りの純資産価格	12.52	13.59	12.90

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2019年7月10日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(「2010年法」)のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までとなり、さらに5年延長され2024年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数か所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資有価証券の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資有価証券からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2019年7月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01327豪ドル

1円 = 0.00820ユーロ

1円 = 0.01392NZドル

1円 = 0.00918米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	19,352,143
代行協会員報酬	19,337,029
管理事務代行報酬	3,481,081
保管報酬	1,161,221
管理報酬	1,161,175
現金支出費	772,942
専門家報酬	4,140,739
年次税	2,209,223
未払費用	<u>51,615,553</u>

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2019年7月10日に終了した年度に、ファンドは総額499,092,435円を(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税(*taxe d'abonnement*)を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2019年7月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
豪ドル	43,945,402	日本円	3,275,253,175	2019年7月22日	34,396,710
米ドル	29,617,191	日本円	3,196,935,673	2019年7月22日	24,776,877
米ドル	29,214,403	日本円	3,154,518,628	2019年8月8日	18,970,625
NZドル	12,058,765	日本円	851,993,471	2019年7月22日	13,716,616
ユーロ	936,703	日本円	114,369,918	2019年7月22日	(62,503)
ユーロ	1,283,168	日本円	156,836,430	2019年8月8日	(241,918)
NZドル	12,030,857	日本円	865,496,180	2019年8月8日	(2,664,742)
豪ドル	43,596,631	日本円	3,291,314,559	2019年8月8日	(10,472,793)
日本円	24,064,682	豪ドル	318,932	2019年7月22日	45,019
日本円	2,174,987	NZドル	30,008	2019年7月22日	20,685
日本円	3,086,882	豪ドル	40,866	2019年8月8日	11,532
日本円	4,975,376	豪ドル	65,940	2019年7月22日	9,252
日本円	1,758,654	NZドル	24,400	2019年7月22日	6,955
日本円	2,464,979	NZドル	34,335	2019年8月8日	2,535
日本円	737,067	豪ドル	9,770	2019年8月8日	1,831
日本円	722,094	豪ドル	9,570	2019年7月22日	1,351
日本円	1,275,659	豪ドル	16,957	2019年8月8日	(469)
日本円	2,558,713	米ドル	23,562	2019年8月8日	(769)
日本円	9,516,192	豪ドル	126,500	2019年8月8日	(3,500)
日本円	1,272,219	米ドル	11,752	2019年7月22日	(6,146)
日本円	550,150	米ドル	5,115	2019年7月22日	(6,252)
日本円	833,179	豪ドル	11,280	2019年7月22日	(16,349)
日本円	2,329,569	豪ドル	31,218	2019年7月22日	(21,545)
日本円	3,041,153	米ドル	28,275	2019年7月22日	(34,558)
日本円	3,384,762	豪ドル	45,504	2019年7月22日	(42,270)
日本円	12,292,744	米ドル	113,553	2019年7月22日	(59,377)
日本円	5,755,031	豪ドル	77,914	2019年7月22日	(112,926)
日本円	30,406,942	米ドル	281,750	2019年8月8日	(198,872)
日本円	17,650,808	米ドル	164,700	2019年7月22日	(265,005)
日本円	47,099,511	米ドル	438,221	2019年7月22日	(569,594)
ユーロ	14,925	日本円	1,817,642	2019年7月22日	3,679
ユーロ	109,560	日本円	13,401,844	2019年7月22日	(32,064)
ユーロ	113,791	日本円	13,956,154	2019年7月22日	(70,058)
					77,081,957

注12 - 先物契約

2019年7月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	80	TOPIX先物取引	2019年9月12日	1,255,600,000	10,747,120
				1,255,600,000	10,747,120
					10,747,120

注13 - 投資有価証券実現損益 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書で開示されている2019年7月10日に終了した年度の投資有価証券実現純損益 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(日本円)
投資有価証券実現利益	1,001,868,264
投資有価証券実現損失	(443,297,882)
投資有価証券実現純利益	558,570,382

	(日本円)
投資有価証券未実現利益の変動	440,959,793
投資有価証券未実現損失の変動	(2,632,998,295)
投資有価証券未実現純損益の変動	(2,192,038,502)

注14 - 取引費用

取引費用とは、ブローカー手数料、地方税、譲渡税および証券取引税ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の費用および報酬をいう。スプレッドの適用によるもの、または投資有価証券の価格から直接差し引かれる取引費用は、当該取引費用から除外される。

2019年7月10日に終了した年度中にファンドによって計上された取引費用は、8,461,179円であった。取引費用は、投資有価証券の取得価額に含まれている。

【投資有価証券明細表等】

(a) 投資株式明細表

投資有価証券明細表
2019年7月10日現在
(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
97,800	三井住友フィナンシャルグループ	404,818,889	375,454,200	2.48
123,500	S U B A R U	445,448,212	341,662,750	2.27
62,900	日本電信電話	145,704,052	325,193,000	2.16
103,500	日本たばこ産業	310,567,180	253,316,250	1.68
78,900	大和ハウス工業	210,644,705	251,454,300	1.67
44,300	東京海上ホールディングス	135,256,821	250,560,800	1.66
460,500	J X T Gホールディングス	232,802,004	246,413,550	1.64
97,200	小松製作所	226,188,286	245,284,200	1.63
110,300	伊藤忠商事	151,463,394	228,872,500	1.52
153,600	三菱電機	212,934,364	222,720,000	1.48
140,400	アステラス製薬	147,719,149	220,779,000	1.47
280,200	日産自動車	295,914,287	216,790,740	1.44
405,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	216,667,901	213,192,000	1.42
29,100	トヨタ自動車	173,928,820	201,022,800	1.33
45,700	日立製作所	134,158,766	185,404,900	1.23
43,500	セブン&アイ・ホールディングス	200,056,949	164,125,500	1.09
39,000	電通	197,226,689	151,125,000	1.00
30,700	村田製作所	149,255,171	148,864,300	0.99
80,300	三井物産	119,536,691	145,102,100	0.96
8,800	東京エレクトロン	90,124,126	144,364,000	0.96
88,300	第一生命ホールディングス	189,997,067	144,282,200	0.96
50,100	本田技研工業	156,331,606	143,260,950	0.95
60,600	日立キャピタル	133,688,196	141,561,600	0.94
16,200	T D K	120,973,695	137,052,000	0.91
71,400	ヤマハ発動機	211,492,301	135,517,200	0.90
76,100	セイコーエプソン	168,345,736	132,033,500	0.88
44,500	三菱商事	111,888,619	130,451,750	0.87
88,700	ソフトバンク	131,708,769	127,683,650	0.85
33,400	A G C	144,514,078	122,912,000	0.82
73,500	オリックス	129,399,975	120,282,750	0.80
98,200	いすゞ自動車	125,561,915	119,902,200	0.80
32,000	アイシン精機	155,440,065	118,080,000	0.78
59,400	日本特殊陶業	129,524,986	114,701,400	0.76
8,100	大東建託	108,549,013	113,521,500	0.75
121,800	パナソニック	120,482,483	112,969,500	0.75
42,600	N T T ドコモ	89,761,415	109,631,100	0.73
193,800	シチズン時計	101,717,085	109,497,000	0.73
27,600	三井住友トラスト・ホールディングス	118,475,110	108,909,600	0.72
21,900	トレンドマイクロ	113,930,987	108,076,500	0.72
56,000	協和キリン	116,800,305	107,128,000	0.71
188,100	千葉銀行	130,471,135	107,028,900	0.71
4,400	光通信	35,310,594	106,832,000	0.71
93,500	三和ホールディングス	89,881,293	106,403,000	0.71
41,300	電源開発	122,894,029	102,300,100	0.68
17,300	日本通運	118,970,832	100,513,000	0.67
31,500	住友金属鉱山	89,014,493	98,752,500	0.66
19,000	日東電工	148,918,762	96,596,000	0.64
27,200	日本航空	101,177,605	93,595,200	0.62

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
36,800	三井化学	115,598,008	92,883,200	0.62
9,500	信越化学工業	83,498,784	92,064,500	0.61
56,300	日本碍子	114,969,635	88,053,200	0.58
47,100	L I X I Lグループ	84,444,546	84,874,200	0.56
27,100	デンカ	67,469,519	84,823,000	0.56
30,100	D I C	57,165,450	84,611,100	0.56
183,000	りそなホールディングス*	99,444,059	84,106,800	0.56
30,600	日本電気硝子	92,832,527	83,782,800	0.56
58,400	スター精密	72,945,086	82,168,800	0.55
30,900	アズビル	31,087,946	81,885,000	0.54
68,100	アマダホールディングス	72,565,543	81,651,900	0.54
80,800	四国電力	100,668,795	80,800,000	0.54
157,200	三菱自動車工業	123,453,466	80,486,400	0.53
13,500	第一三共	33,403,522	80,392,500	0.53
48,900	J S R	103,378,576	79,853,700	0.53
97,700	日清紡ホールディングス	89,098,546	79,723,200	0.53
24,805	出光興産	96,065,700	79,127,950	0.53
22,200	橋本チエイン	104,727,738	78,144,000	0.52
47,200	リゾートトラスト	88,990,182	76,700,000	0.51
9,800	富士通	67,749,706	76,224,400	0.51
71,600	ケーブホールディングス	92,247,019	75,323,200	0.50
22,800	太陽ホールディングス	74,081,686	73,758,000	0.49
60,400	長谷工コーポレーション	79,441,991	70,426,400	0.47
119,400	オンワードホールディングス	85,067,436	69,849,000	0.46
93,500	三菱ケミカルホールディングス	51,815,985	69,507,900	0.46
18,900	日本ユニシス	24,846,285	69,457,500	0.46
65,200	大林組	77,200,930	69,307,600	0.46
131,900	五洋建設	80,559,063	68,851,800	0.46
9,400	京セラ	65,707,370	66,721,200	0.44
52,200	りらいあコミュニケーションズ	51,706,192	66,711,600	0.44
103,200	東急不動産ホールディングス	58,238,371	66,048,000	0.44
41,300	ベルシステム24ホールディングス	57,764,813	65,873,500	0.44
23,200	ワコールホールディングス	73,956,771	65,099,200	0.43
49,100	J・フロントリテイリング	61,963,910	63,339,000	0.42
33,800	ディップ	55,626,051	63,172,200	0.42
21,200	ポーラ・オルビスホールディングス	78,577,547	62,942,800	0.42
273,200	日本軽金属ホールディングス	60,778,032	62,289,600	0.41
21,200	阪和興業	49,699,557	62,010,000	0.41
9,300	エービーシー・マート	58,684,417	61,752,000	0.41
15,300	ビジョン	61,679,749	61,735,500	0.41
18,300	東京応化工業	70,103,170	61,671,000	0.41
13,800	日鉄物産	63,164,645	61,203,000	0.41
27,200	エクセディ	87,660,651	60,982,400	0.40
22,300	サトーホールディングス	50,346,029	60,745,200	0.40
22,100	協和エクシオ	39,488,886	58,675,500	0.39
27,900	ブラザー工業	53,762,814	58,534,200	0.39
48,000	三機工業	57,128,200	58,128,000	0.39
8,000	中外製薬	45,182,979	58,000,000	0.39
56,100	サカタインクス	80,431,446	57,951,300	0.38
27,700	ふくおかフィナンシャルグループ	69,748,267	56,424,900	0.37
43,000	SUMCO	53,300,018	55,900,000	0.37
20,700	興銀リース	56,229,888	55,372,500	0.37
62,500	伊藤忠エネクス	60,817,124	55,250,000	0.37
9,700	堀場製作所	53,202,384	55,096,000	0.37
38,700	ウシオ電機	53,370,244	54,992,700	0.37

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
109,300	ヤマダ電機	61,990,799	54,540,700	0.36
20,800	スターツコーポレーション	33,626,938	54,308,800	0.36
38,800	古河機械金属	75,810,664	53,854,400	0.36
28,600	キョーリン製薬ホールディングス	54,852,423	53,682,200	0.36
6,500	しまむら	72,942,344	53,625,000	0.36
19,500	コムシスホールディングス	53,193,666	53,449,500	0.35
23,900	フジミインコーポレーテッド	55,852,440	53,344,800	0.35
23,700	カプコン	54,314,662	53,277,600	0.35
19,300	日立建機	54,800,985	52,708,300	0.35
13,200	大同特殊鋼	53,004,995	52,668,000	0.35
10,100	バンダイナムコホールディングス	35,932,641	52,419,000	0.35
55,600	日本精工	54,154,735	52,264,000	0.35
20,900	パーク24	58,675,705	51,811,100	0.34
15,300	マツモトキヨシホールディングス	49,562,725	51,561,000	0.34
33,100	ジェイ エフ イー ホールディングス	80,890,330	50,427,850	0.33
8,400	日立ハイテクノロジーズ	37,749,026	48,720,000	0.32
16,400	日立化成	45,354,534	48,298,000	0.32
40,500	日立金属	54,746,354	48,033,000	0.32
10,000	因幡電機産業	28,851,442	47,150,000	0.31
24,300	かんぼ生命保険	57,752,205	46,607,400	0.31
39,000	レイズネクスト	39,915,800	46,605,000	0.31
26,100	鴻池運輸	39,927,698	44,892,000	0.30
29,500	TOYO TIRE	43,736,057	44,456,500	0.30
14,600	伊藤忠テクノソリューションズ	20,479,529	41,420,200	0.27
57,300	デクセリアルズ	49,861,207	40,625,700	0.27
8,300	SCREENホールディングス	52,783,857	40,587,000	0.27
11,400	新電元工業	47,583,061	40,413,000	0.27
43,700	やまびこ	44,275,721	40,291,400	0.27
40,100	センコーグループホールディングス	30,800,246	34,686,500	0.23
24,800	中国電力	36,579,125	33,653,600	0.22
63,000	住友化学	25,213,474	30,429,000	0.20
14,400	コーエーテックモホールディングス	27,845,147	29,304,000	0.19
67,300	コンコルディア・フィナンシャル グループ	29,185,146	28,400,600	0.19
20,000	稲畑産業	23,581,794	27,780,000	0.18
3,100	西日本旅客鉄道	20,663,960	27,419,500	0.18
5,100	S C S K	27,332,269	27,336,000	0.18
10,300	ソニーフィナンシャルホールディングス	18,311,638	26,790,300	0.18
4,700	メイテック	15,805,495	26,555,000	0.18
7,000	エンプラス	21,008,655	22,715,000	0.15
5,200	大塚商会	18,645,114	22,516,000	0.15
9,700	ユー・エス・エス	18,920,564	20,903,500	0.14
		13,335,291,029	13,387,166,790	88.88
	日本合計	13,335,291,029	13,387,166,790	88.88
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	13,335,291,029	13,387,166,790	88.88
	投資有価証券合計	13,335,291,029	13,387,166,790	88.88

* 一部担保提供されている証券

(1)「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2019年7月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融	18.35
情報技術	17.11
一般消費財・サービス	14.35
素材	13.38
資本財・サービス	12.25
電気通信サービス	3.74
エネルギー	3.56
ヘルスケア	2.28
生活必需品	2.05
公益事業	1.81
	<hr/>
	88.88
投資有価証券合計	<hr/> <hr/>
	88.88

(b) 株式以外の投資有価証券明細表
該当事項はありません。

(c) 投資不動産明細表
該当事項はありません。

(d) その他投資資産明細表
該当事項はありません。

(e) 借入金明細表
該当事項はありません。

[次へ](#)

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statement of Net Assets
as at July 10, 2019***(expressed in JAPANESE YEN)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 13,335,291,029)</i>	2	13,387,166,790
Cash at banks		1,301,866,385
Unrealised gain on future contracts	12	10,747,120
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	91,963,667
Margin receivable on derivatives		170,595,520
Due from brokers		228,131,112
Accrued income		27,517,457
Total Assets		15,217,988,051
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	14,881,710
Net interest payable on cash and cash equivalents		144,055
Payable to brokers		56,430,213
Payable for repurchases		32,565,570
Accrued expenses	8	51,615,553
Total Liabilities		155,637,101
NET ASSETS		15,062,350,950

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in USD)	10.08	1,605,617	16,192,483
Class B Units (in USD)	11.14	3,818,243	42,548,334
Class C Units (in AUD)	9.67	5,890,752	56,936,023
Class D Units (in AUD)	12.61	2,442,562	30,806,667
Class E Units (in EUR)	9.59	92,964	891,324
Class F Units (in EUR)	10.16	163,360	1,659,494
Class G Units (in NZD)	9.79	1,791,584	17,533,595
Class H Units (in NZD)	12.52	537,763	6,732,596

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Statement of Operations
for the year ended July 10, 2019
(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
INCOME		
Dividends received (net of withholding tax)		455,050,463
		<hr/>
Total Income		455,050,463
		<hr/>
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	85,920,472
Agent Company fees	5	85,854,636
Administrator fees	6	15,455,648
Depository fees	7	5,294,954
Interest paid on bank accounts		3,773,753
Correspondent bank fees		2,852,800
Management Company fees	3	5,155,441
Legal fees		943,159
Overseas registration fees		6,039,162
Out-of-pocket expenses		3,431,851
Professional fees		4,278,063
Printing and publication fees		121,069
Subscription tax	10	8,253,145
Other expenses		1,237,155
		<hr/>
Total Expenses		228,611,308
		<hr/>
NET INVESTMENT INCOME		226,439,155
		<hr/>
Net realised profit on investments	13	558,570,382
Net realised loss on future contracts		(272,173,000)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(496,199,440)
		<hr/>
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(209,802,058)
		<hr/>
Change in net unrealised result on investments	13	(2,192,038,502)
Change in net unrealised result on future contracts		51,547,120
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(34,396,029)
		<hr/>
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(2,174,887,411)
		<hr/>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(2,158,250,314)
		<hr/>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended July 10, 2019
(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		19,582,085,241
NET INVESTMENT INCOME		226,439,155
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(209,802,058)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(2,174,887,411)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(2,158,250,314)
Proceeds from subscriptions of units		776,925,101
Payments for repurchase of units		(2,639,316,643)
		(1,862,391,542)
Dividend paid to unitholders	9	(499,092,435)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		15,062,350,950

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended July 10, 2019***(Unaudited)*

Class A Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	1,794,047
Number of units issued	61,800
Number of units repurchased	(250,230)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>1,605,617</u>

Class B Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	4,627,086
Number of units issued	171,650
Number of units repurchased	(980,493)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>3,818,243</u>

Class C Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	6,515,706
Number of units issued	37,804
Number of units repurchased	(662,758)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>5,890,752</u>

Class D Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,396,282
Number of units issued	290,445
Number of units repurchased	(244,165)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>2,442,562</u>

Class E Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	109,264
Number of units issued	108
Number of units repurchased	(16,408)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>92,964</u>

Class F Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	96,760
Number of units issued	73,000
Number of units repurchased	(6,400)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>163,360</u>

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended July 10, 2019*(Unaudited)*

Class G Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,024,194
Number of units issued	1,250
Number of units repurchased	<u>(233,860)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>1,791,584</u>

Class H Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	580,873
Number of units issued	43,690
Number of units repurchased	<u>(86,800)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>537,763</u>

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statistical Information**
as at July 10, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
Net Assets at the end of the year (in JPY)	15,062,350,950	19,582,085,241	26,463,774,757
Class A Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	16,192,483	20,184,486	30,607,248
Net Asset Value per unit at the end of the year	10.08	11.25	11.17
Class B Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	42,548,334	55,770,523	78,478,067
Net Asset Value per unit at the end of the year	11.14	12.05	11.51
Class C Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	56,936,023	70,256,133	83,650,531
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.67	10.78	10.55
Class D Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	30,806,667	32,898,600	38,679,724
Net Asset Value per unit at the end of the year	12.61	13.73	13.07
Class E Units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	891,324	1,175,546	1,245,844
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.59	10.76	10.70
Class F Units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	1,659,494	1,098,272	1,674,978
Net Asset Value per unit at the end of the year	10.16	11.35	11.07
Class G Units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	17,533,595	22,118,336	27,215,350
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.79	10.93	10.70
Class H Units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	6,732,596	7,896,936	9,007,755
Net Asset Value per unit at the end of the year	12.52	13.59	12.90

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at July 10, 2019**Note 1 - Organisation**

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the "Fund") organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the "2013 Law").

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1 (39) of the 2013 Law.

The Management Company on behalf of the Fund issues eight classes of Units (each a "Class of Units"), namely:

- Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class A Units");
- Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class B Units");
- Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class C Units");
- Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class D Units");
- Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class E Units");
- Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class F Units");
- Class G Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class G Units");
- Class H Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class H Units");

all Units of all Classes of Units are together known as the "Units".

The portion of the assets attributable to each Class of Units and denominated in another currency than the reference currency will be hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

The Fund was initially established for a period expiring on July 10, 2014. The duration of the Fund was however extended for the first time for a period of five years to expire on July 10, 2019 and was re-extended for a further period of five years to expire on July 10, 2024. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting of Japanese equity securities mainly listed on the first section of the Tokyo Stock Exchange in 4 different currencies, U.S. Dollar (USD), Australian Dollar (AUD), Euro (EUR) and New-Zealand Dollar (NZD).

As for its investments in Japanese equity securities, the Fund intends to focus on the dividend yield of its portfolio of Japanese equity securities, seeking a total return consisting of high level of income gains and medium to long-term capital gains through actively managing such portfolio. In principle, stock selection and weighting decision will be made aiming its average dividend yield to exceed that of market average.

The Fund will use the Tokyo Stock Exchange Stock Price Index ("TOPIX") as the reference index. However, the performance of each Class of Units in terms of its respective currencies will not necessarily correspond to the performance of such reference index.

Under normal market conditions, the Fund will invest at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The aforesaid percentage temporarily may not be satisfied in certain circumstances including but not limited to extraordinary situation caused by foreign exchange fluctuation.

The assets of the 8 Classes of Units shall be managed in one pool (the "Common Portfolio") and the pool shall be divided into 8 parts attributable to each Class of Units in accordance with total net assets of each Class of Units. Additionally, for each Class of Units forward currency contracts will be entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at July 10, 2019 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies**

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities, is determining;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market are valued at their last available market price;
- (c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices;
- (d) equity index futures are valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- (e) units or shares of open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported net asset value;
- (f) short-term investments that have a remaining maturity of one year or less may be valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortized cost.

In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at July 10, 2019:

1 JPY =	0.01327	AUD
1 JPY =	0.00820	EUR
1 JPY =	0.01392	NZD
1 JPY =	0.00918	USD

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at July 10, 2019 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a management fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Fund for its advisory services in relation to the asset management, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator, the Registrar and Transfer Agent and the Corporate Agent are entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in the Grand-Duchy of Luxembourg, an administration fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.09% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 7 - Depositary fees

The Depositary and Paying Agent are entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in Luxembourg, a Depositary fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. The fees of the Depositary's correspondents will also be paid out of the assets of the Fund.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Notes to the Financial Statements as at July 10, 2019 (continued)****Note 8 - Accrued expenses**

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	19,352,143
Agent Company fees	19,337,029
Administrator fees	3,481,081
Depository fees	1,161,221
Management Company fees	1,161,175
Out-of-pocket expenses	772,942
Professional fees	4,140,739
Subscription tax	2,209,223
Accrued expenses	<u>51,615,553</u>

Note 9 - DistributionsClass A, C, E and G Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute, in January and July, additional amount, considering the then current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

Class B, D, F and H Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of July 10 each year. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended July 10, 2019, the Fund distributed a total amount of JPY 499,092,435 (converted into relevant Classes currencies at exchanges rates prevailing on the transactions dates) to the Unitholders of Class A, B, C, D, E, F, G and H Units.

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Notes to the Financial Statements as at July 10, 2019 (continued)****Note 11 - Forward foreign exchange contracts**

As at July 10, 2019, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
AUD	43,945,402	JPY	3,275,253,175	July 22, 2019	34,396,710
USD	29,617,191	JPY	3,196,935,673	July 22, 2019	24,776,877
USD	29,214,403	JPY	3,154,518,628	August 08, 2019	18,970,625
NZD	12,058,765	JPY	851,993,471	July 22, 2019	13,716,616
EUR	936,703	JPY	114,369,918	July 22, 2019	(62,503)
EUR	1,283,168	JPY	156,836,430	August 08, 2019	(241,918)
NZD	12,030,857	JPY	865,496,180	August 08, 2019	(2,664,742)
AUD	43,596,631	JPY	3,291,314,559	August 08, 2019	(10,472,793)
JPY	24,064,682	AUD	318,932	July 22, 2019	45,019
JPY	2,174,987	NZD	30,008	July 22, 2019	20,685
JPY	3,086,882	AUD	40,866	August 08, 2019	11,532
JPY	4,975,376	AUD	65,940	July 22, 2019	9,252
JPY	1,758,654	NZD	24,400	July 22, 2019	6,955
JPY	2,464,979	NZD	34,335	August 08, 2019	2,535
JPY	737,067	AUD	9,770	August 08, 2019	1,831
JPY	722,094	AUD	9,570	July 22, 2019	1,351
JPY	1,275,659	AUD	16,957	August 08, 2019	(469)
JPY	2,558,713	USD	23,562	August 08, 2019	(769)
JPY	9,516,192	AUD	126,500	August 08, 2019	(3,500)
JPY	1,272,219	USD	11,752	July 22, 2019	(6,146)
JPY	550,150	USD	5,115	July 22, 2019	(6,252)
JPY	833,179	AUD	11,280	July 22, 2019	(16,349)
JPY	2,329,569	AUD	31,218	July 22, 2019	(21,545)
JPY	3,041,153	USD	28,275	July 22, 2019	(34,558)
JPY	3,384,762	AUD	45,504	July 22, 2019	(42,270)
JPY	12,292,744	USD	113,553	July 22, 2019	(59,377)
JPY	5,755,031	AUD	77,914	July 22, 2019	(112,926)
JPY	30,406,942	USD	281,750	August 08, 2019	(198,872)
JPY	17,650,808	USD	164,700	July 22, 2019	(265,005)
JPY	47,099,511	USD	438,221	July 22, 2019	(369,594)
EUR	14,925	JPY	1,817,642	July 22, 2019	3,679
EUR	109,560	JPY	13,401,844	July 22, 2019	(32,064)
EUR	113,791	JPY	13,956,154	July 22, 2019	(70,058)
					77,081,957

Note 12 - Future contracts

As at July 10, 2019, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	80	FUT TOPIX INDX	September 12, 2019	1,255,600,000	10,747,120
				1,255,600,000	10,747,120
					10,747,120

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Notes to the Financial Statements as at July 10, 2019 (continued)****Note 13 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments**

For the year ended July 10, 2019, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>JPY</i>
Realised profit on investments	1,001,868,264
Realised loss on investments	(443,297,882)
Net realised profit on investments	<u>558,570,382</u>
	<i>JPY</i>
Change in unrealised profit on investments	440,959,793
Change in unrealised loss on investments	(2,632,998,295)
Change in net unrealised result on investments	<u>(2,192,038,502)</u>

Note 14 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

Transaction costs recorded by the Fund during the year ended July 10, 2019 amounted to JPY 8,461,179. Transaction costs are included in the cost of investments.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund
Statement of Investments
as at July 10, 2019
(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
JAPAN				
ORDINARY SHARE				
97,800	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC	404,818,889	375,454,200	2.48
123,500	SUBARU CORP	445,448,212	341,662,750	2.27
62,900	NIPPON TELG & TEL CORP NTT	145,704,052	325,193,000	2.16
103,500	JAPAN TOBACCO INC	310,567,180	253,316,250	1.68
78,900	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO LTD	210,644,705	251,454,300	1.67
44,300	TOKIO MARINE HOLDINGS INC	135,256,821	250,560,800	1.66
460,500	JXTG HOLDINGS *	232,802,004	246,413,550	1.64
97,200	KOMATSU LTD	226,188,286	245,284,200	1.63
110,300	ITOCHU CORP	151,463,394	228,872,500	1.52
153,600	MITSUBISHI ELECTRIC CORP	212,934,364	222,720,000	1.48
140,400	ASTELLAS PHARMA INC	147,719,149	220,779,000	1.47
280,200	NISSAN MOTOR CO LTD	295,914,287	216,790,740	1.44
405,000	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP	216,667,901	213,192,000	1.42
29,100	TOYOTA MOTOR CORP	173,928,820	201,022,800	1.33
45,700	HITACHI LTD	134,158,766	185,404,900	1.23
43,500	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	200,056,949	164,125,500	1.09
39,000	DENTSU	197,226,689	151,125,000	1.00
30,700	MURATA MANUFACTURING CO LTD	149,255,171	148,864,300	0.99
80,300	mitsui & co ltd	119,536,691	145,102,100	0.96
8,800	TOKYO ELECTRON LTD	90,124,126	144,364,000	0.96
88,300	DAI-ICHI LIFE HOLDINGS INC	189,997,067	144,282,200	0.96
50,100	HONDA MOTOR CO LTD	156,331,606	143,260,950	0.95
60,600	HITACHI CAPITAL	133,688,196	141,561,600	0.94
16,200	TDK CORP	120,973,695	137,052,000	0.91
71,400	YAMAHA MOTOR CO LTD	211,492,301	135,517,200	0.90
76,100	SEIKO EPSON CORP	168,345,736	132,033,500	0.88
44,500	MITSUBISHI CORP	111,888,619	130,451,750	0.87
88,700	SOFTBANK CORP	131,708,769	127,683,650	0.85
33,400	AGC INC	144,514,078	122,912,000	0.82
73,500	ORIX CORP	129,399,975	120,282,750	0.80
98,200	ISUZU MOTORS LTD	125,561,915	119,902,200	0.80
32,000	AISIN SEIKI CO LTD	155,440,065	118,080,000	0.78
59,400	NGK SPARK PLUG CO LTD	129,524,986	114,701,400	0.76
8,100	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO LTD	108,549,013	113,521,500	0.75
121,800	PANASONIC CORP	120,482,483	112,969,500	0.75
42,600	NTT DOCOMO	89,761,415	109,631,100	0.73
193,800	CITIZEN WATCH CO LTD	101,717,085	109,497,000	0.73
27,600	SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS INC	118,475,110	108,909,600	0.72
21,900	TREND MICRO INC	113,930,987	108,076,500	0.72
56,000	KYOWA KIRIN CO LTD	116,800,305	107,128,000	0.71
188,100	CHIBA BANK LTD	130,471,135	107,028,900	0.71
4,400	HIKARI TSUSHIN INC	35,310,594	106,832,000	0.71
93,500	SANWA HOLDINGS CORP	89,881,293	106,403,000	0.71
41,300	ELECTRIC POWER DEVELOPMENT CO	122,894,029	102,300,100	0.68

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at July 10, 2019

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
17,300	NIPPON EXPRESS	118,970,832	100,513,000	0.67
31,500	SUMITOMO METAL MINING CO LTD	89,014,493	98,752,500	0.66
19,000	NITTO DENKO CORP	148,918,762	96,596,000	0.64
27,200	JAPAN AIRLINES	101,177,605	93,595,200	0.62
36,800	MITTSUI CHEMICALS INC	115,598,008	92,883,200	0.62
9,500	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	83,498,784	92,064,500	0.61
56,300	NGK INSULATORS LTD	114,969,635	88,053,200	0.58
47,100	LIXIL GROUP CORPORATION	84,444,546	84,874,200	0.56
27,100	DENKA CO LTD	67,469,519	84,823,000	0.56
30,100	DIC CORP	57,165,450	84,611,100	0.56
183,000	RESONA HOLDINGS INC *	99,444,059	84,106,800	0.56
30,600	NIPPON ELECTRIC GLASS CO LTD	92,832,527	83,782,800	0.56
58,400	STAR MICRONICS CO LTD	72,945,086	82,168,800	0.55
30,900	AZBIL CORP	31,087,946	81,885,000	0.54
68,100	AMADA HOLDINGS CO LTD	72,565,543	81,651,900	0.54
80,800	SHIKOKU ELEC PWR	100,668,795	80,800,000	0.54
157,200	MITSUBISHI MOTORS CORP	123,453,466	80,486,400	0.53
13,500	DAIICHI SANKYO CO LTD	33,403,522	80,392,500	0.53
48,900	JSR CORPORATION	103,378,576	79,853,700	0.53
97,700	NISSHINBO HOLDINGS INC	89,098,546	79,723,200	0.53
24,805	IDEMITSU KOSAN CO LTD	96,065,700	79,127,950	0.53
22,200	TSUBAKIMOTO CHAIN CO	104,727,738	78,144,000	0.52
47,200	RESORTTRUST INC	88,990,182	76,700,000	0.51
9,800	FUJITSU LTD	67,749,706	76,224,400	0.51
71,600	K'S HOLDINGS CORP	92,247,019	75,323,200	0.50
22,800	TAIYO HOLDINGS CO LTD	74,081,686	73,758,000	0.49
60,400	HASEKO CORP	79,441,991	70,426,400	0.47
119,400	ONWARD HOLDINGS	85,067,436	69,849,000	0.46
93,500	MITSUBISHI CHEMICAL HOLDINGS	51,815,985	69,507,900	0.46
18,900	NIHON UNISYS LTD	24,846,285	69,457,500	0.46
65,200	OBAYASHI CORP	77,200,930	69,307,600	0.46
131,900	PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO LTD	80,559,063	68,851,800	0.46
9,400	KYOCERA CORP	65,707,370	66,721,200	0.44
52,200	RELIA INC	51,706,192	66,711,600	0.44
103,200	TOKYU FUDOSAN HOLDINGS CORP	58,238,371	66,048,000	0.44
41,300	BELLSYSTEM24 HOLDINGS INC	57,764,813	65,873,500	0.44
23,200	WACOAL HOLDINGS CORP	73,956,771	65,099,200	0.43
49,100	JFRONT RETAILING CO LTD	61,963,910	63,339,000	0.42
33,800	DIP CORP	55,626,051	63,172,200	0.42
21,200	POLA ORBIS HOLDINGS INC	78,577,547	62,942,800	0.42
273,200	NIPPON LIGHT METAL HLDG CO LTD	60,778,032	62,289,600	0.41
21,200	HANWA CO LTD	49,699,557	62,010,000	0.41
9,300	ABC-MART INC	58,684,417	61,752,000	0.41
15,300	PIGEON CORP	61,679,749	61,735,500	0.41

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at July 10, 2019

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾ Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)			
JAPAN (CONTINUED)			
ORDINARY SHARE (CONTINUED)			
18,300 TOKYO OHKA KOGYO CO LTD	70,103,170	61,671,000	0.41
13,800 NIPPON STEEL TRA	63,164,645	61,203,000	0.41
27,200 EXEDY CORP	87,660,651	60,982,400	0.40
22,300 SATO HOLDINGS CORP	50,346,029	60,745,200	0.40
22,100 KYOWA EXEO CORP	39,488,886	58,675,500	0.39
27,900 BROTHER INDS LTD	53,762,814	58,534,200	0.39
48,000 SANKI ENGINEERING CO LTD	57,128,200	58,128,000	0.39
8,000 CHUGAI PHARMACEUTICAL CO LTD	45,182,979	58,000,000	0.39
56,100 SAKATA INX CORP	80,431,446	57,951,300	0.38
27,700 FUKUOKA FINANCIAL GROUP INC	69,748,267	56,424,900	0.37
43,000 SUMCO CORP	53,300,018	55,900,000	0.37
20,700 IBJ LEASING CO	56,229,888	55,372,500	0.37
62,500 ITOCHU ENEX CO LTD	60,817,124	55,250,000	0.37
9,700 HORIBA LTD	53,202,384	55,096,000	0.37
38,700 USHIO INC	53,370,244	54,992,700	0.37
109,300 YAMADA DENKI CO LTD	61,990,799	54,540,700	0.36
20,800 STARTS CORP INC	33,626,938	54,308,800	0.36
38,800 FURUKAWA CO	75,810,664	53,854,400	0.36
28,600 KYORIN HLDGS	54,852,423	53,682,200	0.36
6,500 SHIMAMURA CORP	72,942,344	53,625,000	0.36
19,500 COMSYS HOLDINGS CORP	53,193,666	53,449,500	0.35
23,900 FUJIMI INC	55,852,440	53,344,800	0.35
23,700 CAPCOM CO LTD	54,314,662	53,277,600	0.35
19,300 HITACHI CONST MACH CO LTD	54,800,985	52,708,300	0.35
13,200 DAIDO STEEL CO LTD	53,004,995	52,668,000	0.35
10,100 BANDAI NAMCO HOLDINGS INC	35,932,641	52,419,000	0.35
55,600 NSK LIMITED	54,154,735	52,264,000	0.35
20,900 PARK24 CO LTD	58,675,705	51,811,100	0.34
15,300 MATSUMOTOKIYOSHI HLDGS CO LTD	49,562,725	51,561,000	0.34
33,100 JFE HOLDINGS INC	80,890,330	50,427,850	0.33
8,400 HITACHI HIGH-TECHNOLOGIES CORP	37,749,026	48,720,000	0.32
16,400 HITACHI CHEMICAL CO LTD	45,354,534	48,298,000	0.32
40,500 HITACHI METALS LTD	54,746,354	48,033,000	0.32
10,000 INABA DENKISANGYO CO LTD	28,851,442	47,150,000	0.31
24,300 JAPAN POST INSURANCE CO LTD	57,752,205	46,607,400	0.31
39,000 RAIZNEXT CORP	39,915,800	46,605,000	0.31
26,100 KONOIKE TRANSPORT CO LTD	39,927,698	44,892,000	0.30
29,500 TOYO TIRE CORP	43,736,057	44,456,500	0.30
14,600 ITOCHU TECHNO-SOLUTIONS CORP	20,479,529	41,420,200	0.27
57,300 DEXERIALS CORP	49,861,207	40,625,700	0.27
8,300 SCREEN HOLDINGS CO LTD	52,783,857	40,587,000	0.27
11,400 SHINDENGEN ELEC	47,583,061	40,413,000	0.27
43,700 YAMABIKO	44,275,721	40,291,400	0.27
40,100 SENKO GROUP HOLDINGS	30,800,246	34,686,500	0.23

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statement of Investments (continued)**

as at July 10, 2019

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
24,800	CHUGOKU ELECTRIC POWER CO LTD	36,579,125	33,653,600	0.22
63,000	SUMITOMO CHEMICAL CO LTD	25,213,474	30,429,000	0.20
14,400	KOEI TECMO HOLDI	27,845,147	29,304,000	0.19
67,300	CONCORDIA FINANCIAL GROUP LTD	29,185,146	28,400,600	0.19
20,000	INABATA & CO	23,581,794	27,780,000	0.18
3,100	WEST JAPAN RAILWAY COMPANY	20,663,960	27,419,500	0.18
5,100	SCSK CORP	27,332,269	27,336,000	0.18
10,300	SONY FINANCIAL HOLDINGS INC	18,311,638	26,790,300	0.18
4,700	MEITEC CORPORATION	15,805,495	26,555,000	0.18
7,000	ENPLAS CORP	21,008,655	22,715,000	0.15
5,200	OTSUKA CORP	18,645,114	22,516,000	0.15
9,700	USS CO LTD	18,920,564	20,903,500	0.14
		13,335,291,029	13,387,166,790	88.88
	Total JAPAN	13,335,291,029	13,387,166,790	88.88
	Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	13,335,291,029	13,387,166,790	88.88
	Total Investments	13,335,291,029	13,387,166,790	88.88

* Securities partially pledged

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

**Economic and Geographical Division of Investments
as at July 10, 2019**

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
JAPAN	
Financials	18.35
Information Technology	17.11
Consumer Discretionary	14.35
Materials	13.38
Industrials	12.25
Telecommunication Services	3.74
Energy	3.56
Health Care	2.28
Consumer Staples	2.05
Utilities	1.81
	<hr/> 88.88 <hr/>
Total Investments	<hr/> 88.88 <hr/>

(2) 【2018年7月10日終了年度】

【貸借対照表】

純資産計算書
2018年7月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 14,809,353,867円)	2	17,053,268,130
銀行預金		2,161,971,002
先渡為替契約未実現利益	11	134,672,812
デリバティブに係る未収証拠金		233,135,530
ファンド証券発行未収金		7,208,165
ブローカーに係る未収金		122,484,844
未収収益		25,282,426
資産合計		19,738,022,909
負債		
当座借越		5,501,128
先物契約未実現損失	12	40,800,000
先渡為替契約未実現損失	11	23,194,826
預金に係る利息		104,253
ファンド証券買戻未払金		19,965,405
未払費用	8	66,372,056
負債合計		155,937,668
純資産		19,582,085,241

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	11.25	1,794,047	20,184,486
Bコース証券(米ドル)	12.05	4,627,086	55,770,523
Cコース証券(豪ドル)	10.78	6,515,706	70,256,133
Dコース証券(豪ドル)	13.73	2,396,282	32,898,600
Eコース証券(ユーロ)	10.76	109,264	1,175,546
Fコース証券(ユーロ)	11.35	96,760	1,098,272
Gコース証券(NZドル)	10.93	2,024,194	22,118,336
Hコース証券(NZドル)	13.59	580,873	7,896,936

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書
2018年7月10日に終了した年度
(日本円で表示)

	注記	
収益		
受取配当金(源泉税控除後)		506,352,823
収益合計		506,352,823
費用		
投資顧問報酬	4	111,633,280
代行協会員報酬	5	111,547,581
管理事務代行報酬	6	20,080,919
保管報酬	7	6,845,960
預金に係る支払利息		3,421,070
コルレス銀行報酬		3,357,041
管理報酬	3	6,698,258
法務報酬		669,907
海外登録費用		7,681,882
現金支出費		4,458,899
専門家報酬		4,847,990
印刷および公告費用		259,466
年次税	10	11,133,371
その他の費用		795,429
費用合計		293,431,053
純投資収益		212,921,770
投資対象証券実現純利益	13	2,377,922,687
先物契約実現純利益		187,981,998
外貨および先渡為替契約実現純損失		(441,558,007)
当期実現純利益		2,124,346,678
投資対象証券未実現純損益の変動	13	(1,479,215,065)
先物契約未実現純損益の変動		(60,800,000)
先渡為替契約未実現純損益の変動		(89,836,217)
当期末実現純損失		(1,629,851,282)
運用の結果による純資産の純増加		707,417,166

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2018年7月10日に終了した年度
(日本円で表示)

	注記	
期首現在純資産		<u>26,463,774,757</u>
純投資収益		212,921,770
当期実現純利益		2,124,346,678
当期末実現純損失		<u>(1,629,851,282)</u>
運用の結果による純資産の純増加		<u>707,417,166</u>
受益証券の発行手取金		1,166,672,214
受益証券の買戻支払金		<u>(8,077,625,325)</u>
		<u>(6,910,953,111)</u>
受益者に支払われた分配金	9	<u>(678,153,571)</u>
期末現在純資産		<u><u>19,582,085,241</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2018年7月10日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(「2010年法」)のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、および
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までとなり、さらに5年延長され2024年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2018年7月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01205豪ドル

1円 = 0.00766ユーロ

1円 = 0.01315NZドル

1円 = 0.00900米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	25,344,363
代行協会員報酬	25,324,927
管理事務代行報酬	4,559,020
保管報酬	1,520,781
管理報酬	1,520,721
現金支出費	1,012,313
専門家報酬	4,239,792
年次税	2,850,139
未払費用	<u>66,372,056</u>

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2018年7月10日に終了した年度に、ファンドは総額678,153,571円を（取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して）、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2018年7月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
豪ドル	52,043,067	日本円	4,257,408,090	2018年8月8日	52,699,848
米ドル	38,862,151	日本円	4,263,208,108	2018年7月20日	52,303,970
NZドル	15,254,694	日本円	1,138,394,299	2018年8月8日	19,556,085
米ドル	38,673,763	日本円	4,283,152,476	2018年8月8日	5,673,405
ユーロ	1,200,818	日本円	155,446,840	2018年8月8日	1,279,095
ユーロ	1,216,612	日本円	158,149,075	2018年7月20日	616,430
豪ドル	52,212,391	日本円	4,332,084,906	2018年7月20日	(1,753,212)
NZドル	15,393,945	日本円	1,189,440,261	2018年7月20日	(19,334,038)
日本円	1,616,865	米ドル	14,560	2018年7月20日	(45)
日本円	499,904	NZドル	6,652	2018年8月8日	(5,098)
日本円	1,425,158	NZドル	18,831	2018年7月20日	(6,227)
日本円	556,934	ユーロ	4,319	2018年7月20日	(6,776)
日本円	437,667	豪ドル	5,405	2018年7月20日	(10,616)
日本円	738,615	米ドル	6,747	2018年7月20日	(10,650)
日本円	2,756,252	米ドル	24,956	2018年7月20日	(15,030)
日本円	1,324,328	米ドル	12,085	2018年7月20日	(17,755)
日本円	726,148	ユーロ	5,701	2018年7月20日	(17,834)
日本円	815,780	豪ドル	10,056	2018年7月20日	(18,244)
日本円	1,125,850	米ドル	10,303	2018年7月20日	(18,326)
日本円	1,318,720	米ドル	12,046	2018年7月20日	(19,014)
日本円	893,158	豪ドル	11,065	2018年7月20日	(24,572)
日本円	11,468,508	米ドル	103,663	2018年8月8日	(27,570)
日本円	4,153,015	米ドル	37,715	2018年8月8日	(29,580)
日本円	1,853,793	米ドル	16,965	2018年7月20日	(30,176)
日本円	1,905,027	豪ドル	23,342	2018年7月20日	(30,925)
日本円	2,041,883	NZドル	27,331	2018年7月20日	(35,590)
日本円	2,078,130	豪ドル	25,541	2018年7月20日	(40,235)
日本円	4,674,189	米ドル	42,531	2018年7月20日	(48,751)
日本円	11,880,870	NZドル	156,988	2018年7月20日	(51,914)
日本円	5,623,167	NZドル	74,834	2018年8月8日	(57,346)
日本円	4,310,418	豪ドル	52,685	2018年7月20日	(59,170)
日本円	10,109,630	米ドル	91,592	2018年7月20日	(61,359)
日本円	5,411,893	米ドル	49,423	2018年7月20日	(76,403)
日本円	4,425,997	豪ドル	54,513	2018年7月20日	(95,152)
日本円	7,685,070	豪ドル	93,933	2018年7月20日	(105,495)

日本円	12,053,754	米ドル	109,653	2018年7月20日	(122,950)
日本円	5,597,620	豪ドル	69,263	2018年7月20日	(146,848)
日本円	12,489,167	米ドル	113,975	2018年7月20日	(167,442)
日本円	8,906,481	豪ドル	110,205	2018年7月20日	(233,652)
日本円	10,558,611	豪ドル	130,206	2018年7月20日	(240,270)
日本円	20,889,124	豪ドル	255,568	2018年8月8日	(276,561)
豪ドル	1,373,087	日本円	112,060,405	2018年7月20日	1,819,132
豪ドル	497,293	日本円	40,646,753	2018年8月8日	538,142
豪ドル	54,051	日本円	4,376,671	2018年7月20日	106,161
米ドル	38,351	日本円	4,227,529	2018年7月20日	31,227
NZドル	10,231	日本円	762,454	2018年7月20日	15,229
NZドル	25,476	日本円	1,922,006	2018年7月20日	14,481
豪ドル	6,857	日本円	556,121	2018年7月20日	12,593
米ドル	22,212	日本円	2,461,267	2018年7月20日	5,349
豪ドル	1,147	日本円	93,707	2018年8月8日	1,367
米ドル	64,066	日本円	7,114,205	2018年7月20日	199
豪ドル	1,074	日本円	88,886	2018年8月8日	99
					111,477,986
					111,477,986

注12 - 先物契約

2018年7月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現損失 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	100	TOPIX先物取引	2018年9月13日	1,717,000,000	(40,800,000)
				1,717,000,000	(40,800,000)
				(40,800,000)	

注13 - 投資対象証券実現損益 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書で開示されている2018年7月10日に終了した年度の投資対象証券実現純損益 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(日本円)
投資対象証券実現利益	2,585,386,854
投資対象証券実現損失	(207,464,167)
投資対象証券実現純利益	<u>2,377,922,687</u>

	(日本円)
投資対象証券未実現利益の変動	907,851,404
投資対象証券未実現損失の変動	(2,387,066,469)
投資対象証券未実現純損益の変動	<u>(1,479,215,065)</u>

注14 - 取引費用

取引費用とは、ブローカー手数料、地方税、譲渡税および証券取引税ならびに投資対象の売買に関連するその他の費用および報酬をいう。スプレッドの適用によるもの、または投資対象の価格から直接差し引かれる取引費用は、当該取引費用から除外される。

2018年7月10日に終了した年度中にファンドによって計上された取引費用は、13,021,179円であった。取引費用は、投資有価証券の取得価額に含まれている。

[次へ](#)

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statement of Net Assets
as at July 10, 2018***(expressed in JAPANESE YEN)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 14,809,353,867)</i>	2	17,053,268,130
Cash at banks		2,161,971,002
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	134,672,812
Margin receivable on derivatives		233,135,530
Receivable for subscriptions		7,208,165
Due from brokers		122,484,844
Accrued income		25,282,426
Total Assets		19,738,022,909
LIABILITIES		
Bank overdraft		5,501,128
Unrealised loss on future contracts	12	40,800,000
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	23,194,826
Interest on deposits		104,253
Payable for repurchases		19,965,405
Accrued expenses	8	66,372,056
Total Liabilities		155,937,668
NET ASSETS		19,582,085,241

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in USD)	11.25	1,794,047	20,184,486
Class B Units (in USD)	12.05	4,627,086	55,770,523
Class C Units (in AUD)	10.78	6,515,706	70,256,133
Class D Units (in AUD)	13.73	2,396,282	32,898,600
Class E Units (in EUR)	10.76	109,264	1,175,546
Class F Units (in EUR)	11.35	96,760	1,098,272
Class G Units (in NZD)	10.93	2,024,194	22,118,336
Class H Units (in NZD)	13.59	580,873	7,896,936

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statement of Operations**
for the year ended July 10, 2018
(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
INCOME		
Dividends received (net of withholding tax)		506,352,823
Total Income		506,352,823
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	111,633,280
Agent Company fees	5	111,547,581
Administrator fees	6	20,080,919
Depository fees	7	6,845,960
Interest paid on bank accounts		3,421,070
Correspondent bank fees		3,357,041
Management Company fees	3	6,698,258
Legal fees		669,907
Overseas registration fees		7,681,882
Out-of-pocket expenses		4,458,899
Professional fees		4,847,990
Printing and publication fees		259,466
Subscription tax	10	11,133,371
Other expenses		795,429
Total Expenses		293,431,053
NET INVESTMENT INCOME		212,921,770
Net realised profit on investments	13	2,377,922,687
Net realised profit on future contracts		187,981,998
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(441,558,007)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		2,124,346,678
Change in net unrealised result on investments	13	(1,479,215,065)
Change in net unrealised result on future contracts		(60,800,000)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(89,836,217)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,629,851,282)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		707,417,166

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Statement of Changes in Net Assets
for the year ended July 10, 2018**
(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		26,463,774,757
NET INVESTMENT INCOME		212,921,770
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		2,124,346,678
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,629,851,282)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		707,417,166
Proceeds from subscriptions of units		1,166,672,214
Payments for repurchase of units		(8,077,625,325)
		(6,910,953,111)
Dividend paid to unitholders	9	(678,153,571)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		19,582,085,241

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at July 10, 2018**Note 1 - The Fund**

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the "Fund") organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of Article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the "2013 Law").

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of Article 1 (39) of the 2013 Law.

The Management Company on behalf of the Fund issues eight classes of Units (each a "Class of Units"), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class A Units");
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class B Units");
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class C Units");
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class D Units");
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class E Units");
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class F Units");
Class G Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class G Units");
Class H Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class H Units");

all Units of all Classes of Units are together known as the "Units".

The portion of the assets attributable to each Class of Units and denominated in another currency than the reference currency will be hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

The Fund was initially established for a period expiring on July 10, 2014. The duration of the Fund was however extended for the first time for a period of five years to expire on July 10, 2019 and was re-extended for a further period of five years to expire on July 10, 2024. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting of Japanese equity securities mainly listed on the first section of the Tokyo Stock Exchange in 4 different currencies, U.S. Dollar (USD), Australian Dollar (AUD), Euro (EUR) and New-Zealand Dollar (NZD).

As for its investments in Japanese equity securities, the Fund intends to focus on the dividend yield of its portfolio of Japanese equity securities, seeking a total return consisting of high level of income gains and medium to long-term capital gains through actively managing such portfolio. In principle, stock selection and weighting decision will be made aiming its average dividend yield to exceed that of market average.

The Fund will use the Tokyo Stock Exchange Stock Price Index ("TOPIX") as the reference index. However, the performance of each Class of Units in terms of its respective currencies will not necessarily correspond to the performance of such reference index.

Under normal market conditions, the Fund will invest at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The aforesaid percentage temporarily may not be satisfied in certain circumstances including but not limited to extraordinary situation caused by foreign exchange fluctuation.

The assets of the 8 Classes of Units shall be managed in one pool (the "Common Portfolio") and the pool shall be divided into 8 parts attributable to each Class of Units in accordance with total net assets of each Class of Units. Additionally, for each Class of Units forward currency contracts will be entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Notes to the Financial Statements as at July 10, 2018 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies**

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities, is determining;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market are valued at their last available market price;
- (c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices;
- (d) equity index futures are valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- (e) units or shares of open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported net asset value;
- (f) short-term investments that have a remaining maturity of one year or less may be valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortized cost.

In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at July 10, 2018:

1 JPY	=	0.01205	AUD
1 JPY	=	0.00766	EUR
1 JPY	=	0.01315	NZD
1 JPY	=	0.00900	USD

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at July 10, 2018 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS*

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a management fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Fund for its advisory services in relation to the asset management, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator, the Registrar and Transfer Agent and the Corporate Agent are entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in the Grand-Duchy of Luxembourg, an administration fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.09% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 7 - Depositary fees

The Depositary and Paying Agent are entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in Luxembourg, a Depositary fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. The fees of the Depositary's correspondents will also be paid out of the assets of the Fund.

Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at July 10, 2018 (continued)

Note 8 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	25,344,363
Agent Company fees	25,324,927
Administrator fees	4,559,020
Depository fees	1,520,781
Management Company fees	1,520,721
Out-of-pocket expenses	1,012,313
Professional fees	4,239,792
Subscription tax	2,850,139
Accrued expenses	66,372,056

Note 9 - Distributions

Class A, C, E and G Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute, in January and July, additional amount, considering the then current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

Class B, D, F and H Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of July 10 each year. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended July 10, 2018, the Fund distributed a total amount of JPY 678,153,571 (converted into relevant Classes currencies at exchange rates prevailing on the transactions dates) to the Unitholders of Class A, B, C, D, E, F, G and H Units.

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Notes to the Financial Statements as at July 10, 2018 (continued)****Note 11 - Forward foreign exchange contracts**

As at July 10, 2018, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/(Loss) in JPY
AUD	52,043,067	JPY	4,257,408,090	August 08, 2018	52,699,848
USD	38,862,151	JPY	4,263,208,108	July 20, 2018	52,303,970
NZD	15,254,694	JPY	1,138,394,299	August 08, 2018	19,556,085
USD	38,673,763	JPY	4,283,152,476	August 08, 2018	5,673,405
EUR	1,200,818	JPY	155,446,840	August 08, 2018	1,279,095
EUR	1,216,612	JPY	158,149,075	July 20, 2018	616,430
AUD	52,212,391	JPY	4,332,084,906	July 20, 2018	(1,753,212)
NZD	15,393,945	JPY	1,189,440,261	July 20, 2018	(19,334,038)
JPY	1,616,865	USD	14,560	July 20, 2018	(45)
JPY	499,904	NZD	6,652	August 08, 2018	(5,098)
JPY	1,425,158	NZD	18,831	July 20, 2018	(6,227)
JPY	556,934	EUR	4,319	July 20, 2018	(6,776)
JPY	437,667	AUD	5,405	July 20, 2018	(10,616)
JPY	738,615	USD	6,747	July 20, 2018	(10,650)
JPY	2,756,252	USD	24,956	July 20, 2018	(15,030)
JPY	1,324,328	USD	12,085	July 20, 2018	(17,755)
JPY	726,148	EUR	5,701	July 20, 2018	(17,834)
JPY	815,780	AUD	10,056	July 20, 2018	(18,244)
JPY	1,125,850	USD	10,303	July 20, 2018	(18,326)
JPY	1,318,720	USD	12,046	July 20, 2018	(19,014)
JPY	893,158	AUD	11,065	July 20, 2018	(24,572)
JPY	11,468,508	USD	103,663	August 08, 2018	(27,570)
JPY	4,153,015	USD	37,715	August 08, 2018	(29,580)
JPY	1,853,793	USD	16,965	July 20, 2018	(30,176)
JPY	1,905,027	AUD	23,342	July 20, 2018	(30,925)
JPY	2,041,883	NZD	27,331	July 20, 2018	(35,590)
JPY	2,078,130	AUD	25,541	July 20, 2018	(40,235)
JPY	4,674,189	USD	42,531	July 20, 2018	(48,751)
JPY	11,880,870	NZD	156,988	July 20, 2018	(51,914)
JPY	5,623,167	NZD	74,834	August 08, 2018	(57,346)
JPY	4,310,418	AUD	52,685	July 20, 2018	(59,170)
JPY	10,109,630	USD	91,592	July 20, 2018	(61,359)
JPY	5,411,893	USD	49,423	July 20, 2018	(76,403)
JPY	4,425,997	AUD	54,513	July 20, 2018	(95,152)
JPY	7,685,070	AUD	93,933	July 20, 2018	(105,495)
JPY	12,053,754	USD	109,653	July 20, 2018	(122,950)
JPY	5,597,620	AUD	69,263	July 20, 2018	(146,848)
JPY	12,489,167	USD	113,975	July 20, 2018	(167,442)
JPY	8,906,481	AUD	110,205	July 20, 2018	(233,652)
JPY	10,558,611	AUD	130,206	July 20, 2018	(240,270)
JPY	20,889,124	AUD	255,568	August 08, 2018	(276,561)
AUD	1,373,087	JPY	112,060,405	July 20, 2018	1,819,132
AUD	497,293	JPY	40,646,753	August 08, 2018	538,142
AUD	54,051	JPY	4,376,671	July 20, 2018	106,161
USD	38,351	JPY	4,227,529	July 20, 2018	31,227
NZD	10,231	JPY	762,454	July 20, 2018	15,229
NZD	25,476	JPY	1,922,006	July 20, 2018	14,481
AUD	6,857	JPY	556,121	July 20, 2018	12,593
USD	22,212	JPY	2,461,267	July 20, 2018	5,349
AUD	1,147	JPY	93,707	August 08, 2018	1,367
USD	64,066	JPY	7,114,205	July 20, 2018	199
AUD	1,074	JPY	88,886	August 08, 2018	99
					111,477,986

*Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund***Notes to the Financial Statements as at July 10, 2018 (continued)****Note 12 - Future contracts**

As at July 10, 2018, the Fund had the following open future contract:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised (Loss) in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	100	FUT TOPIX IDX	September 13, 2018	1,717,000,000	(40,800,000)
				<u>1,717,000,000</u>	<u>(40,800,000)</u>
					<u>(40,800,000)</u>

Note 13 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended July 10, 2018, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>JPY</i>
Realised profit on investments	2,585,386,854
Realised loss on investments	(207,464,167)
Net realised profit on investments	<u>2,377,922,687</u>

	<i>JPY</i>
Change in unrealised profit on investments	907,851,404
Change in unrealised loss on investments	(2,387,066,469)
Change in net unrealised result on investments	<u>(1,479,215,065)</u>

Note 14 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

Transaction costs recorded by the Fund during the year ended July 10, 2018 amounted to JPY 13,021,179. Transaction costs are included in the cost of investments.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年10月末日現在)

資産総額	15,566,639,404円	
負債総額	184,222,255円	
純資産総額(-)	15,382,417,149円	
発行済口数	Aコース証券： 1,549,580口	
	Bコース証券： 3,546,178口	
	Cコース証券： 5,638,028口	
	Dコース証券： 2,386,082口	
	Eコース証券： 89,064口	
	Fコース証券： 163,820口	
	Gコース証券： 1,689,166口	
	Hコース証券： 516,013口	
1口当りの純資産価格	Aコース証券：10.95米ドル	1,192円
	Bコース証券：12.00米ドル	1,307円
	Cコース証券：10.45豪ドル	787円
	Dコース証券：13.48豪ドル	1,015円
	Eコース証券：10.39ユーロ	1,262円
	Fコース証券：10.84ユーロ	1,317円
	Gコース証券：10.59NZドル	739円
	Hコース証券：13.41NZドル	936円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社はいかなる者（米国人を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,555万円)で、2019年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約304万円)の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名(取締役であることを要しません。)を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名およびジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2010年12月17日法第102条第1項(c)および2013年7月12日法第7条第1項(c)の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員(以下「業務執行役員」といいます。)を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、管理会社の定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合のみ、適法に審議し、または機能することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議が記載され、各々全取締役が署名した単一または複数の文書で構成することができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

投資顧問会社は管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社(ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の目的については、上記「第二部 第1 1 (3) 管理会社の概要」の「事業の内容」の項をご参照下さい。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しております。管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2019年10月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

(2019年10月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	3,937,684,693.43米ドル
		2	2,675,552,961.95豪ドル
		1	101,527,214.55カナダドル
		2	537,734,343.11NZドル
		1	56,687,604.78英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	950,419,044.27米ドル
		5	51,528,615.73ユーロ
		14	157,227,409,398円
		8	478,999,476.00豪ドル
		3	4,756,239.22カナダドル
		4	157,022,982.49NZドル
		2	1,666,473.38英ポンド
		1	10,962,659.42メキシコ・ペソ
1	119,814,365.28トルコ・リラ		
ケイマン諸島	その他のファンド	7	478,283,878.27米ドル
		2	107,609,179.03ユーロ
		3	433,822,579.54豪ドル
		3	127,721,328.78NZドル

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年10月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.46円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2019年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2019年3月31日		2018年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		409,832	49,778	307,943	37,403
銀行預金および手元現金	9	9,345,239	1,135,073	8,922,986	1,083,786
		<u>9,755,071</u>	<u>1,184,851</u>	<u>9,230,929</u>	<u>1,121,189</u>
前払費用		26,250	3,188	26,250	3,188
		<u>26,250</u>	<u>3,188</u>	<u>26,250</u>	<u>3,188</u>
資産合計		<u>9,781,321</u>	<u>1,188,039</u>	<u>9,257,179</u>	<u>1,124,377</u>
負債					
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,548	375,000	45,548
準備金		1,132,500	137,553	767,500	93,221
1. 法定準備金	4	37,500	4,555	37,500	4,555
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	4	1,095,000	132,999	730,000	88,666
繰越損益	4	7,160,310	869,691	7,343,211	891,906
当期損益		366,919	44,566	182,099	22,118
		<u>9,034,729</u>	<u>1,097,358</u>	<u>8,667,810</u>	<u>1,052,792</u>
引当金					
納税引当金	5	514,096	62,442	373,240	45,334
		<u>514,096</u>	<u>62,442</u>	<u>373,240</u>	<u>45,334</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	188,096	22,846	177,802	21,596
その他債務					

a) 税務当局	9,874	1,199	9,997	1,214
b) 社会保障当局	34,526	4,194	28,330	3,441
	<u>232,496</u>	<u>28,239</u>	<u>216,129</u>	<u>26,251</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,781,321</u>	<u>1,188,039</u>	<u>9,257,179</u>	<u>1,124,377</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	7、9	1,426,701	173,287	1,161,839	141,117
6.人件費		(866,522)	(105,248)	(841,274)	(102,181)
a)給与および賃金	8	(793,000)	(96,318)	(768,591)	(93,353)
b)社会保障費	8	(73,522)	(8,930)	(72,683)	(8,828)
)年金関連		(45,536)	(5,531)	(44,339)	(5,385)
)その他社会保障費		(27,986)	(3,399)	(28,344)	(3,443)
8.その他営業費用		(35,000)	(4,251)	(35,024)	(4,254)
10.固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b)その他収益				2,567	312
11.その他未収利息および類似収益					
b)その他利息および類似収益		42,827	5,202	54,658	6,639
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	9	(13,934)	(1,692)	(15,650)	(1,901)
b)その他利息および類似費用		(41,214)	(5,006)	(73,801)	(8,964)
15.損益に係る税金	5	(145,939)	(17,726)	(66,535)	(8,081)
16.税引後損益		366,919	44,566	186,780	22,686
17.1から16に表示されないその他税金				(4,681)	(569)
18.当期利益		366,919	44,566	182,099	22,118

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年3月31日および2018年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2018年3月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211
前期の損益			182,099
富裕税準備金の純取崩し		(80,000)	80,000
富裕税準備金		445,000	(445,000)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular l.Fort n 51）（「通達」）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額）または連結納税ベースの富裕税額のうち高い方の金額を課されるものとする。ルクセンブルグ税務当局が2018年5月17日に公表した新たなルクセンブルグ通達（Circular l. Fort. N 47quater）に従うと、2017年の富裕税準備金の設定は承認済の2016年の財務書類の業績から配分されるべきである。この点において、2017年の富裕税準備金は、当社の2017年3月31日現在の繰越金の一部である2016年の業績から配分されている事実を明らかにすることが決定された。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,095,000ユーロ（2018年3月31日：730,000ユーロ）であり、これは、2013年から2019年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2018年6月12日に行われた年次総会により、2012年の富裕税準備金の全額である80,000ユーロが取り崩され、2018年の富裕税準備金として215,000ユーロおよび2019年の富裕税準備金として230,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人所得税率は18%から17%へと引き下げられ、エスペランジュにおける地方事業税率は7.5%から6.75%へと引き下げられた。

注6 - 買掛債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2019年3月31日および2018年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2019年 (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理報酬	1,549,545	1,308,526
リスク管理報酬	55,625	67,083
その他報酬	53,000	52,000
その他対外費用	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

2019年3月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2018年3月31日：94,981ユーロ）、海外規制費用14,531ユーロ（2018年3月31日：21,679ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬54,004ユーロ（2018年3月31日：53,952ユーロ）、弁護士報酬3,941ユーロ（2018年3月31日：弁護士報酬の払戻し5,894ユーロ）およびその他費用61,818ユーロ（2018年3月31日：101,052ユーロ）により構成されている。

注8 - スタッフ

2019年3月31日に終了した年度において、当社は7名（2018年3月31日：6名）を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2019年3月31日および2018年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年2月14日付のサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。2019年3月31日に終了した事業年度につき、年額92,500ユーロ（2018年3月31日に終了した事業年度：92,500ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年3月31日現在、約9,054百万ユーロ（2018年：9,767百万ユーロ）である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2019</i>	<i>March 31, 2018</i>
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		409,832	307,943
Cash at bank and in hand	9	9,345,239	8,922,986
		<u>9,755,071</u>	<u>9,230,929</u>
PREPAYMENTS		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
		26,250	26,250
TOTAL (ASSETS)		<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>9,257,179</u></u>
	Note(s)	<i>March 31, 2019</i>	<i>March 31, 2018</i>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		1,132,500	767,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	1,095,000	730,000
Profit or loss brought forward	4	7,160,310	7,343,211
Profit or loss for the financial year		366,919	182,099
		<u>9,034,729</u>	<u>8,667,810</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	514,096	373,240
		<u>514,096</u>	<u>373,240</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	188,096	177,802
Other creditors			
a) Tax authorities		9,874	9,997
b) Social security authorities		34,526	28,330
		<u>232,496</u>	<u>216,129</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>9,257,179</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2019
 (expressed in Euro)

	Note(s)	2019	2018
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,426,701	1,161,839
6. Staff costs		(866,522)	(841,274)
a) salaries and wages	8	(793,000)	(768,591)
b) social security costs	8	(73,522)	(72,683)
<i>i) relating to pensions</i>		(45,536)	(44,339)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,986)	(28,344)
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,024)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		---	2,567
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		42,827	54,658
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(13,934)	(15,650)
b) other interest and similar expenses		(41,214)	(73,801)
15. Tax on profit or loss	5	(145,939)	(66,535)
16. Profit or loss after taxation		366,919	186,780
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	(4,681)
18. Profit for the financial year		<u>366,919</u>	<u>182,099</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2019

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2019 and 2018, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211
Previous year 's profit or loss	---	---	182,099
Net release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(80,000)	80,000
NWT reserve	---	445,000	(445,000)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value. According to the new Luxembourg Circular I. Fort. N° 47quater issued by the Luxembourg tax authorities on 17 May 2018, the creation of the 2017 NWT reserve should have been decided upon the approval of the 2016 financial statements and allocated out of its 2016 result of the year. In this respect, it has been decided to clarify the fact that the 2017 NWT reserve has been created via an allocation made out the 2016 result of the year of the Company, such a 2016 result of the year being part of the result brought forward of the Company as at March 31, 2017.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2019, the non-distributable reserve amounted EUR 1,095,000 representing five times the NWT credited for the years from 2013 to 2019 (March 31, 2018: EUR 730,000).

As per Annual General Meeting held on June 12, 2018, the 2012 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 80,000, a NWT reserve of EUR 215,000 was constituted for 2018 and a NWT reserve of EUR 230,000 was constituted for 2019.

Note 5 – Taxes

The Corporate Income Tax (“CIT”) rate has decreased from 18% to 17% and the Municipal Business tax rate has decreased in Hesperange from 7.5% to 6.75%, both effective as of January 1, 2019.

Note 6 – Trade Creditors

As at March 31, 2019 and 2018, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at March 31, 2019 and 2018, this caption can be analysed as follows:

	2019	2018
	EUR	EUR
Management fees	1,549,545	1,308,526
Risk Management fees	55,625	67,083
Other fees	53,000	52,000
Other external charges	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

As at March 31, 2019, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2018: EUR 94,981), overseas regulation fees for EUR 14,531 (March 31, 2018: EUR 21,679), internal and external audit fees for EUR 54,004 (March 31, 2018: EUR 53,952), legal fees for EUR 3,941 (March 31, 2018: legal fees reimbursement for EUR 5,894) and other charges for EUR 61,818 (March 31, 2018: EUR 101,052).

Note 8 – Staff

For the year ended March 31, 2019, the Company has employed 7 persons (March 31, 2018: 6 persons).

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2019 and March 31, 2018. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2019 (March 31, 2018: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “Gross profit or loss” in the profit and loss account.

Note 10 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,054 million as at March 31, 2019 (2018: EUR 9,767 million).

中間財務書類

- a . 管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年10月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.46円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
貸借対照表
2019年9月30日現在
(ユーロで表示)

	注記	2019年9月30日		2018年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		360,549	43,792	283,196	34,397
銀行預金および手元現金	9	9,740,043	1,183,026	9,152,545	1,111,668
		<u>10,100,592</u>	<u>1,226,818</u>	<u>9,435,741</u>	<u>1,146,065</u>
前払費用		<u>23,463</u>	<u>2,850</u>	<u>23,806</u>	<u>2,891</u>
資産合計		<u><u>10,124,055</u></u>	<u><u>1,229,668</u></u>	<u><u>9,459,547</u></u>	<u><u>1,148,957</u></u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,548	375,000	45,548
準備金		1,267,500	153,951	1,132,500	137,553
1. 法定準備金	4	37,500	4,555	37,500	4,555
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		1,230,000	149,396	1,095,000	132,999
繰越損益	4	7,392,229	897,860	7,160,310	869,691
当期損益		<u>185,310</u>	<u>22,508</u>	<u>133,359</u>	<u>16,198</u>
		<u>9,220,039</u>	<u>1,119,866</u>	<u>8,801,169</u>	<u>1,068,990</u>
引当金					
納税引当金	5	<u>580,742</u>	<u>70,537</u>	<u>436,113</u>	<u>52,970</u>
		<u>580,742</u>	<u>70,537</u>	<u>436,113</u>	<u>52,970</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	246,264	29,911	184,013	22,350
その他債務					
a) 税務当局		70,219	8,529	24,859	3,019
b) 社会保障当局		6,791	825	13,393	1,627
		<u>323,274</u>	<u>39,265</u>	<u>222,265</u>	<u>26,996</u>

資本金、準備金および負債合計	<u>10,124,055</u>	<u>1,229,668</u>	<u>9,459,547</u>	<u>1,148,957</u>
----------------	-------------------	------------------	------------------	------------------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2019年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2019年9月30日		2018年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	7、9	741,221	90,029	651,919	79,182
6.人件費		(463,632)	(56,313)	(431,439)	(52,403)
a)給与および賃金	8	(422,480)	(51,314)	(394,576)	(47,925)
b)社会保障費	8	(41,152)	(4,998)	(36,863)	(4,477)
)年金関連		(26,212)	(3,184)	(22,783)	(2,767)
)その他社会保障費		(14,940)	(1,815)	(14,080)	(1,710)
8.その他営業費用		(17,500)	(2,126)	(17,500)	(2,126)
10.固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b)その他収益					
11.その他未収利息および類似収益					
a)関連事業から派生する金額					
b)その他利息および類似収益				21,481	2,609
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	9	(7,676)	(932)	(6,878)	(835)
b)その他利息および類似費用		(56)	(7)	(21,083)	(2,561)
15.損益に係る税金	5	(67,047)	(8,144)	(67,822)	(8,238)
16.税引後損益		185,310	22,508	128,678	15,629
17.1から16に表示されないその他税金				4,681	569
18.当期利益		185,310	22,508	133,359	16,198

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2019年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取引日における取得価額で計上される。当期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年9月30日および2018年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310
前期の損益			366,919
富裕税準備金の純取崩し		(115,000)	115,000
富裕税準備金		250,000	(250,000)
2019年9月30日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額）または連結納税ベースの富裕税額のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、配当不可能準備金は1,095,000ユーロ（2018年3月31日：730,000ユーロ）であり、これは、2013年から2019年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2019年6月11日に行われた年次総会により、2013年の富裕税準備金の全額である115,000ユーロが取り崩され、2020年の富裕税準備金として250,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人所得税率は18%から17%へと引き下げられ、エスペランジュにおける地方事業税率は7.5%から6.75%へと引き下げられた。

注6 - 債務

2019年9月30日および2018年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2019年9月30日および2018年9月30日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2019年9月30日 (ユーロ)	2018年9月30日 (ユーロ)
管理報酬	627,594	715,886
リスク管理報酬	27,500	29,375
その他報酬	244,706	26,500
その他対外費用	(158,579)	(119,842)
	<u>741,221</u>	<u>651,919</u>

2019年9月30日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ(2018年9月30日:48,588ユーロ)、海外規制費用8,658ユーロ(2018年9月30日:4,120ユーロ)、監査報酬16,536ユーロ(2018年9月30日:15,761ユーロ)およびその他費用84,797ユーロ(2018年9月30日:51,373ユーロ)により構成されている。

注8 - スタッフ

2019年9月30日現在、当社は7名(2018年9月30日:5名)を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有するノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「銀行」)によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2019年9月30日および2018年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約を締結した。半期分の48,588ユーロ(2018年9月30日:48,588ユーロ)(付加価値税を含む。)が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年9月30日現在、約9,429百万ユーロ(2018年9月30日:9,226百万ユーロ)である。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンドの受益証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に基づいてUCITSおよびAIFを管理運用する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社（野村アセットマネジメント）
資本金の額	2019年5月1日現在、171億8,035万円
事業の内容	野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、1959年野村証券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

(2) 保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

名称	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2019年10月末日現在、2,800万ユーロ（約34億円）
事業の内容	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. は、1990年2月2日に公開有限責任会社（société anonyme）として設立されました。設立以来、銀行業務に従事しています。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

名称	野村証券株式会社
資本金の額	2019年10月末日現在、100億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2019年10月末日現在、日本国内に131の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

ファンドに関する投資運用・投資顧問業務およびその他の業務を行います。ルクセンブルグ金融監督委員会の事前の承認のもと、投資顧問会社は、管理会社の承諾および目論見書の更新を条件として、運用業務の全部または一部を、自己の費用負担で他の会社へ委託することができます。

(2) 保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務（純資産価格の計算を含みます。）、発行会社代理人業務および評価代理人業務等を行います。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(2) 保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. が保有しています。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

(2019年5月1日付)

定義	
1915年法	1915年8月10日商會社法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年12月20日法	投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2012年7月1日を効力発生日として2010年12月17日法が継承)
2004年6月15日法	リスク・キャピタルに投資する投資法人(SICAR)に関する2004年6月15日法
2007年2月13日法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年12月17日法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年7月12日法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年7月23日法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(随時改正される。)
AIF	2013年7月12日法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年7月12日法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則(EC)1060/2009および規則(EU)1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	通達2008/48/ECおよび通達2014/17/EUならびに規則(EU)596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則(EU)2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局(ESMA)に置き換わった欧州証券規制当局委員会
第16章に基づく管理会社	2010年12月17日法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014に言及される重要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年12月17日法第159条に言及される重要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連する法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	特定の行政機関の公告が行われる官報の一版であるメモリアル・ベルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミック
メモリアルC	要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年6月1日付でRESAに置き換えられた官報の一版であるメモリアル・セルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとして適格性を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131
非個人投資家向け パート ファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券/投資口の販売が認められていないパート ファンド

パート ファンド	(特にUCITS 通達をルクセンブルグ法において導入する)2010年12月17日法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIPs	2010年12月17日法パートに基づく投資信託 PRIIPs規則の意味の範囲内でのパッケージ型個人投資家向け保険ベース投資金融商品
PRIIPs規則または 規則1286/2014	パッケージ型個人投資家向け保険ベース投資金融商品(PRIIPs)を対象とした重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則(EU)1286/2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録済みAIFM	運用資産が2013年7月12日法第3条およびAIFMDにおいて規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される適用除外を利用し、利益を享受している管理会社
個人投資家向け パート ファンド RESA	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券/投資口の販売が認められているパート ファンド 2016年6月1日付でメモリアルCに置き換わった公式公告の中央電子プラットフォームであるルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年6月15日法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人
SFT規則	規則(EU)648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則(EU)2015/2365
SIF	2007年2月13日法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 通達または 通達2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC(改正済)
UCITS 通達または 通達2014/91/EU	保管受託機能、報酬方針および制裁について譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU
UCITS 法	UCITS 通達を、2010年12月17日法および2013年7月12日法を改正するルクセンブルグ法に法制化した2016年5月10日法
UCITS 規則または EU規則2016/438	保管受託銀行の義務に関する欧州議会および理事会通達2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則(EU)2016/438(随時改正される。)
UCITS所在加盟国	UCITS 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章に基づく管理会社	2010年12月17日法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要な情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用しているUCITSおよびパート ファンドに重点を置いたものである。

適切と考えられる場合には、その他の法令にも言及している。

本概要は、ルクセンブルグにおいて利用可能な投資信託のすべての法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される補助的な法令に関する完全かつ包括的な記述としてみなされるべきではない。

投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の一定の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS 通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた。

2002年12月20日法は、通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(UCITS 通達を改正し、以下「UCITS 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に置き換わった。

2010年12月17日法は、UCITS 通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年12月20日法に置き換わった。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、機関投資信託に関する1991年法に置き換わった。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ヴィークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として分類されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家には、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年2月13日法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化した2013年7月12日法が公布され、同日に効力を発生した。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ヴィークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

上記の結果、2013年7月12日法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年12月17日法、2007年2月13日法、1915年法、1993年法および2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。本概要ではSICARについては簡単に触れるのみとする。

2013年7月12日法により導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ヴィークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ヴィークル)と、()AIF(いずれの場合においてもAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年7月12日法第3条およびAIFMDにおいて規定される最低限度額を下回る投資ヴィークルとを区別することを主に目的としている。

2010年12月17日法第16章の改正を通じて、2013年7月12日法により、非UCITSの管理会社および非AIFMDの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDひいては2013年7月12日法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年7月12日法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMDに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMDが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年7月12日法は、かかるAIFMDに適用される。

2016年5月12日、UCITS 通達を、2010年12月17日法および2013年7月12日法を改正するルクセンブルグ法に法制化した2016年5月10日付ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に効力を発生した。

2018年3月における2010年12月17日法および2013年7月12日法の改正において、認可を受けたAIFMDによって運用され、発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が認められていないパート ファンドについては、UCITS向けの保管受託銀行制度ではなくAIFMDにおける保管受託銀行制度を適用する旨が規定された。

また、2010年12月17日法では、パート ファンドが()登録済みAIFMDまたはEU圏外のAIFMDにより運用されており、かつ()その募集用書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が禁止されている場合には、当該パート ファンドは非AIFの投資構成に対して適用される、より簡易的な保管受託銀行制度(すなわち非UCITS向けおよび非AIFMDにおける保管受託銀行制度)に服する旨を規定している。

2016年10月11日、2010年12月17日法パート に基づくUCITSの保管受託銀行として行為する金融機関および、場合により、その管理会社に代表されるすべてのUCITSに適用される規定に関するCSSF通達16/644が発行された。

CSSF通達16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年12月17日法パート に基づかないファンドの受託保管銀行および該当する場合には、その支店に適用される組織的な取決めに関するCSSF通達18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に効力を発生し、加盟国で直接適用されるようになった。

ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

1. 一般規定

1.1. 2010年12月17日法

2010年12月17日法は、UCITSをパート で、UCIをパート でそれぞれ区別して取り扱っており、全体として以下の5つのパートから構成されている。

- パート UCITS(以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI(以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI
- パート 管理会社
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2. 2007年2月13日法

2007年2月13日法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分かれている。

- パート 専門投資信託に適用される一般規定
- パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されたAIFMにより運用される専門投資信託に適用される特別規定

1.3. 2013年7月12日法

2013年7月12日法は主にAIFMの運営および認可制度を取り扱っている。規定の一部はAIFにも直接適用される。さらに、詳細な規定が、マーケティングと第三国規則を取り扱っている。

2. 法的形態

2010年12月17日法パート およびパート に従う投資信託ならびに2007年2月13日法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人(investment company)
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

会社型投資信託および契約型投資信託は、2010年12月17日法(パート ファンドおよびパート ファンド)、2007年2月13日法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設立されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCP自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心としている。

3.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者の責任は、それぞれの出資額に限定される。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPの関係は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法ならびにUCITSおよびパート ファンドに関しては2010年12月17日法またはSIFに関しては2007年2月13日法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家はFCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産額(約款にその詳細が記載されることが規定されている。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、端数受益証券登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年12月17日法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年12月17日法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として1か月に2度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F規則は、2010年12月17日法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L通達91/75(改正済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として1か月に1度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設定することもできる。

S I Fに関しては、受益証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに約款において決定される。したがって、S I Fは取得および買戻しの両面においてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの配分方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年12月17日法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年12月17日法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定し得る旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパート ファンドとしての適格性を有しているF C Pの認可が得られてから6か月以内に、またS I Fとしての適格性を有しているF C Pの認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
上記の最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、パート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外規定に従う。)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を定めることができ、ファンドの純資産額に基づかないこともある。S I Fの純資産額は少なくとも年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 配分方針
 - (d) 管理会社がF C Pに請求する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年12月17日法第17条ないし第22条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。約款にその名称が記載され、C S S Fに承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、またはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

2010年12月17日法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類のF C Pに関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年12月17日法ならびにその他の適用ある法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命されたFCPのために職務を遂行するのに必要とみなされる情報供給について規定するものとする。

B. 保管受託銀行は、パート FCPおよび個人投資家向けパート FCPに関して以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけFCPの受益証券の申込みに際してFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理して行為する管理会社名義またはFCPを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 通達2006/73/EC(注)第18条第1項a)、b)およびc)に規定される法人において開設され、また、c) 通達2006/73/EC第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がFCPを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b)において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

(注)「通達2006/73/EC」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに通達の定義語についての欧州議会および理事会通達2004/39/ECを施行する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

- a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、通達2006/73/EC第16条に定められる原則に従い、FCPを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いFCPに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
-) FCPを代理して行為する管理会社により提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきFCPが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるFCPの所有権を確認し、
 -) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引(譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。)をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) FCPの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) FCPの利益および受益者の利益のために再利用する場合であり、かつ、
- d) 権原譲渡契約に基づきFCPが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E. 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年12月17日法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託し

た第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。
- b) 上記Cのa)において言及される保管業務が以下に服している。
 -) 有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および該当する法域における監督
 -) 金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb))にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb))に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

- a) 該当するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合
- b) FCPを代理して行為する管理会社が、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、FCPを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年12月17日法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでFCPまたは受益者が被ったその他のすべての損失につき責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

FCPの受益者は、補償の重複または受益者間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年12月17日法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、FCP、受益者、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるFCPまたはFCPを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により解任された場合(2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合
- c) 保管受託銀行の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 約款に定められるその他のすべての場合

3.1.4. 管理会社

2010年12月17日法または2007年2月13日法の対象であるか否かにかかわらず、FCPは管理会社により管理されなければならない。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 管理会社が退任した場合。ただし、通達2009/65/ECに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合
- c) 管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 約款に定められるその他のすべての場合

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年12月17日法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年12月17日法第16章が適用される。また、UCITS管理会社は、AIFを運用する権限のあるAIFMとしても認可を受けることができる。

UCITS管理会社およびAIFMはまた、2018年8月23日に発行されたCSSF通達18/698に従う。

(さらなる詳細については、下記 .3項を参照のこと。)

3.1.5. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別途の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または認可された販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなされていないなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年12月17日法および2007年2月13日法に規定されている会社の形態で設立することができる。

会社型の投資信託は、1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonyme)として設立されていることが多い。

規約に規定されている場合、投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人

3.2.1.1. 2010年12月17日法に基づくSICAV

2010年12月17日法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託としてUCITSおよびUCIを設立することができる。

2010年12月17日法の下で、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

3.2.1.2. 2007年2月13日法に基づくSICAV

公開有限責任会社の形態に加え、2007年2月13日法は、SICAVが株式有限責任パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立された共同会社といった形態をとることを認めている。2007年2月13日法におけるSICAVの目的は、投資リスク分散を目指してその資金を資産に投資し、情報に精通した投資家に資産運用の利益を提供することのみである。規約は、資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定している。

2007年2月13日法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年2月13日法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3. 2010年12月17日法および2007年2月13日法に基づくS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年12月17日法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含む、2010年12月17日法パートの対象となっているすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、それぞれ60万ユーロおよび250万ユーロを上限に引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、125万ユーロ以上の株式資本の処分を行う必要がある。かかる最低額はS I C A V認可後6か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fに関して、資本剰余金またはパートナーシップ持分への拠出額により増加したS I C A Vの発行済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達成されなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロを上限に引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- 取締役の選任およびその変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えることなく、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回、S I Fについては最低年に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資口は、無額面とする。

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A . S I C A Vは、2010年12月17日法第33条ないし第37条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、またはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法の定める金融機関でなければならない。

2010年12月17日法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類のS I C A Vに関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年12月17日法ならびにその他の関連法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命されたS I C A Vのために職務を遂行するのに必要とみなされる情報供給について規定するものとする。

B . パート S I C A Vおよび個人投資家向けパート S I C A Vに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って実行されるよう確保すること。
- S I C A Vの投資口の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるよう確保すること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する管理会社の指示を実行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけS I C A Vの投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、S I C A Vのすべての現金が a) S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 通達2006 / 73 / E C (注) 第18条第1項 a)、b) および c) に規定される法人において開設され、また、c) 通達2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記 b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

(注) 「通達2006 / 73 / E C」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに通達の定義語についての欧州議会および理事会通達2004 / 39 / E C を施行する2006年8月10日付委員会通達2006 / 73 / E C をいう。

C . S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

- a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、通達2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従い、S I C A Vを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いS I C A Vに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
-) S I C A Vにより提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきS I C A Vが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるS I C A Vの所有権を確認し、
 -) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧表をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引(譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。)をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) S I C A Vの利益および投資主の利益のために再利用する場合であり、かつ、
- d) 権原譲渡契約に基づきS I C A Vが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E . 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年12月17日法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。
- b) 上記Cの a) において言及される保管業務が以下に服している。
 -) 有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および該当する法域における監督
 -) 金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。

e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb))にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb))に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

a) 該当するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合

b) S I C A Vが、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対して、保管受託銀行または上記Cのa))に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類金融商品またはその相当額を、S I C A Vに対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対して、2010年12月17日法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでS I C A Vおよび投資主が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

投資主は、補償の重複または投資主間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、S I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年12月17日法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vおよび保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、S I C A V、S I C A Vを代理して行為する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、S I C A V、投資主、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合(2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)

b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合

c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合

d) 規約に定められるその他のすべての場合

3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年12月17日法第15章(U C I T S)または第16章(パートファンドおよびS I F)のいずれかに服する管理会社により管理される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合、S I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、通達2009/65/E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。

b) 指定された管理会社がS I C A Vにより解任され、S I C A Vが自己管理型S I C A Vの形態をとることを決定した場合

c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合

d) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合

e) 規約に定められるその他のすべての場合

UCITS管理会社および第16章に基づく管理会社はまた、下記 .3.4項に詳述されるCSF通達18 / 698に従う。

3.2.4. 関係法人

上記 .3.1.5項「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年12月17日法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定しない場合、

- 認可の申請には、最低でもSICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月を超えて活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年12月17日法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ / または組織的に違反した場合
- (e) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

(2) .3.2項(4)ないし(8)に定める規定は、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のための資産運用の委任を受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引および当初資本金による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有することを求める。とりわけ、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010年12月17日法および2007年2月13日法

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

2010年12月17日法および2007年2月13日法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について

異なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年12月17日法および2007年2月13日法に従うUCIの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する通貨12/540を発行した。同通貨に従い、運用開始前および再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するC S S Fの承認は、最長18か月間有効である。

4.1.2. 2010年12月17日法に基づく投資口の発行および買戻し

規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。2010年12月17日法の対象であるS I C A Vの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3. 2007年2月13日法に基づく投資口の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年12月17日法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年2月13日法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年12月17日法に従うS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産額に基づくことを要求されない。したがって、2007年2月13日法の下で、S I Fは、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産額を下回る価格で投資口を買戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2. 1915年法

1915年8月10日商會社法(改正済)は、F C Pの管理会社、および(2010年12月17日法または2007年2月13日法により明示的に適用除外されていない限り)投資法人に対して適用される。

4.2.1. 会社設立の要件(1915年法第420-1条)

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第420-15条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- () 株式の形態(記名式、無記名式または無券面の形態)
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - (注) 1915年法により、現物出資による増資については、規制市場で取引されている適な譲渡性のある有価証券および短期金融商品を出資する場合は、承認された法定監査人の監査報告書を要しないとされている。しかしながら、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(x) 会社の存続期間

(x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420 - 17条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること。

() 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること。

4.2.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420 - 19条および第420 - 23条)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSの概要

2010年12月17日法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年12月17日法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年12月17日法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託(受益証券の証券取引所での価格がその純資産額と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年12月17日法第40条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年12月17日法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取りが行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSおよび/または通達2009/65/EC第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指標、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- O T C デリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、C S S F が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- O T C デリバティブは、信頼でき、かつ認証され得る日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

C S S F は、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、C S S F に提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年12月17日法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- E U 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U 法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S F が判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/E E C に従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているU C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) U C I T S は、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用U C I T S に関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。かかる投資法人または管理会社はまた、O T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。投資法人または管理会社は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。

(b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、こうした業務によりU C I T S をその設立文書に掲げる投資目的から逸脱させてはならない。

(c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生じる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産の価値の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件を満たす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)に記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こり得る結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産額が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年12月17日法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使し得るような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年12月17日法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、.2項の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールの及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表章する額を、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表章する額を借入れることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行つてはならない。

(20) 2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年12月20日法の関連規定(2010年12月17日法の対応する規定により置き換えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年12月20日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従つて特定の金融商品が投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356(以下「通達08/356」という。)を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目録見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF通達14/592は、ETFおよびETFを取り扱うその他のUCITSの問題、金融デリバティブ商品の使用、UCITSの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するESMAガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。

2018年7月21日に効力を発生し、加盟国で直接適用されるようになったMMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのUCIについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求している。MMF規則の適用範囲に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとして適格性を有さない。

MMF規則は、)公的債務固定基準価額ファンド、)低ボラティリティ基準価額ファンド、および)変動基準価額ファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVがある。)の3種類のMMFについて規定している。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するUCITSには追加的な投資制限が適用される。

通達2009/65/ECを実施する2010年12月17日法は、UCITSの合併に関する一定の規定(下記A)とともに、マスター/フィーダー構造の設定可能性(下記B)をルクセンブルグ法に導入している。

A. 2010年12月17日法は、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関して、その法的形態にかかわらず規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年12月17日法に従い、CSSFは、2010年12月17日法の一定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年12月17日法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITS 管理会社 / 第15章に基づく管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年12月17日法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年12月17日法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年12月17日法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

1915年法の規定は、2010年12月17日法が適用除外を定めない限り、同法第15章に基づく管理会社にも適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりメモリアルBにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E C に従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年12月17日法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、ルクセンブルグに登録事務所を有し、2010年12月17日法第15章に基づき認可を受けた管理会社は、2013年7月12日法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fからも事前に取得している場合、A I F M Dに規定する範囲内のA I FのA I F Mとして選任されることができる。

A I F Mとしての活動を行う管理会社は、2013年7月12日法別表 に記載される活動および2010年12月17日法第101条に基づく認可に従うUCITSの運用に関する追加的活動にのみ従事することができる。

(注) 当該リストには、ポートフォリオ運用およびリスク管理からなる投資運用ならびにA I F MがA I Fを共同して運用する上で別途行う可能性のある「その他の業務(管理事務、販売業務およびA I Fの資産に関する活動等)」が含まれている。

A I Fに関する運用活動において、かかる管理会社は、金融商品に関する注文の受領および取次ぎを含む、2013年7月12日法第5条第4項に規定する範囲内の非中核的活動も提供することがある。

(7) かかる管理会社はいわゆる「管理会社パスポート」を用いて、その活動をクロス・ボーダーベースで行うことができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するF C P(管理会社が運用権限を委託したF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年12月17日法第129条第5項の規定する意味において、十分に良好な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付と後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年12月17日法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合
- (e) 2010年12月17日法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合
- (f) 2010年12月17日法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

管理会社が、(2010年12月17日法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を取り消す前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報および保有額に関する情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の適格保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が満たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)、(8)および(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反によりU C I T Sまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (注) 上記により当該管理会社は、ルクセンブルグにおける投資家補償スキームへの加入を義務付けられている。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならず、C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限を委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年12月17日法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年12月17日法第15章に服する管理会社は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定および適用するものとし、当該方針および実務は、管理会社が運用するU C I T Sのリスク特

性、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励したり、UCITSの最善の利益のために行為する
管理会社の義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、給与の固定および変動要素ならびに任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員群に適用されるものとする。

(7) 管理会社は、上記(6)において言及される報酬方針を策定し、適用するにあたり、自身の規模、内部組織ならびに事業の性質、範囲および複雑性に適する方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。

- a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進するものとし、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励しないものとする。
- b) 報酬方針は、管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の事業上の戦略、目的、価値および利益に合致し、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監督機能の一環として採用し、当該経営陣が報酬方針の一般原則の採用および少なくとも年1回の見直しを行い、また、それらの実施につき責任を負い、監視するものとする。本項において言及される業務は、経営陣の構成員のうち、該当する管理会社において業務執行の役割を担っておらず、かつリスク管理および報酬について専門的知識を有する者によってのみ実施されるものとする。
- d) 報酬方針の実施状況については、少なくとも年1回、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬に関する方針および手続の遵守に関する中心的かつ独立した内部審査が行われるものとする。
- e) 内部統制の職務に従事する職員は、同職員が統制する事業分野の業績とは無関係に、同職員の職務に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとする。
- f) リスク管理およびコンプライアンスの職務を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合には、報酬委員会の直接の監視下に置かれるものとする。
- g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個々の業績を評価する際には、個人および関連する事業部門またはUCITSの業績の評価と、それらのリスクの評価と、管理会社全体の業績結果の評価との組み合わせに基づくものとし、財務および非財務の基準を考慮に入れるものとする。
- h) 業績の評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいており、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社の運用するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を通じて分散されるよう確保するため、同期間に適した複数年の枠組みの中で行われるものとする。
- i) 保証変動報酬は例外的なものであり、新規職員の雇用時にのみ、雇用期間の最初の年に限定して支払われるものとする。
- j) 報酬総額の固定および変動要素については、適切にバランスを取るものとし、報酬の変動要素を一切支給しない可能性も含めて、変動要素を十分に柔軟な方針で運用できるようにするため、報酬の固定要素が報酬総額の大部分を占めるものとする。
- k) 契約の早期解除に関する支払は、当該契約の終了までの期間において達成された業績が反映されるものとし、当該契約の不履行については報酬を与えないように策定されているものとする。
- l) 報酬の変動要素またはプールされる報酬の変動要素を算定するために使用される業績の測定には、関連するすべての種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムが含まれるものとする。
- m) UCITSの法制度、ファンド規則または設立文書に従うことを条件として、報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券、同等の所有権、または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の有効なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成されるものとする。ただし、UCITSの運用が管理会社の運用するポートフォリオ全体の50%に満たない場合には、かかる50%の最低限の制限は適用されない。

本項において言及される証券は、インセンティブを管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と連携させることを目的として策定された適切な保有方針に従うものとする。本項は、下記n)に従って繰り延べられる報酬の変動要素の部分および繰り延べられない報酬の変動要素の部分のいずれにも適用されるものとする。

- n) 報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を考慮して適切である期間、また、当該UCITSのリスクの性質と正確に合致する期間にわたり、繰り延べられるものとする。

本項において言及される期間は、少なくとも3年間とする。繰延べに関する取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に応じて比例して確定する。報酬の変動要素が特に高額である場合には、当該金額の少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして持続可能であり、かつ該当する事業部門、UCITSおよび個人の業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われるか、またはそれを受ける権利が付与されるものとする。

変動報酬の総額は、通常、管理会社または該当するUCITSの財務実績が低迷するか、または悪化した場合、現在の報酬およびそれまでに得た報酬額の支払における減額(マルス(malus)(等級別料率)やクローバック(clawback)(回収)によるものを含む。)の両方を考慮し、大幅に縮小されるものとする。

- p) 年金方針は、管理会社および管理会社が運用するUCITSの事業上の戦略、目的、評価および長期的な利益に合致するものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、5年間、上記m)において定められる証券の形式で、管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合、任意支払方式による年金給付は、5年間の保有期間後に、上記m)において定められる証券の形式で、当該従業員に支払われるものとする。

- q) 職員は、個人的なヘッジ戦略または報酬に関する保険や賠償責任に関する保険を、その報酬に関する取決めに組み込まれるリスク調整効果を弱める目的で利用しない旨約束することを要する。

- r) 変動報酬は、2010年12月17日法の要件を回避することを容易にするヴィークルや方法を通じて支払われないものとする。

第1段落に定められる原則は、その専門的業務が管理会社のリスク特性または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員の利益のために行われる、管理会社により支払われるいかなる種類の給付にも、UCITS自体により直接支払われるいかなる金額(成功報酬を含む。)にも、また、UCITSの受益証券または投資証券のいかなる譲渡にも適用されるものとする。

管理会社は、管理会社自身の規模、管理会社自身が運用するUCITSの規模、管理会社自身の内部組織ならびに管理会社自身の事業の性質、範囲および複雑性が重大な場合、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスク管理のために生み出されるインセンティブについてその要求に適いつ独自の判断を下すことができるような形で構成されるものとする。

通達2009/65/EC第14a条第4項において言及されるESMAガイドラインに従って設置される報酬委員会(該当する場合)は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理に影響を及ぼすものおよび経営陣がその監督機能の一環として下すものを含む、報酬に関する決定の準備につき責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者が務めるものとする。報酬委員会の構成員は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者とする。

経営陣への従業員の代表参加が労働法により定められている管理会社においては、報酬委員会に一または複数の従業員代表者が含まれるものとする。報酬委員会は、その決定を準備するにあたり、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公共の利益を考慮するものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年12月17日法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の公用語または複数の公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する範囲の専属代理店を選任することができる。

管理会社が専属代理店の選任を決定した場合、同管理会社は、2010年12月17日法で許容される活動の範囲内で、1993年法第37-8条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に従わなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年12月17日法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年12月17日法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年12月17日法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4. UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、従前適用されていたCSSF通達12/546に置き換わる通達18/698を発行した。

ルクセンブルクのUCITS管理会社および自己管理型投資法人のみを対象としていたCSSF通達12/546と異なり、CSSF通達18/698はすべての投資ファンド運用会社(すなわちUCITS管理会社および自己管理型投資法人だけでなく、第16章に基づく管理会社、AIFMおよび2013年7月12日法第4条第1項b)の意味の範囲内での内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該通達によって、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその直近の規制慣行を確認し、投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特別な注意を払っており、特にその事業の量および性質を考慮した適切な人材が投資ファンド運用会社に供給されるようにする必要性を重視していることを指摘する。この点において、CSSF通達18/698は、()投資ファンド運用会社に要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が保有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該通達が投資ファンド運用会社のみならず、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ヴィークルの取締役会の構成員にも影響を及ぼすことを示唆する。

さらに、CSSF通達18/698は、投資信託、その投資家、販売に関する仲介業者および投資信託に代わって行われた投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFの期待を明確にする。

CSSFは、経営会議および取締役会の開催について投資ファンド運用会社が従うべき形式を要求し、運営組織およびCSSFのために作成される各種報告書についても協議する。

当該通達は、デュー・デリジェンスおよび委託先の継続した監視の要件について追加的な詳細を提供している。

さらに、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部管理、内部統制、業務機能および技術インフラの要件をMIFID会社に適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルクのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグにおけるUCITSの認可・登録および監督

4.1.1. UCITSの認可および登録

2010年12月17日法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定および制裁その他の行政措置に関するCSSFの決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年12月17日法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

2010年12月17日法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された重要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および重要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 重要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

重要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および重要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に基づき、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「PRIIPs」に係る助言、募集または販売を行う者および事業者は、かかる個人投資家がPRIIPsへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対して規則1286/2014に言及される重要情報文書（以下「PRIIPs KID」という。）を交付することを義務付けられている。「PRIIPs」とは、パッケージ型個人投資家向け保険ベース投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日より適用される。UCITS管理会社、自己管理型UCITS投資法人およびUCITSに係る助言または販売を行う者に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。

PRIIPs規則の目的は（ ）PRIIPs KID（最大でA4サイズ3ページ）を通じて、統一的かつ標準的な情報の入手を確保することにより個人投資家の保護を強化すること、ならびに（ ）PRIIPs市場へのすべての参加者（PRIIPsの組成、助言および販売を行う者）に対して、透明性に係る統一的な規則をEUレベルで課すことである。

PRIIPsの概念には、すべての種類の投資信託（クローズド・エンド型であるかオープン・エンド型であるかを問わず、UCITSを含む。）、仕組商品（原資産の形態を問わず、仕組預金を含む。）ならびに保険ベース投資商品（変額保険および配当付保険を含む。）が含まれている。損害保険商品、仕組預金以外の預金、雇用主からの出資が義務付けられている個人年金商品等の少数の投資商品のみが除外されている。

UCITSの受益証券/投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合にはUCITS KIIDまたはPRIIPs KID）が入手可能であることへの言及ならびにそれらを入手可能な場所の表示がされなければならない。

4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マナー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540
- 2010年12月17日法パート に基づくUCITSの保管受託銀行として行為する金融機関および、場合により、その管理会社に代表されるすべてのUCITSに適用される規定に関連するCSSF通達16/644
- SFT規則（規則（EU）648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）2015/2365）
- ベンチマーク規則（通達2008/48/ECおよび通達2014/17/EUならびに規則（EU）596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/1011）

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

() 公募または販売の承認

2010年12月17日法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年12月17日法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年12月17日法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の監督当局により認可されている場合、CSSFは、2010年12月17日法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年12月17日法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年12月17日法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年12月17日法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年12月17日法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年12月17日法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売用資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書に記載すべき情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年12月17日法のパート の規定に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)

b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。))および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年12月17日法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年12月17日法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、一般に公開されることを予定しておらず、もっぱらU C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fのみによる使用を目的として発行される。

() 財務報告書の提出

2010年12月17日法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定している。

2010年12月17日法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136(C S S F通達08/348により改正済)およびC S S F通達15/627に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年12月17日法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

2010年12月17日法に基づき、C S S Fは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a)ないしg)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年12月17日法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年12月17日法第129条第5項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- (U C Iが任意清算される場合)清算人

- a) 2010年12月17日法を適用する目的においてC S S Fが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) C S S Fの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4) b) を理由としてC S S Fにより宣言されたC S S Fの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の安定的かつ健全な運営をリスクにさらす可能性のある行動を取った場合
 - g) 2010年12月17日法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし p) のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年12月17日法パート に従うU C I T S、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年12月17日法第129条第5項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または管理会社が取得者の子会社となるよう、U C I T S管理会社における適格保有持分が直接的もしくは間接的に取得された場合または管理会社における当該適格保有持分がさらに増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につき、2010年12月17日法第108条第1項に違反してC S S Fに対し書面により通知しなかった場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または管理会社が子会社でなくなるよう、U C I T S管理会社における適格保有持分が直接的もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、2010年12月17日法第108条第1項に違反してC S S Fに対し書面により通知しなかった場合
 - c) U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第102条第5項 b) に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
 - d) 2010年12月17日法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年12月17日法第27条第1項に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
 - e) 通達2014/65/EUの第11条第1項に記載される基準のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第108条第1項に違反して当該取得または処分をC S S Fに報告しなかった場合
 - f) U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第108条第1項に違反して、少なくとも年1回以上の頻度で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高をC S S Fに報告しなかった場合
 - g) U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第109条第1項 a) の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - h) U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第109条第1項 b) の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年12月17日法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年12月17日法第27条第3項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - j) U C I T S管理会社または2010年12月17日法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年12月17日法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) U C I T S管理会社または2010年12月17日法第27条に規定する範囲の投資法人が、2010年12月17日法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - l) 保管受託銀行が、2010年12月17日法第18条第1項ないし第5項または第34条第1項ないし第5項に定めるその職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年12月17日法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは(自己が運用している各F C Pについて) U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第5章の規定に基づく投資方針に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
 - n) U C I T S管理会社または2010年12月17日法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年12月17日法第42条第1項の規定に基づくリスク管理プロセスまたはO T Cデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを実施しなかった場合
 - o) 2010年12月17日法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは(自己が運用している各F C Pについて) U C I T S管理会社が、2010年12月17日法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合

- p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年12月17日法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年12月17日法第54条第1項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年12月17日法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年12月17日法第129条第5項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
- a) 2010年12月17日法第16章に服する管理会社が、2010年12月17日法第125 - 1条第5項b)に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
- b) 2010年12月17日法第16章に服する管理会社が、2010年12月17日法第125 - 1条の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- c) 2010年12月17日法第12章に服するSICAVが、2010年12月17日法第95条第2項および第3項の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年12月17日法第13章に服するSICAVが、2010年12月17日法第99条第6b項および第6c項の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年12月17日法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
- f) 保管受託銀行が2010年12月17日法第18条第1項ないし第5項または第34条第1項ないし第5項の規定に基づく自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、虚偽の申述またはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年7月12日法第10条第1項b)に違反した場合
- h) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、2013年7月12日法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、2013年7月12日法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、2010年12月17日法第11条第1項および2013年7月12日法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- k) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、2013年7月12日法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
- l) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、2013年7月12日法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- m) 2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、自己が運用している各AIFについて、2013年7月12日法第20条ないし第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年12月17日法第125 - 2条に服する管理会社が、2013年7月12日法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および違法行為の反復の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロまたは経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高(法人が親会社である場合または通達2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合には、会計分野の関連するEU法に従い、年間総売上高は、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく年間総売上高または対応する種類の収益とする。)の10%を上限とする罰金
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金

- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益(決定可能な場合)は、それが上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が当該決定を知らされた後、CS SFは、不当に遅滞することなく、CS SFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCS SFが判断した場合、または、当該公表により金融市場の安定性もしくは継続中の調査が損なわれる場合、CS SFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
- c) 上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合、制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
-) 金融市場の安定性が損なわれないこと。
-) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- CS SFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (6) CS SFはまた、制裁または措置を課する決定について不服申立てが行われている場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CS SFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CS SFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 通達2009/65/ECの第99e条第2項に従い、CS SFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CS SFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CS SFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (9) CS SFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CS SFは、それらが効果的で、均衡が取れており、抑止的であることを確保するとともに、以下(該当する場合)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合には総売上高または自然人の場合には年間所得により示唆される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが特定可能な範囲に限られる。)
- e) 違反につき責任を負うべき者によるCS SFに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた違反防止措置
- (10) CS SFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告に係る連絡経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
- b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびCS SFの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で行われた違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不当な扱いから適切に保護すること。
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日付改正法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること。
- d) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3. 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年12月17日法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは約款または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内に後が見付からない場合
 - 管理会社が破産宣告を受けた場合
 - 連続して6か月を超える期間中、純資産額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- (注) 純資産額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2. 清算の方法

4.3.2.1. 通常清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年12月17日法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を選任するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年12月17日法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

・ 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公布された。

- () 2013年7月12日法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年7月12日法の適用外である場合を除き) 2013年7月12日法を遵守しなければならない。AIFは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)として定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS 通達に基づき認可を必要としない投資信託
- () 2013年7月12日法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
- () その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF
- () レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF
- (それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記() b)に基づき2013年7月12日法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録済みAIFM」という。)。登録済みAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録済みAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも1年に1度)提供しなければならない。登録済みAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるAIFMは、AIFMDパスポートによる恩恵を受けることはなく(下記 1.6項を参照のこと。)、したがって、パート ファンドまたはSIFの販売は引き続き各国の私募規則に服する。

1. 2013年7月12日法に基づくAIFMおよび保管受託銀行制度

1.1. AIFM

1.1.1. AIFMの概要

AIFとしての適格性を有するルクセンブルグのファンドは、認可を受けたAIFMによって運用されなければならない。ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

- a) AIFに選任された法人またはAIFに代わって選任された法人で、かかる選任により、AIFの運用に責任を負う「外部AIFM」
- b) AIFの法的形態が内部運用を認める場合およびAIFの運営組織が外部AIFMを選任しないと選択した場合には、AIF自身(その場合、AIF自身である「内部AIFM」は、AIFMとして認可されている必要がある。)

内部運用されるAIFは、2013年7月12日法別表 に定める当該AIFの内部運用業務以外の業務に従事してはならない。

外部AIFMは、2013年7月12日法別表 に定める業務およびUCITS 通達に基づく認可を条件とするUCITSの追加的運用以外の活動に従事してはならない。

前項とは別に、外部AIFMはさらに以下の業務を提供することができる。

- a) 投資家からの委託に従い、顧客毎の一任ベースで行う投資ポートフォリオ(通達2003/41/EC第19条第1項に従った年金基金および企業退職金機関が保有するものを含む。)の運用
- b) 以下の業務から構成される付随的業務
-) 投資顧問業務
 -) 投資信託の受益証券または投資口に関連する保管および管理
 -) 金融商品に関する注文の受領および取次ぎ

AIFMは、2013年7月12日法第2章に基づき、以下の業務を提供する権限を有しないものとする。

- a) 前項に記載する業務のみ
- b) 前項 a) に記載する業務について権限を有しない状態での、前項 b) に記載する付随的業務
- c) AIF資産に関連する管理、販売および/またはその他活動のみ

d) リスク管理業務を提供しないで行うポートフォリオ運用業務(逆もまた同様)

1.1.2. A I F Mの認可

ルクセンブルグ内で設立するA I F Mが事業を開始するためにはC S S Fの認可を必要とする。

認可申請書には、以下の情報を記載するものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に実施する者に関する情報
- b) 一定の適格保有を有するA I F Mの株主またはメンバー(直接的または間接的、自然人または法人を問わない。)の身元に関する情報および保有額に関する情報
- c) A I F Mの組織構成を規定する業務プログラム(2013年7月12日法の第2章(「A I F Mの認可」)、第3章(「A I F Mの運営条件」)、第4章(「透明性要件」)、および(該当する場合)第5章(「特定の種類のA I Fを運用するA I F M」)、第6章(「E U圏のA I F Mが欧州連合圏内でE U圏のA I Fを販売し運用する権利」)、第7章(「第三国に関連する特別な規則」)および第8章(「個人投資家への販売」)に基づく自己の義務の遵守をA I F Mがいかに企図しているかに関する情報を含む。)
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託および再委託に関してなされた取決めにに関する情報

さらに、認可申請書には、A I F Mが2013年7月12日法第6条の規定どおりに管理することを目的としているA I Fに関する情報を記載するものとする。

認可の付与により、A I F Mは、特にC S S Fが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちC S S F宛に通知する義務を有することとなる。

さらに、ルクセンブルグ法に従う投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F通達18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4項に詳述される。)は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2. A I F Mとしても認可されている管理会社

以下の事業体は、A I F Mとしての適格性を有する可能性がある。

- (a) 2010年12月17日法に基づくU C I T S / 第15章に基づく管理会社
- (b) 2010年12月17日法(第125 - 1条および第125 - 2条)に基づく第16章に基づく管理会社
- (c) 2010年12月17日法パート に基づき内部運用されているU C I
- (d) 2007年2月13日法に基づき内部運用されているS I F
- (e) 2004年6月15日法に基づき内部運用されているS I C A R
- (f) 2013年7月12日法に基づき規制されるA I F Mの地位を採用する予定のその他ルクセンブルグの事業体。以下の事業体は当該地位を得なければならない。

1. 2010年12月17日法、2007年2月13日法または2004年6月15日法に基づく規制を受けないA I Fに運用業務を提供するルクセンブルグの事業体

2. A I Fとしての適格性を有している内部運用されているルクセンブルグの事業体であって、2010年12月17日法、2007年2月13日法または2004年6月15日法に基づく規制を受けないもの。

1.2.1. 「第15章に基づくA I F M」

2010年12月17日法第101条を条件とするU C I T S / 第15章に基づく管理会社の主要業務は、U C I T S 通達に従い認可を受けたU C I T Sの運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登録事務所を有しており、かつ2010年12月17日法第15章に基づきC S S Fから認可された管理会社は、C S S Fから2013年7月12日法第2章に基づくA I F Mとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、A I F M Dの定めるA I FのA I F Mとしても選任されることがある。後者は、2013年7月12日法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

A I F Mとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、.3項を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

第16章に基づく管理会社は、管理会社およびA I FのA I F Mとして行為することができる。2010年12月17日法の第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件および実施可能な業務について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株主有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S

F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりメモリアルBにおいて公告される。

A) 下記B)に記載される2010年12月17日法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年12月17日法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M D に規定される範囲内のA I F 以外の投資ヴィークルの運用を行うこと。
- () A I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一もしくは複数の契約型投資信託、またはA I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一もしくは複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年12月17日法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年12月17日法第88 - 2条第2項 a) に従い外部A I F M を選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年7月12日法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I F の運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S F に対して当該管理会社が運用するA I F を特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I F の投資戦略に関する情報をC S S F に提供すること。
 - C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年12月17日法第88 - 2条第2項 a) に規定する範囲の外部A I F M を選任していない場合、または当該管理会社が2013年7月12日法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年7月12日法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S F に対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M D に規定する範囲のA I F 以外の投資ヴィークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc))に記載される業務をあわせて行うことなくa))に記載される業務のみを行うものとして、2010年12月17日法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年12月17日法第125 - 1条第4項 a) またはc))に記載される活動を行う2010年12月17日法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの一または複数の業務をかかるとして代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c))の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(1) A) ()の活動を行う2010年12月17日法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる一または複数の業務をかかるとして代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年12月17日法第88 - 2条第2項 a))に規定される範囲内の外部A I F M を選任せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M D に規定する範囲の一または複数のA I F を運用する2010年12月17日法第125 - 2条に基づ

き認可された管理会社は、運用資産が2013年7月12日法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年7月12日法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年12月17日法第125-2条に記載される管理会社は、2013年7月12日法別表に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年12月17日法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年7月12日法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - 2010年12月17日法第129条第5項に該当する管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - 管理会社の少数株主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年12月17日法第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年12月17日法第16章に定められる活動を中止する場合
 - 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - 2010年12月17日法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - 2010年12月17日法が認可の取消事由として定めるその他の場合に該当する場合
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- 第16章に基づく管理会社はまた、3.4項に詳述されるCSSF通達18/698に従う。

1.3. 委託

2013年7月12日法に基づき、AIFMは、自己に代わって業務を遂行する任務を第三者に委託することができるが、当該委託の取決めの発効に先立ち、委託の企図をCSSFに通知しなければならない。2013年7月12日法第18条に従い、下記条件が充足されなければならない。

- AIFMが自らの委託構造全体について客観的な理由をもって正当化できること。
- 受任者は各任務を遂行するにあたり十分なリソースを充当しなければならず、かつ当該受任者の事業を実質的に指揮する者は優れた評価を得ており、かつ十分な経験を有する者でなければならない。
- 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するものである場合、当該委任は、資産管理を目的として認可または登録された事業者のみに与えられるものであり、かつCSSFの監督下に置かれるものでなければならないが、当該条件を充足することができない場合にはCSSFの事前承認のみが必要となる。

- (d) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するもので、第三国の事業者に与えられるものである場合、上記(c)の要件に加え、C S S Fと当該事業者の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- (e) 委託によってA I F Mによる監督の実効性が阻害されてはならず、特に、A I F Mが投資家の最善の利益になるように行うことまたはそのようにA I F Mが運営されることを阻害してはならない。
- (f) A I F Mは、当該受任者が適格であって対象業務を引受ける能力を有していること、当該受任者が相当の注意をもって選出されたことを証明するとともに、A I F Mが委託された業務を常に有効に監督でき、常に受任者に追加指示をすることができ、かつ、投資家の利益になる場合には当該委託を直ちに有効に取消す立場にあることを証明できなければならない。

A I F Mは、継続的に、各受任者から提供された業務を精査しなければならない。

(注) A I F Mは最初から、当該第三者が十分なリソースを有していること、委託された任務を適切に遂行するために必要な技術、知識および経験を有した十分な人材を採用すること、さらに、委託された任務の履行を支える適切な組織構造を有していることを確認するために、受任者に関するデュー・デリジェンスを確立するものとする。当該デュー・デリジェンス活動は、A I F Mによっても継続的に遂行される。

A I F Mは保管受託銀行、保管受託銀行の受任者またはその他A I F MもしくはA I F M投資家の利益と相反する事業体に対し、ポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記制限は、受任者がポートフォリオ管理またはリスク管理を、自己が有するその他潜在的相反リスクから業務上および階層的に分離している場合には適用されないものとする。

A I F MのA I F Mに対する責任は、A I F Mが自己の業務の一部を第三者に委託したことまたは再委託により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの管理者であるとみなされなくなるような場合または郵便受け会社(ペーパーカンパニー)であると認識されるような場合、自己の業務のすべてを委託することはできない。

受任者が、A I F Mから委託された業務を再委託しようとする場合、下記条件が充足されなければならない。

- 再委託に先立ったA I F Mによる同意
- A I F Mは、当該委託の実施に先立ち、再委託の取決めの条件についてC S S Fに通知する。
- A I F Mから受任者(第三者)に対する業務委託に関して上記に規定されるその他すべての条件が充足されなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからEU圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。EU圏外の管理者によって最終的に(認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて)運用されるルクセンブルグのA I F Mは、EUパスポートに基づき、EU内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

さらに、委託に関するC S S F通達18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

A I F Mは、投資家によるA I F Mへの投資に先立ち、自己が運用するEU圏内の各A I F MおよびEU圏内で販売する各A I F Mについて、A I F Mの規約(または、F C Pの場合は約款)に従って、以下の情報およびその重要な変更を投資家が入手できるようにしなければならない。

- A I F Mの投資戦略および投資目的に関する説明、ならびにA I F Mが自己の投資戦略もしくは投資方針(または両方)を変更することができる手続に関する説明
- 投資を目的として締結済みの契約関係についての主要な法的意味の説明
- A I F M、A I F Mの保管受託銀行、監査人およびその他業務提供者の身元ならびにこれらの職務および投資家の権利に関する説明
- A I F Mが専門家責任補償の要件を遵守する方法の説明
- 委託された運用業務および保管受託銀行から委託された保管業務の説明、受任者の身元、ならびにかかる委託から生じ得る利益相反の説明
- A I F Mの資産評価手続および資産評価についての価格決定方法の説明
- A I F Mの流動性リスク管理、買戻しの権利および買戻しの取決めに関する説明
- 直接的もしくは間接的に投資家が負担することになるすべての報酬、手数料および経費、ならびにこれらの最高限度額に関する説明
- A I F Mが投資家の公正な取扱いをいかに確保しているか、また、投資家が優遇措置を受けているまたは優遇措置を受ける権利を取得している場合は、かかる優遇措置の内容、かかる優遇措置を受ける投資家の種類、さらに(関連がある場合)これらの投資家とA I F MまたはA I F Mとの法的・経済的つながりについての説明
- 2013年7月12日法第20条に言及される、最新の年次報告書

- 受益証券または投資口の発行および販売についての手続および条件
- 2013年7月12日法第17条に従い確定された、AIFの最新の純資産額またはAIFの受益証券もしくは投資口の最新市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元、AIFとプライム・ブローカー間の重要な取決めの説明、これに関する利益相反の管理の仕方、保管受託銀行との契約中のAIF資産の譲渡および再利用に関する規定、さらに、存在する可能性のあるプライム・ブローカーに対する負債の譲渡に関する情報
- AIFのポートフォリオのレバレッジ利用、リスク特性および流動性管理についての情報がいつどのように定期的に開示されるのかに関する説明

AIFが自己の目論見書において発表する必要がある情報に対する追加情報に限り、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは投資家に対し、自らが運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFについて、資産の流動性、ファンドの流動性の管理の取決め、および現在のリスク特性に関する情報を定期的に開示しなければならない。

また、AIFMは、AIFによるレバレッジ利用に関する情報を開示するとともに、AIFがさらされるレバレッジの上限の変更、および転担保権またはレバレッジの取決めに基づき認められた保証内容、さらにAIFが採用したレバレッジの合計額を定期的に開示しなければならない。

1.4.2. 年次報告書

ルクセンブルグ内で設立されたAIFMは、自らが運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書を、当該年次報告書で報告する会計年度終了後6か月以内に入手できるようにしなければならない。

年次報告書は、要請があった場合、投資家に提供するとともに、CSSFおよび適用ある場合には、AIFの設立地である加盟国が入手できるようにしなければならない。

規制市場における取引を認められているAIFは、通達2004/109/ECに従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならない、さらに、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提示された情報に関する重要な変更(上記1.4.1を参照のこと。)、ならびに会計年度中にAIFMから職員に支払われた報酬総額およびAIFから支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

1.4.3. CSSFに対する報告義務

2013年7月12日法第22条に従い、AIFMは定期的にCSSFに報告を行わなければならない。

かかる報告には、AIFMが運用するAIFのために取引する主要投資対象、AIFMが取引する主要市場、およびAIFMが現在取引している主な商品、AIFMが加盟している市場もしくは積極的に取引している市場の情報、ならびにAIFMが運用する各AIFの主要なエクスポージャーおよび最も重要な投資集中の情報を含むものとする。

AIFMは、自己が運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFに関し、CSSFに対して以下の情報を提供しなければならない。

- 非流動性に起因する特別な取決めの対象となるAIFの資産割合
- AIFの流動性管理に関する新たな取決め
- 市場リスク、流動性リスク、取引先リスクおよび業務リスクを含むその他リスクを管理するためにAIFMが採用しているAIFの現在のリスク特性およびリスク管理システム
- AIFが投資している資産の主要カテゴリーの情報
- 2013年7月12日法のリスク管理および流動性管理に関する規定に従い実施したストレステストの結果

AIFMの報告頻度は、AIFの構造、運用資産額および利用されたレバレッジの水準に基づく。

- AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよびAIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で、AIFMD第3条第2項(a)および(b)の条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500百万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。
- 前項に言及される要件の対象となるAIFMの各AIFの運用資産(レバレッジ利用を通じて獲得した資産を含む。)が当該AIFについて合計で500百万ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
- AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよび当該AIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で十億ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
- AIFMの運用対象であり、かつレバレッジされていない各AIFについて、AIFMの基本投資方針に従い支配権を獲得することを目的として非上場会社および発行者に投資する場合、一年毎に報告を行う。

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、AIFMは要請に応じ、CSSFに対して、自らが運用しているAIFの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

1.4.4. レバレッジに関する報告

実質ベースでレバレッジを利用しているAIFを運用するAIFMは、自ら運用する各AIFが採用しているレバレッジ全体のレベル、現金または証券の借入れによるレバレッジと金融デリバティブ商品に組込まれたレバレッジの内訳、およびレバレッジ契約に基づきAIFの資産がどの程度再利用されたかに関する情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報には、AIFMが運用している各AIFの借入金または借入証券の上位5つの調達先に関する情報および当該各AIFについて当該各調達先から受けたレバレッジの額を含めなければならない。

CSSFが、システミック・リスクを効果的に監視するために必要と考える場合、CSSFはAIFMに対し、本1.4項記載の情報のほかに追加情報を、定期的におよびその都度、提出するよう要求することができる。

1.5. 保管受託銀行

2013年7月12日法は、AIFMDに規定される範囲内に完全に該当する、AIF(非個人投資家向けパート・ファンドを含む。)向けの新たな保管受託銀行制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年7月12日法は、2013年7月12日法の規定の範囲内に完全には該当しないSIFについては従前の保管受託銀行制度を維持している。

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

2013年7月12日法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行を導入することで、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

当該新たな金融セクターの特殊な専門機関の業務は、1993年法により、以下のように定義されている。すなわち、() 当初の投資が行われた日から5年間に於いて行使可能な買戻しの権利を持たず、かつ() その基本投資方針に従い、通常2013年7月12日法第19条第8項(a)に従って保管されるべき資産に投資しないか、または、通常、発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する監督権を獲得しようと試みるSIF(2007年2月13日法の規定の範囲内)、SICAR(2004年6月15日法の規定の範囲内)およびAIF(AIFMDの規定の範囲内)の保管受託銀行の機能の提供である。

かかる活動は、金融セクターの特殊な専門機関の通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前項に記載され、かつ上記条件でのみ利用可能な新たな金融セクターの特殊な専門機関に加え、適格性を有する保管受託銀行は通常、(従前の保管受託銀行制度と同様に)ルクセンブルグで設立された信用機関である。また、ルクセンブルグの投資会社は保管受託銀行制度として行為することができるが、以下の条件を充足することが前提となる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保管および管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年7月12日法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行(すなわちUCITSに該当しないUCIの保管受託銀行)は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF通達18/697の規定に従う。

CSSF通達18/697は、グッドガバナンスの原則を定め、以下のために保管受託業務を遂行するルクセンブルグの事業体の内部組織および適切な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年7月12日法および/またはAIFMRの一定の側面ならびに一定の範囲においては2007年2月13日法および/または2004年6月15日法について追加的な詳細を明確化または提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人投資家向けパート・ファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICARならびにAIFとしての資格を有し、登録済みAIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2. 義務および責任

2013年7月12日法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年7月12日法およびAIFMRに規定される保管受託銀行制度に従わなければならない。

かかる保管受託銀行制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保管義務

- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 一定の監督業務

保管受託銀行自らが行わなければならない監督およびキャッシュ・フロー監視業務と異なり、保管受託銀行は一定の条件に基づき保管業務の全部または一部を委託する権限を有している。

2013年7月12日法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保管の対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当に遅滞することなく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、また、いくつかの例外を条件として、保管受託銀行の責任は、自己の業務の第三者への委託による影響を受けない。

さらに、保管受託銀行は、2013年7月12日法に基づくその義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6. A I Fの国際的な販売および運用

2013年7月12日法の第6章(「EU圏のA I F Mが欧州連合圏内でEU圏のA I Fを販売し運用する権利」)および第7章(「第三国との関連での具体的な規則」)に規定のとおり、認可を受けたA I F Mは、A I F M Dに規定されたパスポート制度に基づき、ルクセンブルグおよびその他加盟国の専門投資家にA I Fを販売することができる。かかる規定はまた、認可を受けたA I F Mが当該A I Fを国際的に運用する場合にも適用される。

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、A I F Mは、A I Fを販売または運用するためにホスト加盟国から認可を取得する必要も、販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を充足する必要もない。

2. 2013年7月12日法を条件としたオルタナティブ投資ファンドの導入

2.1. 2010年12月17日法に基づくパート ファンド

2.1.1. 概要および範囲

上記のとおり、すべてのパート ファンドは2013年7月12日法の定めるA I Fとして適格である。2010年12月17日法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、2010年12月17日法のパート に該当するU C I T Sの適格性を有さず、パート として規制されるファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売し得るU C I T S
- 2010年12月17日法第5章に規定する規則を適用することがその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年12月17日法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年12月17日法第96条第1項に従い決定される。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

I M L 通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、またはE Cの地域規模もしくは世界規模の公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、オープン・エンド型U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、当該U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

上記 2.2項に記載されるとおり、MMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのUCIについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求し、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するパート ファンドには追加的な投資制限を課す。

2.1.3. 管理会社およびAIFM

すべてのパート ファンドは単独のAIFMによって運用されなければならないが、かかるAIFMは、ルクセンブルグ内に設立され、2013年7月12日法第2章に基づき権限を得ているAIFMまたはその他加盟国もしくは第三国に設立され、通達2011/61/EU第 章に基づき権限を得ているAIFMであるものとする。

パート ファンドは、2013年7月12日法により、()当該パート ファンド運用の責任者であるAIFMを別途任命することで外部運用するか、または()当該ファンドの法的形態上内部運用が許可されている場合で、その運営組織が外部AIFMを任命しないと選択した場合、内部運用することができる。後者の場合、パート ファンド自体がAIFMであると認識されることになり、さらに、当該パート ファンドは()AIFMに適用される2013年7月12日法上の義務すべてを遵守すること、および()2013年7月12日法に基づく認可要請を提出することが義務づけられる。

2.1.3.1. 第15章に基づく管理会社およびAIFM

かかるパート ファンドを運用する管理会社についての条件は、上記に規定されている。

2.1.3.2. 第16章に基づく管理会社およびAIFM

上記の文言は、原則として、パート ファンドを運用する第16章に基づく管理会社に適用される。

2.1.4. パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パート ファンドは、その業務を実施するために、事前にCSSFから認可を取得しなければならない。

パート ファンドは、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件に加え、2013年7月12日法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年12月17日法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが同条に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年12月17日法第129条第1項に従い要求される認可に加え、2013年7月12日法第3条規定の適用除外を条件として、ファンド自体が2013年7月12日法第2章に従いAIFMとして認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、優れた評価を十分に得ており、かつ十分な経験を有していなければならない。当該取締役およびその後任者に関する身元は、CSSFに報告されなければならない。

認可されたパート ファンドは、CSSFによってリストに記入される。

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

2010年12月17日法第150条は投資信託の目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各FCPのために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書に記載された方法により入手できる。
- 監査済年次報告書は6か月以内に公表されなければならない、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

AIFMDに規定される範囲内に完全に該当し、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されているかまたは内部運用AIFMとして適格性を有する(下記を参照のこと。)のパート ファンドについては、2010年12月17日法および2013年7月12日法により投資家に対する追加開示が義務づけられている。

4.1.2項に詳述されるとおり、2018年1月1日(または後述の移行期間終了後)より、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「PRIIPs」に係る助言、募集または販売を行う者および事業者は、かかる個人投資家がPRIIPsへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してPRIIPs KIDを交付することを義務付けられている。

PRIIPs規則は、2018年1月1日より適用される。UCITS管理会社、自己管理型UCITS投資法人およびUCITSに係る助言または販売を行う者に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。2018年1月1日より前からUCITS KIDを発行しているパート ファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。

パート ファンドの受益証券/投資口の販売に係る広告には、目論見書(および該当する場合にはUCITS KIDまたはPRIIPs KID)が入手可能であることへの言及ならびにそれらを入手可能な場所の表示がされなければならない。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

- () 公募または販売の承認
2010年12月17日法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのUCIが活動を行うためには事前にCSSFの認可を受けなければならない旨を規定している。
- () 設立文書の事前承認
2010年12月17日法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨を規定している。
- () 販売用資料
2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。
これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。
- () 目論見書の更新義務
2010年12月17日法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。
- () 財務状況の報告および監査
1915年法第461 - 6条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。
1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。
2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。
2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。
- () 財務報告書の提出
2010年12月17日法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定している。
2010年12月17日法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。
IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正済）およびCSSF通達15/627に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。
- () 違反に対する刑事上の制裁
ルクセンブルグの1915年法および2010年12月17日法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、

一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される(さらなる詳細については、上記 4.2項()を参照のこと。)

2.1.5. 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、単独の保管受託銀行に保管を委託しなければならない。かかるパート ファンドの発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券/投資口の販売が認められているか否かにより、異なる保管受託銀行制度が適用される。

個人投資家向けパート ファンドに関しては、 3 項に詳述されるUCITS向けの保管受託銀行制度が適用される。

非個人投資家向けパート ファンドに関しては、 1.5項に詳述されるAIFMDにおける保管受託銀行制度が適用される。

2.1.6. 清算

上記 4.3項「清算」の記載内容は、2010年12月17日法に基づくパート ファンドの清算にも適用される。

2.2. 2007年2月13日法に基づくSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年2月13日法の下で設定されたヴィークルと2010年12月17日法に従うUCIをさらに区別するため、2007年2月13日法では、前者を「専門投資信託」と称している。

上記 1. に記載するとおり、2007年2月13日法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年7月12日法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年2月13日法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、()2007年2月13日法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および()2007年2月13日法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1. 一般規定とその範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年2月13日法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通し、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行うか、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ヴィークルの設立文書(規約または約款)または募集用書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2. ルクセンブルグSIFの投資制限

EU圏外の統一UCIについて定める2010年12月17日法パート と同様に、2007年2月13日法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年2月13日法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。これを受け、CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFにおけるリスク分散に関する通達07/309を通じて、以下に詳述する規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ型ファンドとして組成されている場合、当該SIFに対する言及はすべて、そのコンパートメントへの言及であると理解されなければならない。

(1) S I Fは、自らの資産または払込約定金の30%を超えて、同じ発行者が発行する同じ性質の証券に投資することはできない。

(1)の規制は以下のものには適用されない。

() O E C D加盟国または国際機関に対して発行された証券

() 少なくともS I Fに適用されるものと同程度のリスク分散要件に従う対象U C I

(2) 同じ発行者が発行する同じ性質の証券の空売りは、当該S I Fの資産の30%を超えてはならない。

(3) 金融デリバティブ商品を用いる場合、S I Fは、当該金融デリバティブ商品の原資産を適切に分散化することによって上記と同程度のリスク分散を確保しなければならない。同様の目的で、O T C取引における取引先リスクは、適用ある場合、関連する取引先の質および適格性を考慮して制限されなければならない。

C S S Fはケース・バイ・ケースで免除を付与することができる。

C S S Fは、S I Fが上記分散化規則から逸脱する「猶予期間」を承認することができる。かかる猶予期間は、S I Fの目論見書において開示される必要があり、運用資産の種類によって異なり得る。

上記 .2項に記載されるとおり、MMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのU C Iについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求し、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するS I Fには追加的な投資制限を課す。

2.2.3. 管理会社およびA I F M

ルクセンブルグの管理会社は、2010年12月17日法第15章または第16章を条件として、S I Fを運用することができる。S I Fが2013年7月12日法の規定に基づきA I Fとして適格性を有している場合、後者は、(A I F Mの運用資産が最低限度額を超えない場合には)認可を受けたA I F Mによって2013年7月12日法第2章の条件に基づき運用されるか、または(当該A I F Mが最低限度額による適用除外の利益を享受することができる場合)登録済みA I F Mによって運用されるものとする。

第15章に基づく管理会社は、S I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。かかる管理会社がA I F Mとして適格性を有するための条件は、上記のとおりである。

第16章に基づく管理会社は、S I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年12月17日法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件を規定している。かかる要件は上記規定のとおりである。

2.2.4. S I Fの認可、登録および監督

2.2.4.1. 認可および登録

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年12月17日法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年12月17日法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2.2.4.2. 投資家に提供すべき情報

募集用書類および最新の公表済み年次報告書は、要請に基づき無償で応募者に提供される。ただし、2007年2月13日法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。

募集用書類には、投資家が自己に提案があった投資(特に当該投資に関するリスク)について情報に基づく判断ができるようにするために必要な情報を含めなければならない。

募集用書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的部分は、追加証券またはパートナーシップ持分が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。募集用書類の変更は、C S S Fの承認を条件とする。

2018年1月1日より、個人投資家に対する助言、募集または販売が行われるS I Fは、かかる個人投資家が当該S I Fへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してP R I I P s K I Dを交付する必要がある。ただし、当該S I Fが2018年1月1日より前からU C I T S K I I Dを発行していることにより、上記 .4.1.2項に言及される既得権期間を利用可能な場合を除く。個人投資家に対する助言、募集または販売が行われないS I Fは、P R I I P s規則の適用範囲に該当しない。

2.2.5. ルクセンブルグのS I Fに対する追加的要件

() 規制上の側面

2007年2月13日法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務状況の報告および監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)による監査を受けなければならない。

U C I T Sおよびパート ファンドにつき、1915年法第461 - 6条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資主が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書を当該期間終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年2月13日法第56条は、S I Fは募集用書類およびその変更ならびに年次報告書をC S S F宛に送付しなければならない旨を規定する。

2.2.6. 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年2月13日法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fおよび2007年2月13日法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託銀行制度に服する。A I F M Dに基づく制度は上記 .1.5項に記載されている。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年7月12日法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年7月12日法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または上記の2013年7月12日法第24条に従い発行者もしくは非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者もしくは非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7. 清算

上記 .4.3項「清算」の記載内容は、2007年2月13日法に基づくS I Fの清算にも適用される。

2.3. 2004年6月15日法に基づくS I C A R

2004年6月15日付で、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルに投資する投資法人(以下「S I C A R」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年6月15日法」という。)を採択した。

リスク・キャピタルへの投資とは、事業体の設立、展開または上場を考慮して当該事業体への直接的または間接的な資産出資を意味する。かかる種類のヴィークルは、情報に精通した投資家(S I Fに関する2007年2月13日法と同様に2004年6月15日法に定義)のみが利用可能である。

2.4. 2016年7月23日法に基づくR A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公布された。

これにより、ルクセンブルグにおける新たな投資ヴィークルである「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)」が導入された。R A I Fは、A I Fとして適格性を有しているS I F(またはS I C A R)と実質的に共通した特徴(および柔軟性)を備えているものの、主な相違点は、R A I FがC S S Fの認可および監督の規制に服さないことにある。そのため、R A I Fが設立され、運用を開始するまでの時間枠は、市場参入までの時間を短縮するという観点から、より魅力的なものとなっている。R A I Fは、S I FおよびS I C A Rと同様に情報に精通した投資家のみが利用可能である。R A I Fは、認可を受けたA I F Mによって運用されなければならないが、A I F M Dによって規制される。その他のA I Fについては、R A I Fを運用する認可を受けたA I F Mが、2013年7月12日法およびA I F M Dの規定ならびに第三国規則を遵守した上で、最終的には自らが運用するR A I Fを、専門投資家に対してE U圏内において国際的に販売することができる。

2.5. 規制を受けないヴィークル

A I Fとしての適格性を有するルクセンブルグの投資ヴィークルは、規制を受けないA I Fとしても設立することができ、これらはルクセンブルグの商品法に従わないため、本書において詳述されていない。

第4【その他】

目論見書の記載事項

(1) 日本語の目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。また、日本語の目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。

(2) 交付目論見書に以下の事項を記載する場合があります。

購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨

E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨

管理会社は、ファンド資産の運用にあたり、ファンドの投資制限を遵守する旨および主な投資制限に関してはその要点だけを述べた旨

その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨

ファンド証券の券面の記載事項

記載される主な項目は次のとおりです。

- a. ファンドの名称
- b. 表章される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のRESAへの掲載に関する情報

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年7月10日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査対象

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2018年7月10日現在の純資産計算書
- ・2018年7月10日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

我々は、財務書類の監査に関する倫理上の要件とルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、ファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載されるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った調査に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために管理会社の取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運用の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

ルクセンブルグ、2018年11月5日

代表して署名

アントワーヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund (the “Fund”) as at 10 July 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 10 July 2018;
- the statement of investments as at 10 July 2018;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the

financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;

- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 5 November 2018

Antoine Geoffroy

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2018年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2018年5月17日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme

Sylvie Testa

Luxembourg, May 17, 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年7月10日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査対象

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2019年7月10日現在の純資産計算書
- ・ 2019年7月10日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

我々は、財務書類の監査に関する倫理上の要件とルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、ファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために管理会社の取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運用の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

ルクセンブルグ、2019年10月31日

代表して署名

アントワーヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund (the “Fund”) as at 10 July 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 10 July 2019;
- the statement of investments as at 10 July 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going

concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 31 October 2019

Antoine Geoffroy

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2019年5月28日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 28, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。